藤沢市一般廃棄物処理基本計画(改定素案)

令和3年11月

神奈川県藤沢市

# 目 次

第1章 計画改定の基本的な考え方	1
第1節 計画改定の目的	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 上位計画	3
1. 上位計画の法体系	3
2. 国の関係法令、計画、方針等との関係	4
3. 神奈川県の計画、方針等との関係	7
4. 藤沢市の計画、方針等との関係	10
第4節 計画期間	12
第5節 計画の対象範囲	12
第 2 章 地域概況	13
第1節 人口動態	13
1. 人口推移	13
2. 年齢別人口	14
3. 地区別人口	14
第2節 産業の動向	15
1. 農業	15
2. 工業	15
3. 商業	16
4. 観光業	16
第3節 土地利用状況	17
第3章 ごみ処理基本計画	18
第1節 ごみ処理の現状と課題	18
1. ごみ処理フロー	18
2. ごみ処理体制	19
3. ごみ処理の実績	23
4. ごみ処理経費	31
5. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析	32
6. 旧計画中間目標値の達成状況	35
7. 国及び県の計画目標値と実績値の比較	
8. 施策の評価	37
9. ごみ処理の課題	57
第2節 ごみ処理基本計画の改定	59

1.	基本理念及び基本方針59
2.	計画収集人口の設定60
3.	数値目標61
4.	施策体系66
5.	市民・事業者・行政の役割67
6.	基本方針 1 積極的に 3R に取り組むまちづくりの実現68
7.	基本方針 2 廃棄物の適正処理システムの実現71
8.	基本方針 3 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政による協働の実現88
# 1 <del>*</del>	
	食品ロス削減推進計画91
	節 計画策定の趣旨91
	計画策定の背景との目的91
	計画の位置づけ92
3.	
	計画対象
	節 食品ロスの現状と課題94 本市の食品ロスの発生量94
1. 2.	食品ロス的発生量
2. 3.	
	(製品ロス削減に向けた本中の課題99) 節 食品ロス削減推進計画
1. 2.	基本理念及び基本方針
2. 3.	施策体系
3. 4.	市民・事業者・行政の役割
4. 5	
٠.	基本方針 2 食品廃棄物の資源循環の推進106
	基本方針 3 食品ロス削減推進のための協働体制の構築
٠.	金平万町 5
第5章	生活排水処理基本計画
第1	節 生活排水処理の現状及び課題109
1.	生活排水処理フロー及び処理体制109
2.	生活排水処理の実績 111
3.	生活排水処理経費116
4.	し尿処理施設の概要118
5.	旧計画中間目標値の達成状況119
6.	施策の評価120
7.	生活排水処理の課題124
第 2	節 生活排水処理基本計画の改定125

1.	基本理念及び基本方針125
2.	数値目標126
3.	生活排水処理に係る予測127
4.	施策体系131
5.	市民・事業者・行政の役割131
6.	基本方針1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します132
7.	基本方針2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます135
第6章	計画の進行管理136
資料編	
1.	ごみ排出量の将来推計資-1
2.	用語説明 資-7

# 第1節 計画改定の目的

わが国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、プラスチックごみによる海洋汚染など環境問題への反省から、環境負荷の低減に向けた様々な取組が行われてきました。また、平成27年に開かれた国連サミットでは、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標であるSDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))を掲げました。SDGs は、平成28年から令和12年までに達成すべき目標として、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

国における法整備においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」や「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)」等の法律が改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める「個別リサイクル法」が制定されました。また、近年、改正された「第五次環境基本計画(平成30年4月)」や「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)」は、SDGsの考え方を取り入れた計画となっています。その他に、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応し、かつ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチック資源循環戦略(令和元年5月)」が策定され、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)」が成立しました。また、毎年大量に発生している食品ロスの削減に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年10月)(以下「食品ロス削減推進法」という。)」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)」が施行されました。

神奈川県においては平成24年3月に策定した「神奈川県循環型社会づくり計画」を平成29年3月に改訂し、平成33年度(令和3年度)における計画目標を改めるとともに、基本理念(県の目指すべき姿)に「廃棄物ゼロ社会」を掲げています。また、神奈川県は、平成30年6月に国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」「に選定されたほか、「かながわSDGs取組方針(令和元年12月)」や「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム(令和2年3月)」の策定、「かながわ気候非常事態宣言(令和2年2月)」の表明など、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて取組を行っています。

藤沢市(以下「本市」という。)は、平成29年3月に平成29年度から平成38年度(令和8年度)までの10年間について、「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、本市は、「藤沢市環境基本計画(2017年(平成29年)3月[第2次改定])」の策定や「かながわプラごみゼロ宣言」への賛同、「藤沢市気候非常事態宣言(令和3年2月)」の表明などを行ってきました。

今回の改定は、計画の策定から5年が経過したことから、中間目標年度における計画目標の達成状況、社会経済情勢の変化やこれまでの施策の評価を踏まえ、計画の見直しを行うものです。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 神奈川県のモデル事業名は「SDGs 社会的インパクト評価実証プロジェクト」で、SDGs の目標・ターゲットに沿った取組について、社会的インパクトを定量的・定性的に把握することができるよう、評価モデルを策定するとともに、その評価結果により、資金提供者をはじめとする市場から投融資を呼び込むことを目的として実施。

### 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、廃棄物処理法第6条第1項の「市町村は、 当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされた規定に基づ く「一般廃棄物処理計画」の一部となります。この「一般廃棄物処理計画」は、中長期の処理計画で ある本計画と毎年度の実行計画である「一般廃棄物処理実施計画」に区分されます。

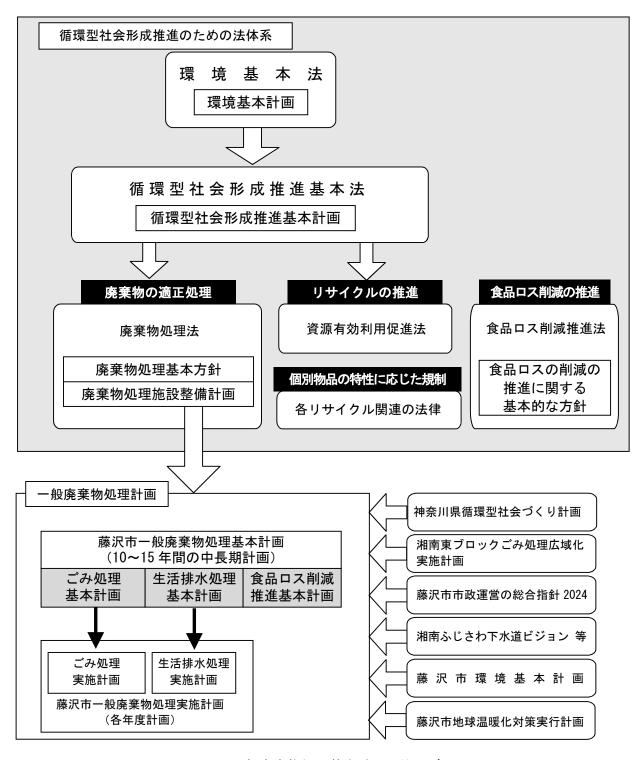


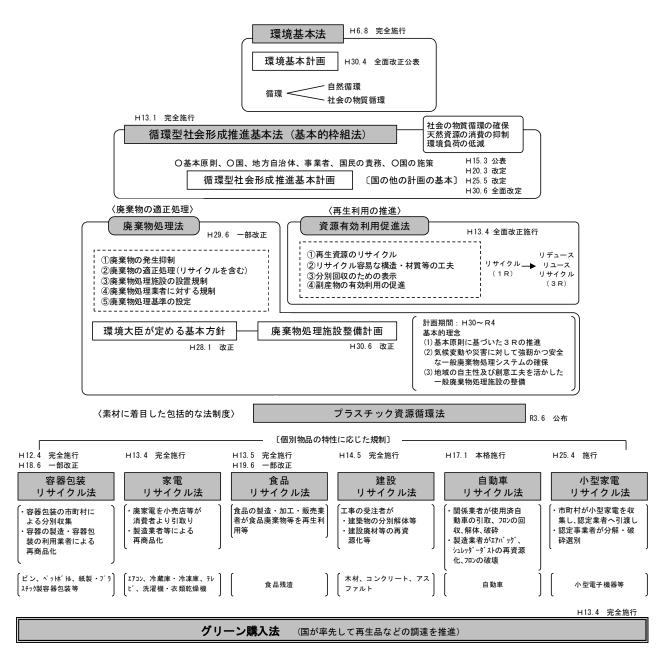
図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

### 第3節 上位計画

#### 1. 上位計画の法体系

循環型社会形成推進のための法体系を図 1-2 に示します。

本市は、循環型社会の形成に向けて、各種法制度等に基づく実効ある取組の推進を図っています。



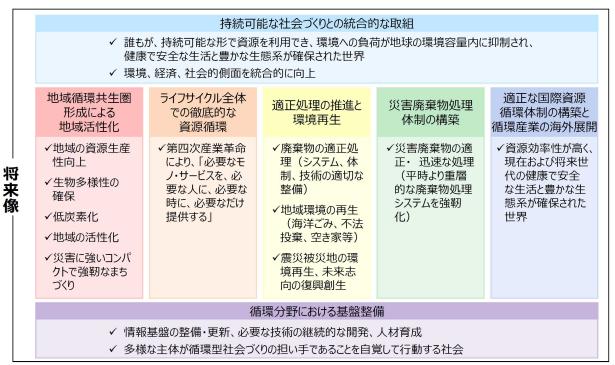
[資料:プラスチックを取り巻く国内外の状況<参考資料集>(令和3年8月)(一部改変)]

図 1-2 循環型社会形成推進のための法体系

#### 2. 国の関係法令、計画、方針等との関係

#### (1) 循環型社会形成推進基本計画

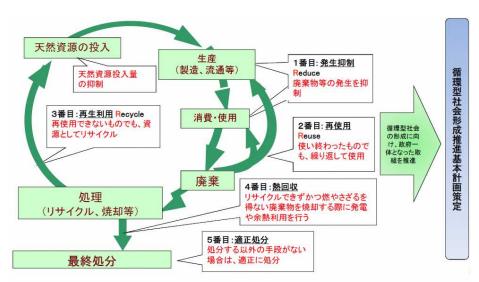
循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会\*の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも着目し、図1-3に示す7つの項目ごとに将来像や指標、目標を掲げています。



「資料:環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画(概要版)(平成30年6月)]

#### 図 1-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の将来像

※循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。【循環型社会形成推進基本法(平成12年6月公布、13年1月完全施行)第2条第1項】



[資料:環境省 プラスチックを取り巻く国内外の状況<参考資料集> (令和3年8月)]

図 1-4 循環型社会の姿

### (2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針(平成22年環境省告示130号)(以下、「廃棄物処理基本方針」という。)」が定められています。

平成28年1月には、方針の変更に関して告示され、廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標年度として計画されています。なお、令和2年度以降については、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから改定を行わず、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

#### (3) プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)において「プラスチック資源循環戦略」を策定することが盛り込まれ、令和元年5月31日に策定されました。

本戦略は、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable (再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略とされています。

プラスチック資源循環戦略の基本原則及び重点戦略は、以下のとおりです。

#### 基本原則:「3R+Renewable」(再生可能資源への代替)

#### 重点戦略

- ① プラスチック資源循環
- ・リデュース等の徹底(プラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 等)
- ・効果的・効率的で持続可能なリサイクル (使用済プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 等)
- ・再生材・バイオプラスチックの利用促進(可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック 使用 等)
- ② 海洋プラスチック対策
- ・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 等
- ③ 国際展開
- ・地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等) 等
- ④ 基盤整備
- ・社会システム確立(ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築) 等

#### (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック資源循環法は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために策定した「プラスチック資源循環戦略」を具体化するために、令和3年6月4日に成立しました。本法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)によりサーキュラー・エコノミー\*への移行を促進するために措置を講じようとするものです。

本法律の基本方針は、以下のとおりです。

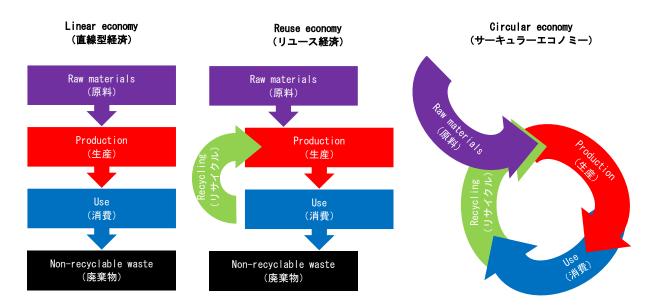
- ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

※サーキュラー・エコノミーとは、従来からある原料、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Econony(直線型経済)」や「Reduce(減らす)」「Reuse(再利用する)」「Recycle(リサイクル)」の 3R で知られる「Reuse Economy(リユース経済)」の考え方とは異なり、そもそもの原材料調達・製品デザイン(設計)の段階から従来廃棄されていたものを新たに原料として使用し、廃棄ゼロを目指す経済のことです。

サーキュラー・エコノミーの基本原則1:自然のシステムを再生

基本原則2:製品と原料材を捨てずに使い続ける

基本原則3:ゴミ・汚染を出さない設計



[資料:オランダ政府ホームページ]を一部加筆

図 1-5 サーキュラー・エコノミーの概念図

#### (5) 食品ロスの削減の推進に関する法律及び基本的な方針

食品ロス削減推進法は、令和元年10月1日に施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、本法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めたものが「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」で、令和2年3月31日に閣議決定されました。本方針に掲げられた食品ロスの削減の基本的施策は、以下のとおりです。

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、普及啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援等未利用食品を提供するための活動の支援等

# 3. 神奈川県の計画、方針等との関係

#### (1) 神奈川県循環型社会づくり計画

神奈川県循環型社会づくり計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画であるとともに、かながわグランドデザイン(県の総合計画)及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画です。

平成29年3月に改訂された神奈川県循環型社会づくり計画は、当初、令和3年度に全面改定行う 予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全面改定は行わず、従来の施策を継続する 形で計画期間を2年間延長(継続)して平成24年度から令和5年度までの12年間としています。

令和〇年〇月に公表された一部見直し計画では、計画目標については、これまでの令和3年度の目標値を令和5年度まで据え置く形で設定され、以下のように示されています。

2023(令和 5)年度の計画目標						
施策の分野		目標値				
心泉の力却	施策の数値目標	単位	令和3年度 令和5年度			
	生活系ごみ1人1日当たりの排出量	g	664			
72 TE (TE THE O. 14 ) H	事業活動により廃棄物の県内GDP (県内総生産)当たりの排出量	t/億円	53. 6			
資源循環の推進	一般廃棄物の再生利用率	%	31			
	製造業における産業廃棄物の再生利 用率	%	50			
適正処理の推進	不法投棄等残存量	万 t	前年度 より減少			

#### (2) 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画

神奈川県は、「ごみ処理の広域化計画について(平成9年5月28日付環衛173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)」に基づき、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。計画では、地理的・社会的条件を考慮してつつ県内を「横浜」「川崎」「横須賀三浦」「湘南東」「湘南西」「大和高座」「厚木愛甲」「相模原」「県西」の9つのブロック圏域に区分し、平成10年度から平成19年度までの10年間を計画期間とする広域化実施計画の策定をめざすものとしました。藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロック」といる職職を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」(以下、「広域化計画」という。)を平成20年3月に策定し、平成20年度から平成34年度(令和4年度)までの15年間を計画期間としました。また、短期目標年度(平成24年度)、中期目標年度(平成29年度)の前年にあたる平成23年度、平成28年度には、計画の改定を行いました。令和3年度にも広域化計画の改定を行い、短期目標年度(令和8年度)、中期目標年度(令和13年度)における目標値を定めました。広域化計画の基本理念は、以下のとおりです。

- ①ごみの減量とリサイクルを推進します。
- ②エネルギーの有効利用を促進します。
- ③ごみ処理経費の縮減を図ります。
- ④持続可能な適正処理体制の確保と地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築 に向けた検討を進めます。

表 1-1 上位計画における各種目標値

	-1	我 1-1 工位計画における各種日標値		
	計画名称	排出量	資源化率	最終処分
国	第四次 循環型社会形成 推進基本計画	■2025 年度(令和7年度) 目標年度  <一般廃棄物> 1人1日当たりのごみ排出量: 約850g/人/日 <家庭系ごみ> 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ、集団回収量を除く): 約440g/人/日 <事業系ごみ> 事業系ごみみませます。	約 28%	_
		約1,100万トン  ■2030年度(令和12年度) 目標年度  <家庭系食品ロス量> 2000年度(平成12年度)の半減  <事業系食品ロス量> 今後、食品リサイクル法の基本方針において設定		_
	廃棄物処理基本 方針(平成 28 年 1 月) ※	■2020 年度(平成 32 年度(令和 2 年度)) <	目標年度 約 27%	平成24年度 ( 2012 年 度)比で 約14%削減
	食品ロスの削減 の推進に関する 基本的な方針	■2030 年度(令和 12 年度) 目標年度 <家庭系食品ロス量> 2000 年度(平成 12 年度)の半減 <事業系食品ロス量> 2000 年度(平成 12 年度)の半減 <削減に取り組む消費者の割合> 80%	_	_
神奈川県	神奈川県 循環型社会 づくり計画	■2023 年度(令和 5 年度) 目標年度 <生活系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量> 目標 664g/人・日 <事業活動による廃棄物の県内 GDP (県 民総生産)あたりの排出量> 目標 53. 6t/億円	31%	_

<sup>※</sup>令和 2 年度以降については、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

#### 4. 藤沢市の計画、方針等との関係

#### (1) 藤沢市市政運営の総合指針 2024

本市では、総合計画に替わる仕組みとして、平成25年度に「藤沢市市政運営の総合指針2016」を 策定しました。以後、社会経済環境の変化の速さに対応できるよう、市長任期を踏まえ4年に一度、 全体を見直しています。令和2年度に、新たにSDGs(持続的な開発目標)の視点も取り入れ、「藤沢 市市政運営の総合指針2024(2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換)」として改定しました。

市政運営の総合指針2024の基本理念等を表1-2に示します。

市政運営の総合指針 2024 では、引き続き、「郷土愛あふれる藤沢〜松風に人の和うるわし 湘南の元気都市〜」をめざす都市像とし、3 つのまちづくりコンセプトと8 つの基本目標を設定し、それらを踏まえ、直近4年間に重点的かつ確実に取り組むべき課題と施策を5 つのまちづくりテーマと17の重点施策として示しています。

ごみ処理に関連する内容としては、基本目標 3「自然を守り豊かな環境をつくる」の中で、3R+Renewable (リニューアブル:再生可能な資源利用)の取組を浸透させることにより、廃棄物の減量・資源化のさらなる促進と最終処分場の延命を図るとともに、超高齢社会における市民のごみや資源を排出する際の負担の軽減に取り組む必要がある等としています。また、重点施策では、まちづくりテーマ 5 の重点施策 1「豊かな自然を守り・生かす環境対策の推進」で、本市の豊かな自然環境を守るため、プラスチックごみの削減や海洋プラスチックごみ対策など、環境美化、ごみ減量を推進するとともに、緑地や水環境の保全、自然環境共生を進めるとしています。

表 1-2 市政運営の総合指針 2024 の基本理念等

# 【めざす都市像(基本理念)】

郷土愛あふれる藤沢

~松風に人の和うるわし 湘南の元気都市~

#### 【3つのまちづくりコンセプト】

- 1 藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち(サステナブル藤沢)
- 2 共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち (インクルーシブ藤沢)
- 3 最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち(スマート藤沢)

#### 【8つの基本目標】

- 1 安全な暮らしを守る
- 2 文化・スポーツを盛んにする
- 3 自然を守り豊かな環境をつくる
- 4 子どもたちを守り育む
- 5 健康で安心な暮らしを支える
- 6 地域経済を循環させる
- 7 都市基盤を充実する
- 8 市民自治・地域づくりを進める

「資料:藤沢市市政運営の総合指針 2024]

#### (2) 藤沢市環境基本計画(2021年(令和3年))

本市は、「藤沢市環境基本計画」について、国や県の動向、本市の関連計画等を踏まえるとともに、 社会情勢の変化に対応していくため、令和3年度に2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)の9年間を見据えた内容に見直しを行いました。

藤沢市環境基本計画における総合環境像及び5つの環境像を表 1-3に示します。

藤沢市環境基本計画では、これからも安全で安心な生活を実感して暮らせる社会の実現を目指し、総合環境像を「地域から地球に拡がる環境行動都市」とし、それを創造するための5つの環境像を掲げています。

ごみ処理に関連する内容としては、環境像 3「資源を持続可能な形で循環しながら利用していくまち」において、環境目標 3-1「廃棄物の発生・排出抑制」及び環境目標 3-2「廃棄物の適正な処理」が設定されています。

また、生活排水処理に関連する内容としては、環境像 1「快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち」において、環境目標 1-3「河川・海の保全」が設定されています。

表 1-3 藤沢市環境基本計画における総合環境像及び5つの環境像

【総合環境像】地域から地球に拡がる環境行動都市

(環境像1) 快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

(環境像2) 地域資源を活用し自然とふれあえるまち

(環境像3) 資源を継続可能な形で循環しながら利用していくまち

(環境像4) 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

(環境像5) 環境にやさしく、地球環境の変化に適応したまち

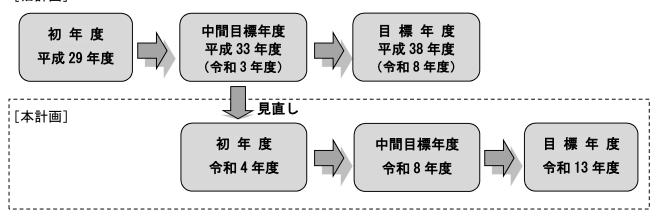
[資料:藤沢市環境基本計画(2021年(令和3年)]

### 第4節 計画期間

計画期間は、令和4年度を初年度に10年間として、目標年度を令和13年度とします。

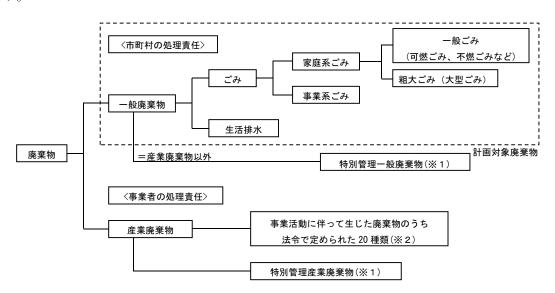
計画期間中は、令和8年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

#### [旧計画]



# 第5節 計画の対象範囲

本計画の対象廃棄物を図 1-6 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画の対象とする一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定められている 20 種類のものを指します。



※1:爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2:燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物(コンクリート固化したものなど)、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物(主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など)

[資料:環境省]

図 1-6 本計画の対象廃棄物

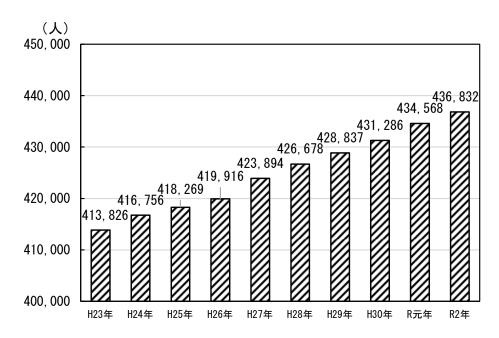
# 第2章 地域概況

# 第1節 人口動態

# 1. 人口推移

本市の人口推移を図 2-1 に示します。

本市の人口は平成 23 年に 413,826 人でしたが、年々増加し、令和 2 年には 436,832 人となり、平成 23 年に対して 23,006 人増加しています。



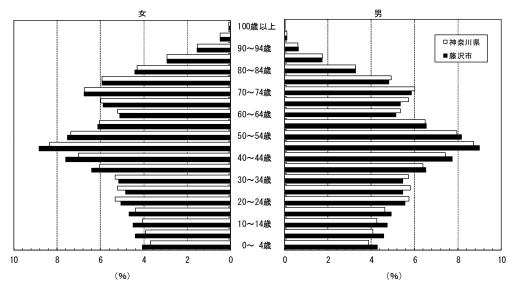
※各年度10月1日時点の人口

図 2-1 人口推移

#### 2. 年齡別人口

令和2年1月1日時点の年齢別人口を図2-2に示します。

年齢別人口は、高齢者人口(65歳以上)が総人口の24.6%(神奈川県平均25.1%)を占めるのに対し、若年層(14歳以下)は13.1%(神奈川県平均11.9%)となっており、高齢の世代が多くなっています。



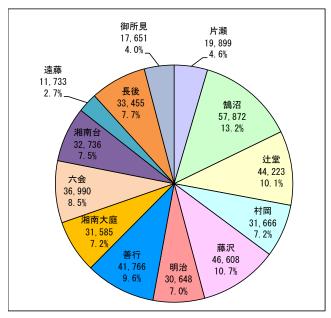
[資料:神奈川県年齢別人口統計調査 (R2年1月1日現在)]

図 2-2 年齢別人口

# 3. 地区別人口

令和2年10月1日時点の地区別人口を図2-3に示します。

地区別人口では、鵠沼地区 57,872 人 (13.2%) が最も多く、続いて、藤沢地区 46,608 人 (10.7%)、 辻堂地区 44,223 人 (10.1%)、善行地区 41,766 人 (9.6%) の順となっています。



[資料:藤沢市人口統計(R2年10月1日現在)]

図 2-3 地区別人口

# 第2節 産業の動向

#### 1. 農業

農家及び経営耕地面積の推移を表 2-1 に示します。

総農家数は、平成22年から平成27年までの5年間に713戸から672戸へと41戸(5.8%)減少しています。農家の種別では、第1種兼業農家の減少が著しく51.0%減少し、第2種兼業農家も5.9%減少しています。それに対し、専業農家は21.4%増加しており、兼業農家から専業農家へ移行しているものと考えられます。

経営耕地面積は、平成22年から平成27年の5年間に712haから679haへと33ha(4.6%)減少しています。耕地の種別では、田6.9%、畑2.9%、樹園地9.3%の減少となっています。

表 2-1 農家及び経営耕地面積の推移

(単位:戸、%)

				(平四.)	` /0/	
	年項目		U07	増 減		
項目			H27	戸数	増減率	
総農家数		713	672	-41	-5.8	
専	業農家	257	312	55	21. 4	
兼	業農家	456	360	-96	-21. 1	
	第一種兼業	153	75	-78	-51.0	
	第二種兼業	303	285	-18	-5. 9	
		•				

(単位:ha、%)						
	H22	H27	増減			
項目	ПZZ	П21	面積	増減率		
田	116	108	-8	-6. 9		
畑	478	464	-14	-2. 9		
樹園地	118	107	-11	-9. 3		
計	712	679	-33	-4. 6		

[資料:農林業センサス]

[資料:工業統計調查]

# 2. 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移を表 2-2 に示します。

事業所数及び従業者数は、平成 19 年から平成 30 年までの 12 年間、増減を繰り返しながら若干減少傾向にある一方で、製造品出荷額等は、約13,626 億円から約15,056 億円へと約1,430 億円(10.5%)増加しています。

表 2-2 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

(単位:事業所、人、万円)

			· + /(//( /(( /J/1//
項目	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
年	(事業所)	(人)	(万円)
H19	363	26, 475	136, 262, 413
H20	372	24, 239	133, 519, 420
H21	321	21, 870	86, 524, 852
H22	319	21, 696	107, 090, 488
H23 <sup>×1</sup>	334	22, 061	118, 714, 505
H24	328	21, 769	125, 163, 435
H25	318	20, 866	124, 846, 325
H26	308	21, 215	138, 759, 697
H27 <sup>※2</sup>	327	23, 121	148, 447, 921
H28	297	23, 595	142, 761, 225
H29	293	23, 473	147, 376, 259
H30	288	23, 745	150, 560, 379

※1:平成24年経済センサス-活動調査結果(製造業)

※2: 平成28年経済センサス-活動調査結果(製造業)

### 3. 商業

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移を表 2-3 に示します。

平成 24 年から平成 28 年までの 4 年間で、事業所数及び従業員数は増加しています。また、平成 28 年度の年間商品販売額は、平成 24 年度と比べて約 1,291 億円増加しています。

表 2-3 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

/ <del>/</del>		H24			H28			
項目	事業所数	従     商年       業     品間       者     販       数     売       額		業   品間     所   者     数   売		事 業 所 数	従業者数	商 品 販 売 額
総数	2, 261	21, 276	613, 800	2, 480	26, 001	742, 913		
卸売業	385	3, 440	259, 909	423	3, 762	270, 339		
小売業	1, 876	17, 836	353, 891	2, 057	22, 239	472, 574		

[資料:経済センサス-活動調査]

#### 4. 観光業

観光客数の推移を表 2-4 に示します。

観光客数は、天候不順等が影響した平成 29 年を除き、平成 27 年から令和元年までの 4 年間にかけて、全体として増加傾向にあります。

また、日帰り客数は、宿泊客数に比べ非常に高い割合を占め、令和元年では、合計 19,299,823 人に対して、日帰り客数 18,718,456 人 (97.0%) となっています。

表 2-4 観光客数の推移

年 項目	H27	H28	H29	H30	R1
宿泊客数	537, 639	544, 986	532, 698	588, 446	581, 367
日帰り客数	17, 797, 704	18, 103, 422	15, 947, 389	17, 803, 573	18, 718, 456
合計	18, 335, 343	18, 648, 408	16, 480, 087	18, 392, 019	19, 299, 823

[資料:神奈川県入込観光客調査報告書]

# 第3節 土地利用状況

土地利用状況を表 2-5 に示します。

本市の総面積 69.56km<sup>2</sup>に対し、地目別では宅地が全体の約半分の 47.6%を占め、次いでその他 20.5%、畑 13.2%、雑種地 11.8%の順となっています。

表 2-5 土地利用状況

区分	面積	割合
地目名	$(km^2)$	(%)
総面積	69. 56	100.0
田	1. 57	2. 3
畑	9. 16	13. 2
宅 地	33. 18	47. 6
山林	3. 07	4. 4
原 野	0. 06	0. 1
雑 種 地	8. 24	11. 8
その他	14. 28	20. 5

[資料:藤沢市統計年報(2020年版)]

※端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。

[資料:藤沢市統計年報(2020年版)]

### 第1節 ごみ処理の現状と課題

#### 1. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。家庭系ごみとして定期的に収集されるごみの分別は、可燃ごみ、大型・特別大型ごみ、不燃ごみ、資源の4区分24分類です。

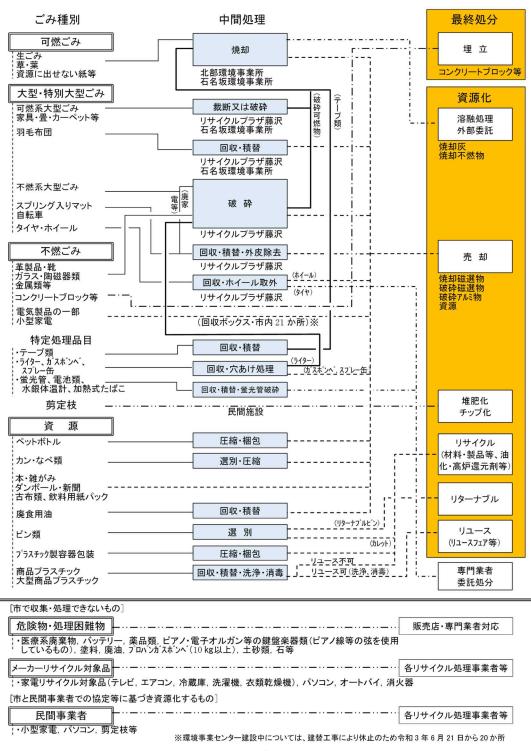


図 3-1 ごみ処理の流れ

# 2. ごみ処理体制

ごみ処理の区分ごとの処理先及び処理方法を表 3-1 に示します。

本市のごみ処理については、中間処理は北部環境事業所、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢で行っており、最終処分は女坂最終処分場で行っています。

表 3-1 ごみ処理の区分ごとの処理先及び処理方法

項目 	収集・運搬 藤沢市(委託)	処理先	中間処 <b>・</b> 処理方法	<b>処理先</b>	処理方法	<b>処理先</b>	冬処分 - 処理方法
<del>}</del>	藤沢市(委託)	ᆘᇄᇃᆄᆂᆍ			~~ T/J/A	~	处理力法
み		北部環境事業所	焼却	_	_	専門業者	溶融処理
	排出者	   石名坂環境事業所	焼却	_			
	37 III II	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	磁選別		_	専門業者	売却
<del>A</del>	藤沢市(委託)	    リサイクルプラザ藤沢	破砕	北部環境事業所 石名坂環境事業所	焼却	専門業者	溶融処理
or .	排出者	ソソインルノノソ膝爪	磁選別	_		専門業者	売却
			アルミ選別	_		専門業者	売却
プラスチック製容器包装	藤沢市(委託) 排出者	リサイクルプラザ藤沢 または民間施設	圧縮•梱包	_	_	専門業者	資源化
<b>ヹ</b> ン	藤沢市(委託) 排出者	リサイクルプラザ藤沢	選別	_	_	専門業者	資源化 (一部売却)
カン・なべ類	藤沢市(委託) 排出者	リサイクルプラザ藤沢	選別・圧縮	_	_	専門業者	資源化 (一部売却)
ペットボトル	藤沢市(委託) 排出者	リサイクルプラザ藤沢	圧縮・梱包	_	_	専門業者	売却
本・雑がみ	藤沢市(委託)	売却		l	I		
——————————— 廃食用油	藤沢市(委託)	リサイクルプラザ藤沢	積替	_	_	専門業者	売却
商品プラスチック 大型商品プラスチック	藤沢市(委託)	リユースまたは売却	_1	<u>I</u>	ı	1	1
<u>ス全局品クラステラク</u> 選定枝	藤沢市(委託)	民間施設で資源化					
その他資源 新聞、飲料用紙パック、	藤沢市(委託)排出者	売却					
電(ボックス回収)	認定事業者に引渡し						
		リサイクルプラザ藤沢	破砕(羽毛布団	北部環境事業所	焼却	専門業者	溶融処理
			選別)				
		石名坂環境事業所	破砕		焼却		溶融処理
	藤沢市(季託)		破砕		焼却	専門業者	溶融処理
不燃系		リサイクルプラザ藤沢	珠彈미	<u> </u>		<b>亩</b> 明	売却
	у ш п			_			売却
小型家電	藤沢市(委託)	認定事業者に引渡し	770-1233				J L A P
自転車		売却					
スプリング 入りマット	藤沢市(委託)	リサイクルプラザ藤沢	破砕	北部環境事業所	焼却	専門業者	溶融処理
,,.,.,	排出者	専門業者にて資源化	1	门口仍然况于不测			1
 発タイヤ	藤沢市(委託) 排出者	専門業者にて資源化					
	17/ HI E	リサイクルプラザ藤沢	破砕	民間施設で処分(資源	(化)		
電池類、水銀体温計、	藤沢市(禾託)		,	,			
		业部環境事業所		_	T _	<b>直</b> 門業去	溶融机钾
				北部環境事業所	焼却		
	1			一			
	藤沢市(委託)		1 - 1/4 / 18		•	141141	17641-
火電池	排出者	専門兼否に引渡し					
集・処理できないごみ	排出者	民間施設で処理					
		専門業者にて資源化					
	プン・なべ類 ペットボトル ト・雑がみ を食用油 ・・雑がみ を食用油 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	#四年	#出者 または民間施設	#出者 または民間施設 圧幅・値と	#出者 または民間施設 口がんのできた。	#出者 または民間施設 二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ました   または   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大

### (1) 収集·運搬

本市では可燃ごみを週2回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、かつ、地域ごとに収集日程をわかりやすく周知するため、市域を図3-2に示す10ブロックに区分けして収集を行っています。

また、可燃ごみ、不燃ごみのごみ出しや資源を集積所まで排出することが困難で、ボランティア等の協力が得られない高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集を実施しています。

なお、一声ふれあい収集の対象となる主な世帯等は、次のとおりです。

- ・日常、介助または介護を必要とする高齢者(概ね65歳以上)の世帯
- ・障がい者(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人) のみの世帯
- ・上記の世帯で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯

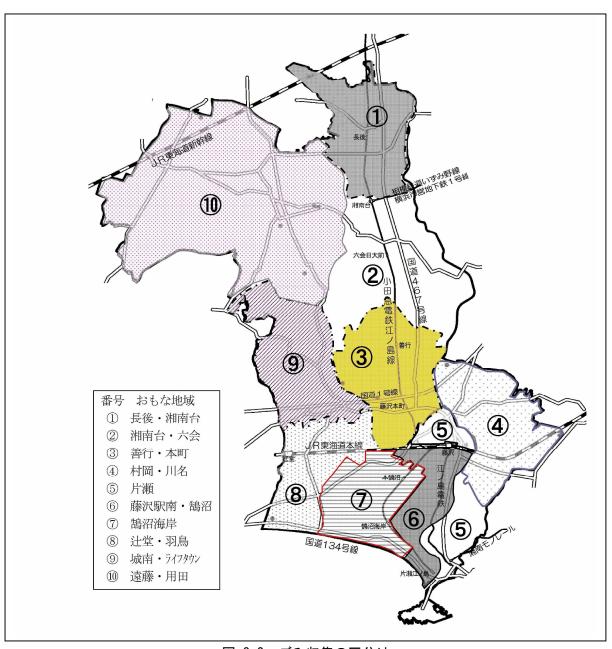


図 3-2 ごみ収集の区分け

# (2) 中間処理及び最終処分

中間処理施設及び最終処分場の概要を表 3-2 から表 3-4、施設等配置図を図 3-3 に示します。

表 3-2 北部環境事業所・石名坂環境事業所の概要

名称	北部環境事業所	石名坂環境事業所
所在地	藤沢市石川2168番地	藤沢市本藤沢2-1-1
処理方式	全連続 ストーカ方式	全連続 流動床方式
公称能力	150t/日(150t/日×1炉)	260t/日(130t/日×2炉)
竣工	平成19年3月(1号炉)	昭和59年3月 平成12年3月ダイオキシン類及び老朽 化対策工事(改修)
付帯設備	発電設備 場内給湯設備	発電設備 温水プール熱供給設備 場内給湯設備 可燃性大型ごみ破砕施設(25t/5h) 犬猫専焼炉

表 3-3 リサイクルプラザ藤沢の概要

名称	リサイクルプラザ藤沢			
所在地	藤沢市桐原町23番1			
各施設の名称	カン・金属類の機械選別圧縮施設	ビン選別施設		
処理方法	手選別、磁選機及びアルミ選別機に よる選別後、圧縮	手選別による生きびん回収及び色分別(4色)後、カレット化		
処理能力	10.0t/日(5時間)	15.5t/日(5時間)		
竣工	平成25年3月	平成25年3月		
各施設の名称	ペットボトルの選別圧縮施設	不燃ごみ・大型ごみの破砕・機械選 別施設		
処理方法	手選別による異物除去後、圧縮・梱 包	2軸式低速破砕機・横軸回転式破砕 機による破砕後、磁選機及びアルミ 選別機による選別		
処理能力	7.0t/日(5時間)	65.0t/日(5時間)		
竣工	平成25年3月	平成25年3月		
各施設の名称	プラスチック製容器包装の機械選別 圧縮施設	大型可燃ごみの破砕・機械選別施設		
処理方法	破袋機による破袋、手選別による異物除去後、圧縮梱包	2軸式低速破砕機による破砕		
処理能力	24.5t/日(5時間)	5.5t/日(5時間)		
竣工	平成25年3月	平成25年3月		

表 3-4 女坂最終処分場の概要

名称	女坂最終処分場
所在地	藤沢市用田150番地
埋立物	焼却不燃物・焼却残渣物
全体容量	200, 000m³
残余容量	108, 682m³(令和3年2月時点)
竣工	平成9年3月
埋立終了予定	令和25年3月

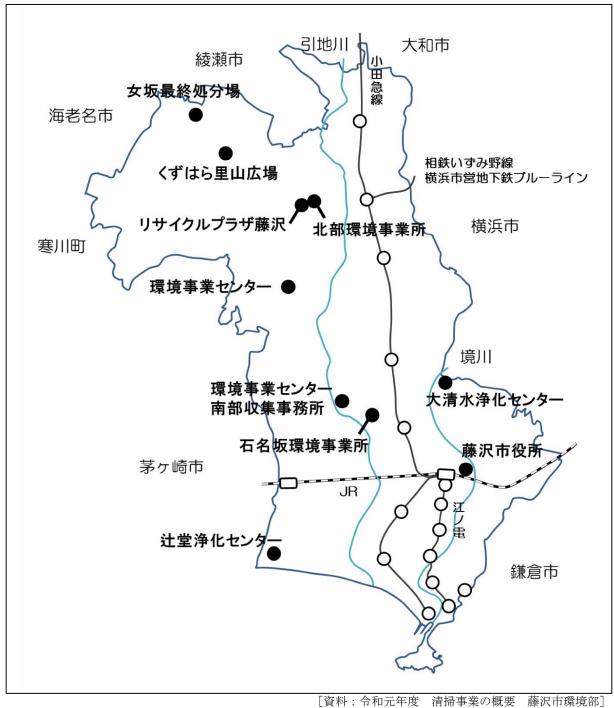


図 3-3 施設等配置図

#### 3. ごみ処理の実績

# (1) ごみ排出量

本市におけるごみ排出量の推移を図 3-4 に示します。

総ごみ量は、平成23年度は133,656t/年でしたが、令和2年度には133,325t/年となり、平成23年度と比較して331t/年(0.2%)減少しています。

前年度のごみ排出量に対する増減割合は、ほぼ横ばいで推移していますが、事業系ごみについては、 平成30年度から令和元年度にかけて4%の減少、令和元年度から令和2年度にかけて20%の減少が みられます。

家庭系ごみ排出量は、平成 23 年度は 102, 288t/年でしたが、令和 2 年度には 104, 323t/年となり、 平成 23 年度と比較して 2, 035t/年 (2.0%) 増加しています。

事業系ごみ排出量は、平成 23 年度は 31,369t/年でしたが、令和 2 年度には 29,002t/年となり、平成 23 年度と比較して 2,367t/年 (7.5%) 減少しています。

家庭系ごみと事業系ごみの割合は、平成23年度は家庭系ごみ約77%に対し事業系ごみ約23%、令和2年度は家庭系ごみ約78%に対し事業系ごみ約22%と、ほぼ同様の値を示しています。

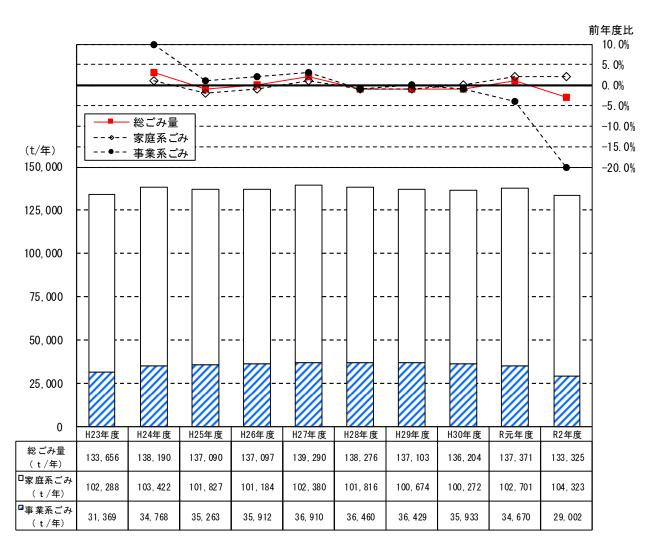


図 3-4 ごみ排出量の推移

#### (2) 原単位

本市におけるごみ排出量の原単位の推移を図 3-5 に示します。

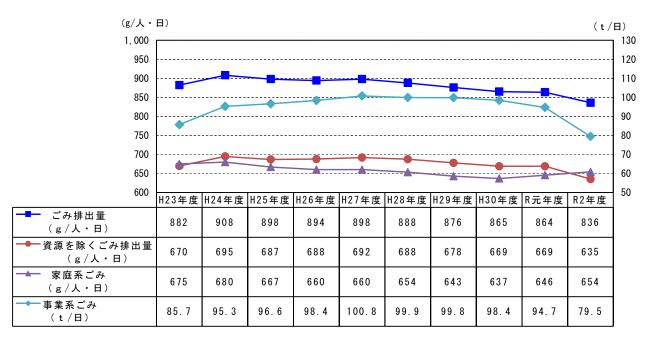
ごみ排出量の原単位は、平成 23 年度に 882 g/人・日、平成 24 年度にはここ 10 年での最大値 908 g/人・日となりました。しかし、それ以降は減少傾向を示し、令和 2 年度には 836 g/人・日となり、平成 23 年度と比較して 46 g/人・日 (5.2%) 減少しています。

資源ごみを除くごみ排出量は、平成 23 年度に  $670 \, \mathrm{g} / \mathrm{L} \cdot \mathrm{E}$  平成 24 年度にはここ  $10 \, \mathrm{E} \cdot \mathrm{E}$  値  $695 \, \mathrm{g} / \mathrm{L} \cdot \mathrm{E}$  となりました。その後は減少し、令和元年度は平成  $23 \, \mathrm{E} \cdot \mathrm{E}$  と同程度の  $669 \, \mathrm{g} / \mathrm{L} \cdot \mathrm{E}$  となり、また、令和  $2 \, \mathrm{E} \cdot \mathrm{E} \cdot \mathrm{E}$  に減少し、 $635 \, \mathrm{g} / \mathrm{L} \cdot \mathrm{E}$  になりました。

家庭系ごみの原単位は、平成 23 年度は  $675 \, \mathrm{g} / \mathrm{L}$ 、・日、平成 30 年度までは減少傾向にあり、 $637 \, \mathrm{g} / \mathrm{L}$ 、日となりました。しかし、その後再び増加傾向に転じ、令和 2 年度には  $654 \, \mathrm{g} / \mathrm{L}$ 、日となり、平成 30 年度と比較して  $17 \, \mathrm{g} / \mathrm{L}$ 、・日(2.7%)増加しています。

事業系ごみの原単位は、平成 23 年度は 85.7t/日、平成 24 年度には 95.3t/日に増加し、以降ほぼ 横ばい傾向にありましたが、令和元年度から令和 2 年度にかけては、15.2t/日(16.1%)減少しています。

これらの要因として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、飲食店等の休業や時短営業、また、家庭での生活時間が増えたためと考えられます。



※原単位算出に用いた人口は、10月1日時点の国勢調査人口 ※平成30年10月1日に事業系ごみのごみ処理手数料を改定

図 3-5 原単位の推移

#### (3) 焼却処理量

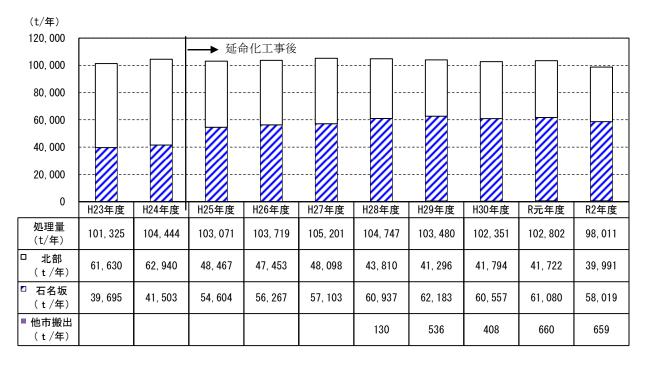
本市における焼却処理量の推移を図 3-6 に示します。

焼却処理量の総量は、平成23年度は101,325t/年でしたが、令和2年度には98,011t/年となり、 平成23年度と比較して3,314t/年(3.3%)減少しています。

北部環境事業所における焼却処理量は、延命化工事後の平成 25 年度に 48,467t/年でしたが、令和 2 年度には 39,991t/年となり、平成 25 年度と比較して 8,476/年(17.5%)減少しています。

また、石名坂環境事業所における焼却処理量は、平成 25 年度は 54,604t/年でしたが、令和 2 年度 には 58,019t/年となり、平成 25 年度と比較して 3,415t/年 (6.3%) 増加しています。

なお、平成 28 年度から北部環境事業所新 2 号炉の建設工事のため、リサイクルプラザ藤沢の破砕 残渣の一部を市外搬出し、処理しています。



※平成23年度から平成24年度は石名坂環境事業所1炉、北部環境事業所2炉運転

(石名坂環境事業所3号炉の延命化工事のため)

平成25年度以降は石名坂環境事業所2炉、北部環境事業所1炉運転

(北部環境事業所2号炉廃止)

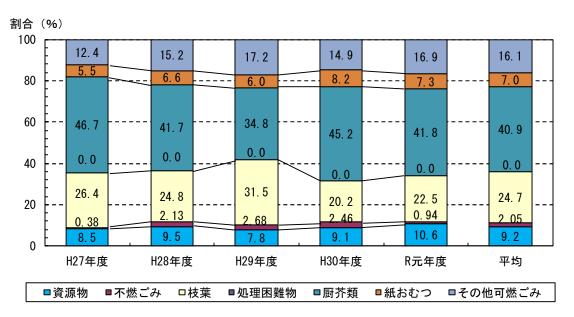
※焼却処理量は北部環境事業所と石名坂環境事業所の合計量です。

※平成28年度から北部環境事業所新2号炉の建設工事のため、一部市外にて処理を行っています。

図 3-6 焼却処理量の推移

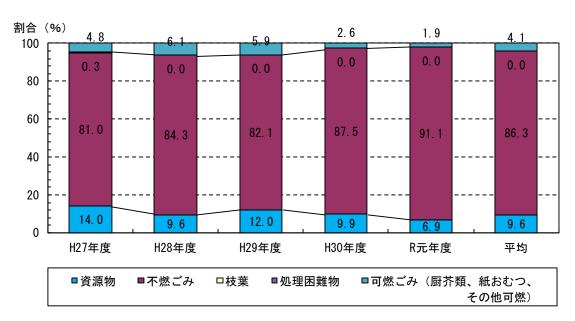
## (4) 組成分析結果

収集における可燃ごみの組成分析結果を図 3-7、不燃ごみの組成分析結果を図 3-8 に示します。可燃ごみの組成分析結果(平均)では、厨芥類が全体の 40.9%を占めており、次いで枝葉が 24.7%、その他可燃ごみが 16.1%、資源物が 9.2%、紙おむつが 7.0%、不燃ごみが 2.1%を占めています。不燃ごみの組成分析結果(平均)では、不燃ごみが全体の 86.3%を占めており、次いで資源物が 9.6%、可燃ごみが 4.1%を占めています。



※R2年度は、新型コロナウイルスの影響で調査を実施していません。

図 3-7 可燃ごみの組成分析結果(重量比)



※R2 年度は、新型コロナウイルスの影響で調査を実施していません。

図 3-8 不燃ごみの組成分析結果(重量比)

焼却施設のごみピットにおける可燃ごみの組成分析結果を表 3-5 及び図 3-9 に示します。

可燃ごみの組成分析結果(平均)では、紙類が27.6%と最も多く、次いで厨芥類18.1%、プラスチック類14.2%、木・竹・わら類14.0%、布類4.3%、その他可燃物4.3%、不燃物1.4%となっています。

年度 平均 H28 H29 H30 R1 R2 項目 組 紙類 29.0 25.8 28.5 23.8 31.2 27.6 成 布類 4.8 3.5 3.6 5.4 4.4 4.3 プラスチック類 13.8 11.7 15.1 16.2 14.1 14.2 木・竹・わら類 12.2 17.49.9 13.2 17.4 14.0 厨芥類 17.6 19.8 18.1 17.6 17.3 18.1 その他可燃物 5.7 3.6 4.0 4.4 3.9 4.3 不燃物 1.4 1.2 1.3 1.5 1.3 1.4 % 合 計 82.3 83.1 82.7 87.0 84.7 84.0

100.0

100.0

100.0

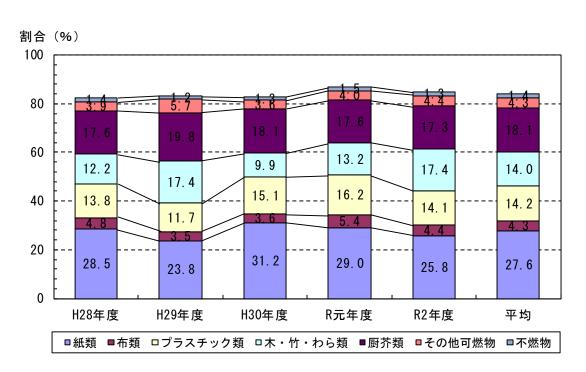
100.0

100.0

100.0

水分を含めた合計

表 3-5 可燃ごみの組成分析結果



※組成分析結果は、石名坂環境事業所及び北部環境事業所での分析結果、搬入量を反映した加重平均値です。

図 3-9 可燃ごみ組成分析結果

#### (5) 資源化量及び資源化率

本市における資源化量及び資源化率の推移を図 3-10 に示します。

資源化量 I は、平成23年度は33,716t/年でしたが、令和2年度には34,372t/年となり、平成23年度と比較して656t/年(1.9%)増加しています。

資源化量Ⅱは、平成23年度は47,818t/年でしたが、令和2年度には44,988t/年となり、平成23年度と比較して2,830t/年(5.9%)減少しています。

資源化率 I は、平成 23 年度は 25.2%でしたが、令和 2 年度には 25.8%となり、平成 23 年度と比較して 0.6 ポイント増加しています。

資源化率 II は、平成 23 年度は 35.8%でしたが、令和 2 年度には 33.7%となり、平成 23 年度と比較して 2.1 ポイント減少しています。

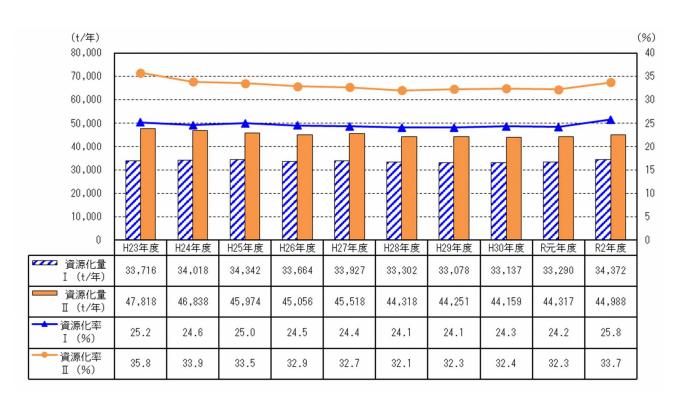


図 3-10 資源化量及び資源化率の推移

- 資源化率 I = 灰溶融等資源化を含まないごみ排出量中の資源物の割合 (資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量)/ごみ排出量
- 資源化率Ⅱ=灰溶融等資源化を含むごみ排出量中の資源物の割合
   (灰溶融等資源化量+資源回収量+処理過程からの資源化量 +その他家電リサイクル量)/ごみ排出量

※旧計画の資源化率の定義を見直し、本計画の資源化率の計算対象は本市の処理施設で資源化しているものを対象とします。そのため、本市の施設で資源化できない処理困難物は、計算対象から除くものとします。

#### (6) プラスチックごみ排出量

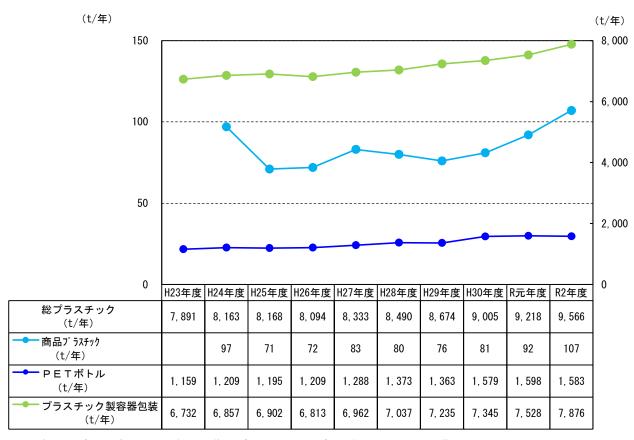
本市におけるプラスチックごみ排出量の推移を図 3-11 に示します。

プラスチックごみ排出量の推移は、平成23年度は7,891t/年でしたが、令和2年度には9,566t/年となり、平成23年度と比較して1,675t/年(21.2%)増加しています。

商品プラスチックの排出量は、分別収集が開始された平成 24 年度は 97t/年でしたが、令和 2 年度 には 107t/年となり、平成 24 年度と比較して 10t/年 (10.3%) 増加しています。

ペットボトルの排出量は、平成 23 年度は 1,159t/年でしたが、令和 2 年度には 1,583t/年となり、 平成 23 年度と比較して 424t/年 (36.6%) 増加しています。

プラスチック製容器包装の排出量は、平成23年度は6,732t/年でしたが、令和2年度には7,876t/年となり、平成23年度と比較して1,144t/年(17.0%)増加しています。



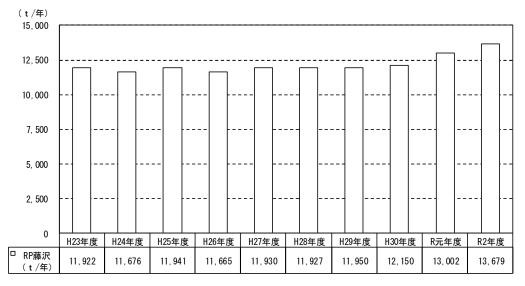
※平成23年度は、資源品目別個別収集モデル地区にて、商品プラスチックを収集しています。

図 3-11 プラスチックごみ排出量の推移

### (7) 破砕選別処理量の推移

本市における破砕選別処理量の推移を図 3-12 に示します。

リサイクルプラザ藤沢における破砕選別量は、平成 23 年度は 11,922t/年でしたが、令和 2 年度には 13,679t/年となり、平成 23 年度と比較して 1,757t/年(14.7%)増加しています。



※RP 藤沢はリサイクルプラザ藤沢の略です。

※平成24年度までは桐原環境事業所での処理量です。

図 3-12 破砕選別処理量の推移

#### (8) 最終処分量及び最終処分率

本市における最終処分量の推移を図 3-13 に示します。

最終処分量は、平成 23 年度は 195. 12t/年で、以降増減を繰り返し、令和 2 年度には 110. 33t/年となっています。これは、平成 23 年度と比較して 84. 79t/年(43. 5%)の減少、ここ 10 年での最大値となる令和元年度と比較して 250. 42t/年 (69. 4%)の減少となります。また、最終処分率についても、同様の傾向を示しています。

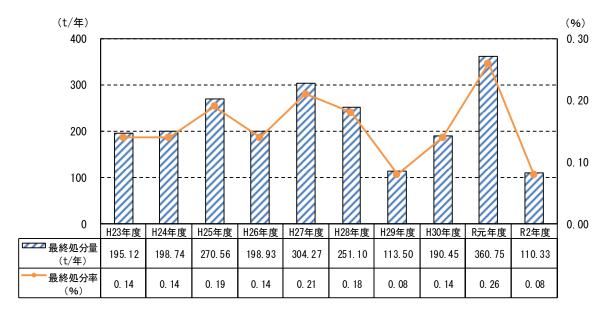


図 3-13 最終処分量の推移

# 4. ごみ処理経費

清掃関係費の推移を表 3-6 に示します。

令和2年度決算見込額における環境保全費は1,233百万円で、保健衛生費や清掃費等の衛生費は、 15,724 百万円となっています。また、一般会計に対する清掃関係費の割合は4.35%となっています。

表 3-6 清掃関係費の推移

ケヰ	H27年度	H28年度	H29年度	 H30年度	R1年度	(単位 千円) R2年度
年度 科目	決算額	H28年度 決算額	決算額	決算額	決算額	決算見込額
藤沢市一般会計歳出総額	135,378,482	138,544,542	150,917,255	142,553,856	150,228,102	199,310,296
環境保全費	1,549,783	1,541,048	1,316,579	1,203,234	1,504,170	1,233,360
環境保全費	1,549,783	1,541,048	1,316,579	1,203,234	1,504,170	1,233,360
生活環境費	65,646	68,750	79,755	80,284	77,686	72,469
河川ごみ除去対策事業費	3,062	2,170	2,071	2,315	1,129	1,060
海岸美化関係費	34,165	35,357	36,074	38,393	40,145	52,495
不法投棄防止等対策費	9,138	8,964	9,582	8,427	7,749	6,860
生活環境美化推進費	19,281	22,259	21,789	19,170	20,710	3,184
<b>衛生費</b>	13,188,101	13,369,945	13,459,696	13,820,628	15,395,061	15,724,040
保健衛生費	4,225,581	4,342,462	4,442,368	4,439,328	4,734,289	5,461,975
環境衛生費	35,221	35,311	68,183	91,630	79,470	61,911
生活環境団体等指導育成費	2,598	2,584	2,588	2,588	2,571	2,407
公衆便所管理費	32,624	32,727	33,520	32,947	32,872	30,677
公衆便所整備費	0	0	32,076	56,095	44,028	28,827
清掃費	7,179,059	7,511,153	7,553,431	7,871,593	9,146,305	8,527,901
清掃総務費	2,542,692	2,654,103	2,695,553	2,682,606	2,760,580	2,861,879
給与費	1,770,478	1,833,528	1,882,706	1,851,226	1,870,044	1,851,004
一般清掃総務費	6,819	14,461	3,266	4,501	22,389	102,306
ごみ減量推進事業費	210,050	215,275	214,225	217,379	242,211	260,338
環境基金積立金	553,567	589,931	595,358	609,501	625,937	648,232
生ごみ堆肥化推進事業費	1,778	910	0	0	0	(
塵芥処理費	4,477,925	4,730,332	4,721,956	5,047,022	6,231,534	5,466,811
塵芥収集関係費	1,874,768	1,869,704	1,864,939	1,878,095	1,915,866	1,987,058
塵芥処理関係費	1,980,867	2,206,550	2,286,796	2,440,566	2,806,967	2,029,612
最終処分場関係費	200,961	149,770	126,283	122,994	126,225	135,808
リサイクルプラザ関係費 (H23~24:リサイクルセンター整備事業費 H25:リサイクルセンター関係費)	260,291	331,614	260,226	263,333	267,427	284,999
プラスチック中間処理施設運営費	140,033	140,033	140,033	140,033	141,330	142,627
清掃施設周辺環境整備事業費 (H22のみ地震被害環境施設復旧費)						
バイオガス化施設調査検討事業費						
一般廃棄物中間処理施設関係費	21,004	32,663	34,357	170,897	973,722	839,528
【繰越明許費分】北部環境事業所整備費				31,104		
【継続費逓次繰越】塵芥処理関係費						11,983
し尿処理費	158,442	126,720	135,924	141,966	154,193	199,213
し尿収集関係費	42,691	43,176	43,085	43,095	41,432	41,610
し尿処理関係費	106,625	74,781	83,515	89,433	103,196	147,598
<b>浄化槽清掃助成関係費</b>	9,126	8,763	9,324	9,438	9,565	10,005
清掃関係に属するものの合計	7,279,926	7,615,216	7,701,371	8,043,508	9,303,463	8,662,283
一般会計に対する清掃関係費の割合(%)	5.38	5.50	5.10	5.64	6.19	4.35

※項目ごとに切り上げをしているため、小計が合わない場合があります。

# 5. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

本計画における評価項目については、他自治体の数値も把握する必要があることから、「一般廃棄物処理実態調査結果」において把握可能な項目とし、公表されている令和元年度の実績値で比較します。また、比較する自治体は、本市の類似自治体35市町村を対象とします。

一般廃棄物処理システム評価項目(指標)を表 3-7、各評価項目の計算結果を表 3-8、図 3-14 に示します。

表 3-7 一般廃棄物処理システム評価項目(指標)

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
1人1日当たりの	総排出量/計画収集人口/365	{1-(実績値-平均値)/平均値}	指数が大きくなるほど
ごみ総排出量	松妍山里/ 引回牧来入口/ 303	× 100	ごみ排出量は少なくなる
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	(家庭系ごみ排出量+ 集団回収量) /計画収集人口/365	{1-(実績値-平均値)/平均値} ×100	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
資源化率	資源化量/総排出量 ×100	実績値/平均値×100	指数が大きくなるほど 資源化率は高くなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量/総排出量 ×100	{1-(実績値-平均値)/平均値} ×100	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち最終処分さ れる割合は低くなる
人口1人当たりの ごみ処理及び 維持管理費	(処理費+委託費+人件費) /計画収集人口	{1-(実績値-平均値)/平均値} ×100	指数が大きくなるほど 1 人当たりの年間処理経費 は少なくなる

以下に類似自治体の概要を示します。

・都市形態:都市(政令市以外の市)

·人口区分: IV (人口 15 万人以上)

・産業構造:3(Ⅱ次+Ⅲ次就業人口95%以上かつⅢ次就業人口65%以上)

※類似自治体は「類似団体別市町村財政指数表(総務省)」に準拠

表 3-8 各評価項目の計算結果(本市及び類似自治体)

	人口1人1日	¥ +_ [.]	1人1日当た	山井江			廃棄物のう	+ 旱级	人口1人当	たり生
市町村名	プロ1人1日 ごみ総排		・ス・ロョル系排出		資源化	率	廃棄物のう 処分される		間処理総	
비베월전					%	北上市	<u>処力される</u> %		円/人・年	
藤沢市	g/人·日 <b>864</b>	<u>指標</u> 97.1	g/人·日 <b>646</b>	<u>指標</u> 98.5	29.4%	<u>指標</u> 121.5	0.3%	指標 194. 2	14. 797	<u>指標</u> 82. 2
北海道釧路市	1, 115	67. 1	752	81.8	29.4% 16.2%	66. 9	12. 2%	-34. 6	14, 797	81. 4
北海道苫小牧市	1, 113	63. 1	630	100.9	31. 2%	128. 9	11.6%	-23.1	9, 298	126.0
茨城県ひたちなか市	1, 149	79. 9	765	79.7	14. 6%	60. 3	4. 3%	117. 3	7, 343	141.6
茨城県ひたらなが市	809	103. 6	646	98.4	27. 8%	114. 9	0. 7%	186. 5	12, 581	99.9
埼玉県上尾市	790	105. 8	690	90. 4	17. 3%	71. 5	9. 1%	25. 0	11, 654	107. 2
埼玉県新座市	790	107. 9	617	103.0	25. 5%	105. 4	3.6%	130.8	9, 426	125. 0
	835	107. 9	653	97.3	28. 8%	119. 0	1. 7%	167. 3	13, 152	95.3
埼玉県久喜市	779	100. 5	593	106.8			10.3%			
千葉県市川市					18. 4%	76.0		1.9		109.5
千葉県松戸市	791	105.7	593	106.8	23. 8%	98.3	9.8%	11.5	12, 095	103.7
千葉県野田市	750	110.6	594	106.6	27. 5%	113.6	5.6%	92.3	10, 811	113.9
千葉県佐倉市	828	101.3	681	92.9	18. 8%	77. 7	2. 1%	159.6	8, 053	135.9
千葉県習志野市	919	90. 5	636	100.0	16. 9%	69.8	2. 5%	151.9	13, 296	94. 2
千葉県市原市	964	85. 1	734	84.6	17. 4%	71.9	5. 5%	94. 2	10, 191	118.9
千葉県流山市	859	97. 6	632	100.6	21. 6%	89. 3	4. 5%	113.5	11, 744	106.5
千葉県八千代市	770	108. 2	604	105.0	15. 9%	65. 7	5.4%	96. 2	12, 392	101.4
千葉県浦安市	922	90. 1	564	111.3	11. 7%	48. 3	6.3%	78.8	14, 302	86. 2
東京都立川市	648	122. 8	587	107.7	34.0%	140. 5	0.0%	200.0	16, 601	67. 9
東京都三鷹市	693	117. 4	597	106.1	31. 8%	131.4	0.0%	200.0	11, 336	109.8
東京都府中市	669	120. 3	580	108.8	32. 1%	132. 6	0.0%	200.0	13, 392	93.4
東京都調布市	708	115.6	626	101.6	35. 4%	146. 3	0.0%	200.0	11, 954	104. 9
東京都町田市	768	108. 5	643	98.9	24. 8%	102. 5	0.0%	200.0	14, 187	87. 1
東京都小平市	687	118. 1	628	101.3	29. 9%	123.6	0. 1%	198. 1	16, 551	68.3
東京都日野市	646	123. 0	592	106.9	26. 5%	109.5	0.0%	200.0	11, 412	109. 2
東京都東村山市	687	118. 1	610	104.1	35. 6%	147. 1	0.0%	200.0	16, 702	67. 1
東京都西東京市	670	120. 1	580	108.8	33. 2%	137. 2	0.0%	200.0	14, 901	81.4
神奈川県鎌倉市	922	90. 1	637	99.8	52. 1%	215. 3	0.0%	200.0	19, 123	47.8
神奈川県秦野市	810	103.5	665	95.4	29. 5%	121.9	5. 1%	101.9	12, 736	98. 6
三重県津市	1, 020	78. 4	732	84. 9	18. 4%	76.0	1. 3%	175.0	15, 818	74. 1
三重県松阪市	984	82. 7	719	86.9	10. 7%	44. 2	13. 3%	-55. 8	9, 864	121.5
京都府宇治市	796	105. 1	617	103.0	20. 3%	83. 9	15. 2%	-92. 3	11, 187	111.0
大阪府和泉市	857	97. 9	579	109.0	12. 9%	53. 3	11. 7%		10, 418	117. 1
兵庫県伊丹市	851	98. 6	547	114.0	17. 5%	72. 3	11. 1%		7, 749	138.3
兵庫県川西市	856	98. 0	631	100.8	26. 0%	107. 4	1.5%	171. 2	14, 960	80.9
山口県宇部市	994	81.5	584	108.2	29. 3%	121.1	10. 3%	1. 9	12, 696	98.9
徳島県徳島市	1, 048	75. 1	724	86.2	13.0%	53. 7	18.0%	-146. 2	15, 517	76.5
類似自治体の平均値	839	100.0	636	100.0	24. 2%	100.0	5. 2%	100.0	12, 563	100.0
類似自治体の最大値	1, 149	63. 1	765	79.7	52. 1%	215. 3	18.0%		19, 123	47.8
類似自治体の最小値	646	123. 0	547	114.0	10. 7%	44. 2	0.0%	200.0	7, 343	141.6
※正均値は大士な際い							,-			

※平均値は本市を除いた類似自治体の値

[資料:令和元年度度環境省一般廃棄物処理実態調査結果)]

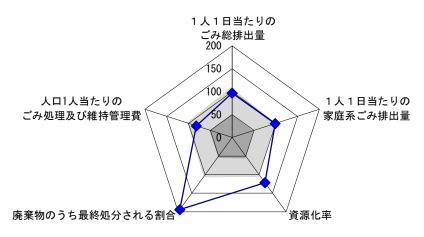


図 3-14 一般廃棄物処理システム比較分析結果 (本市)

本市のごみ処理について他自治体と比較分析を行った結果、他自治体の平均値と指数を比較すると、「1人1日当たりのごみ総排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」はほぼ同等、「資源化率」はやや高く、「人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費」は低い値となりました。

その一方で、「廃棄物のうち最終処分される割合」は、非常に高い値を示しており、焼却灰の溶融処理が寄与していると考えられます。

評価結果の比較を表 3-9 に示します。

表 3-9 評価結果の比較

評価項目	各数值	比較結果
1人1日当たりの	本 市: 864 g/人・日	・平均値と比較して25g多い。
ごみ総排出量	平均值: 839 g/人·日	
1人1日当たりの	本 市: 646 g/人・日	・平均値と比較して 10g 多い。
家庭系ごみ排出量	平均值: 636 g/人·日	
資源化率	本 市: 29.4%	・平均値と比較して 5.2 ポイント高い。
具 <i>源1</i> 亿 <del>学</del>	平均值: 24.2%	
廃棄物のうち	本 市: 0.3%	・平均値と比較して 4.9 ポイント低い。
最終処分される割合	平均値: 5.2%	
人口1人当たりの	本 市:14,797円/人·年	・平均値と比較して 2,234 円高い。
ごみ処理及び維持管理費	平均値:12,563円/人・年	

<sup>※</sup>令和元年度実績値で評価

# 6. 旧計画中間目標値の達成状況

旧計画における中間目標値と実績値の比較結果を表 3-10 に示します。 令和 2 年度の実績値は、全ての指標において目標を達成しています。

表 3-10 旧計画中間目標と実績値との比較

指標	旧計画目標値 令和3年度	実績値 令和2年度	達成 状況	比較結果
①排出抑制目標 (市民1人1日当たりのごみ排出量)	895g以下	836 g	0	59g少ない
②資源を除くごみの減量目標 (市民1人1日当たりの要処理量)	693g以下	635 g	0	58g少ない
③資源化率				
資源化率 I	24.3%以上	25. 9% (25. 8%)	0	1.6 ポイント高い
資源化率Ⅱ	32. 4%以上	33. 9% (33. 7%)	0	1.5 ポイント高い
④最終処分率	0.2%以下	0.08%	0	0. 12 ポイント低い
⑤事業系ごみ排出量	38, 200t 以下	29, 002t	0	9,198t 少ない

<sup>※</sup>資源化率 I 及び II の実績値の上段は旧計画の定義に基づいて算出した数値です。

下段の()内の数値は、本計画の定義(本市施設で処理できない処理困難物を除く)に基づいて算出した数値です。

## 7. 国及び県の計画目標値と実績値の比較

国及び県の計画目標値と実績値の比較を表 3-11 に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画の計画目標値については、1人1日当たりのごみの排出量及び 再生利用量の割合は目標を達成していますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は目標を達成し ていません。

廃棄物処理基本方針の計画目標値については、ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 は目標値を達成していませんが、資源化率及び最終処分量については目標を達成しています。

神奈川県循環型社会づくり計画の計画目標値については、目標を達成しています。

表 3-11 国及び県の計画目標値と実績値の比較

	計画	項目	目標の 設定内容	各年度における本市の環境 省一般廃棄物 処理実態調査 結果	目標の設定 内容を踏ま えた市の目 標値	令和2年度 の実績値	達成 状況
		1人1日当たりのごみの 排出量(集団回収を加え たもの)	約 850g/人・ 日	-	850g/人· 日	836g/人· 日	0
	第四次循環型社会 形成推進基本計画 【計画目標年度: 令和7年度】	1人1日当たりの家庭系 ごみの排出量(集団回収 量・資源ごみ等を除いた 値)	約 440 g /人・ 日	-	440g/人・ 日	453g/人・ 日	×
		再生利用量の割合	約 28%	-	28%	33. 7%	0
玉		ごみ排出量	平成 24 年度比 で 12%削減	138, 190t	121, 607t	133, 325t	×
	廃棄物処理基本方 針 <sup>※</sup> 【計画目標年度:	1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	500g/人・日	-	500g/人· 日	654g/人・ 日	×
	平成32(令和2)年度】	資源化率	約 27%	-	27%	33. 7%	0
		最終処分量	平成 24 年度比 で約 14%削減	199t	171t	110t	0
県	神奈川県循環型社 会づくり計画 【計画目標年度: 令和3年度】	1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	664g/人·日	-	664g/人・ 日	654g/人・ 日	0

<sup>※</sup>廃棄物処理基本方針の目標値は平成28年度に掲げられた目標値です。なお、令和2年度以降は第四次循環型社会形成 推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

### 8. 施策の評価

#### (1) 施策体系図

旧計画で掲げられた施策について実績を整理し、次のA~Cに区分し評価を行いました。ごみ処理基本計画施策体系図及び評価結果を図 3-15 に示します。

### (評価欄)

評価A:行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策

評価B:行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策

┆評価C:進行がほとんど見られない施策、または、凍結している施策

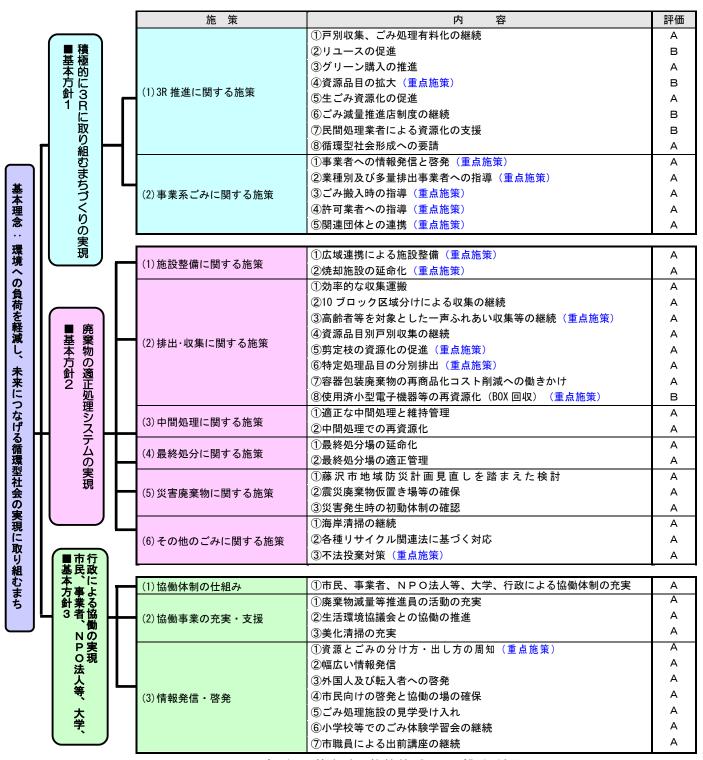


図 3-15 ごみ処理基本計画施策体系図及び評価結果

# (2) ごみ処理基本計画 施策一覧

基本方針 1

積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容			実	績の概要				評価			
(1) 3R推進に 関する施 策	①戸別収集、ごみ 処理有料化の 継続	→ ## → ## ← NI ← → ## → ## → ## → ## → ## → ## → ## →	可燃ごみ・7 ~)	、燃ごみ・プ	ラスチック	製容器包装	の戸別収集	を実施(平成	19年4月	A			
, K		ごみ処理有料化 (平成19年10月~)	家庭用指定以	<u>1</u> 33 : 10円/枚	, , , , , , ,		/枚、中袋2	20L相当:40円	]/枚、大				
			. , , . ,	事業者用指定収集袋 (中袋20L相当:150円/枚、大袋40L相当:300円/枚)									
			有料化前後0	ごみ量比較									
			でよの種類 有料化実施的 有料化実施後 増減率										
			- / - 12291	H18	H20	H26	R2	(H18→R2)					
			家庭系	112, 980t	97, 692t	97, 988t	100, 549t	-11.0%					
			可燃ごみ	70, 583t	58, 043t	57, 739t	58, 519t	-17. 1%					
			不燃ごみ	10, 600t	7, 402t	8, 557t	10, 011t	-5.6%					
			資源	31, 797t	32, 247t	31, 692t	32, 019t	+0.7%					
			事業系	31, 226t	30, 604t	34, 981t	28, 529t	-8.6%					
			可燃ごみ	30, 387t	30, 029t	34, 668t	28, 337t	-6. 7%					
İ			不燃ごみ	839t	575t	313t	192t	-77. 1%					
			<u>家庭系ごみ</u> ・有料化実施前のH18の112,980tから、有料化実施後のH20には97,692t、R2には 100,549tとなり、有料化実施前のH18と比較して12,431t (11.0%)減少 <u>事業系ごみ</u> ・有料化実施前のH18の31,226tから、有料化実施後のH20には30,604t、R2には 28,529tとなり、有料化実施前のH18と比較して2,697t (8.6%)減少										

38

施策	施策内容	旧計画の実施内容		\$ 2	実績の概	既要				評価		
(1) 3R推進に 関する施	②リユースの促 進	リユースフェア等の開催	年4回リサイクルプラザ藤沢 ックリユース事業、古本市等			にて、!	J ユーフ	ベフェア	(商品プラスチ	В		
策		不用品等交換制度の実施	消費生活センターにて、家庭 図るための不用品等交換制									
			指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2				
			ゆずります	74	70	86	87	65	件			
			ゆずってください	29	9	14	28	12	件			
			合計登録件数	103	79	100	115	77	件			
			・合計登録件数はH28の103件からR2には77件となり、H28と比較して26件減少(ゆずります:9件減、ゆずってください:17件減)									
			かながわリユースショップ認証店*の利用を促進 藤沢市内のかながわリユースショップ認証店(6店:令和2年9月25日時点)									
			※3Rの取組の1つであるリユースの促進を目的に、安心してリユースショップを利用できるよう設けられた神奈川県によるリユースショップの認証制度									
	③ グリーン購入 の推進	必要性や製品情報を環境ポータルサイト「エコ日和」 等で広報	環境ポータルサイト「エコ日	和」等で	での情報	発信を	継続			A		
		行政の率先行動として、市 役所庁内におけるグリーン 購入率を増加	環境の視点を重視し、環境へ ことを継続	の負荷	のでき	るだけタ	少ないも	っのを優	先的に購入する			
			指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	]			
			備品	25.5	64. 5	11.4	36.4	33.0	%			
			消耗品	21.5	28.8	27.5	34. 3	26. 4	%			
			印刷製本費 63.8 69.3 60.4 60.0 58.7 %									
			<u>備品</u> ・H28の25.5%からR2には33.0%となり、H28と比較して7.5%増加 <u>消耗品</u> ・H28の21.5%からR2には26.4%となり、H28と比較して4.9%増加									
			印刷製本費	・H28の21.5%からR2には26.4%となり、H28と比較して4.9%増加								

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要									
(1)	④資源品目の拡	資源品目の拡大	商品プラスチック収集の実施	笆 (平月	戈24年4	月~)					В	
3R推進に 関する施 策	大 (重点施策)		指標の名称 商品プラスチック等の回収量	H24 97	H27 83		H29 H:	30 R:		] t		
			・収集開始当初 (H24) は97- R2には107tを収集・資源化	tで、じ	人降収集	量が減り	してい	いたが、	H30以降:	増加し、		
			大型ごみのうち、自転車・ス 成27年4月~)	プリン	グマッ	ト•羽根	布団の	選別・資	資源化を到	実施 (平		
			指標の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
			羽毛布団の回収量	12	16	19	20	15	18	t		
			・羽毛布団の選別開始以降、	毎年1	5tから	20tを収	集・資源	原化				
			カン・なべ類のうち、台所用 年4月~)	ステン	/レス製	品の分別	別収集・	資源化	どを実施	(平成28		
	⑤生ごみ資源化 の促進	家庭でのコンポスト容器の 利用やキエーロの活用、生ご	生ごみ処理器 (コンポストを 助成制度を実施	₹器) σ	斡旋販	売、家庭	5月電動	生ごみ	処理器の	購入費	A	
	7,000	み処理器の購入補助、水きり 徹底等の普及促進を図る	指標の名称	I	Н28 Н	29 H3	0 R1	R2	累計			
		似	生ごみ処理器の購入費助成等実	績			44 26		,			
			コンポスト容器		104				26, 06			
			キエーロ   キエーロ   電動生ごみ処理器		30 143			12 8 54 29	32 22 00 7, 44			
			※コンポスト容器はH3年度から、 累計	電動生								
			生ごみ処理器の購入費助成等 ・H28からR2の5年間で1,414 処理器849基)の購入費助	基 (コ		ト340基	、	ーロ225	基、電動	生ごみ		

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要										
(1)	⑤生ごみ資源化		可燃ごみ組成分析	におけ	る食品に	コスの重	重量割合	の調査を	を実施	(平成29	年度~)	А	
3R 推進に	の促進	スの実態把握に努め、排出抑		指標の名	称			H29	H30	R1	R2		
関する施策		制を促す施策を検討	可燃ごみ組成分析は	こおける負	食品ロスの	の重量割	合	2. 18	3.44	5. 72	施せず %		
W			一般廃棄物中の食品	品ロスの構	既算量			1, 255	1,964	3,318 <sup>**</sup>	旭セゥ t		
			※R2は新型コロナウ	イルス感	染拡大防	5止の観点	点により乳	実施せず					
			可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合 • H29の2. 18% (1, 255t) からR1には5. 72% (3, 318t) となり、H29と比較して3. 54 ポイント (2, 063t) 増加 フードドライブを開始 (令和2年11月~)										
			毎月、第1月曜日~同じ週の金曜日(祝祭日は除く)、市役所本庁舎、リサイク ルプラザ藤沢にて受付										
			指標の名称	R2 11月	12月	1月	R3 2月	3月	平均				
			受付品数	354	344	198	214	392	300	点			
			受付総重量	85.5	114.5	58. 0	54. 0	116. 5	85. 7	kg			
			フードドライブ令 ・R2年度(5ヶ月					藤沢市ホ gを受付		-ジ]			
	⑥ごみ減量推進	「ごみを売らない、買わな	ごみ減量推進店の	認定、	ごみNI	EWS∜	<b>筝でごみ</b>	減量推済	<b></b>	尼店舗一	覧を掲載	В	
	店制度の継続	い、出さない」運動を実践し	指標の	名称		H28	H29	H30	R1	R2			
		ている販売店を「ごみ減量推 進店」として認定、ごみNE	ごみ減量推進店認知	定数		7	7 6	0	8	4	店舗		
		歴内」として認定、こみNE     WS等で紹介	3月末認定店舗数			134	140	138	141	141	店舗		
			<u>ごみ減量推進店認定数</u> ・毎年5店舗程度が新規にごみ減量推進店に認定されており、R2.3月末時点で141 店舗認定										

施策	施策内容	旧計画の実施内容			実績の	概要					評価
(1)	⑦民間処理業者	. III at a dealer and the	剪定枝の資源化								В
3R推進に 関する施	による資源化	について、排出事業者の意識 の向上を啓発	剪定枝の資源化業	者	H28	H29	H30	R1	R2		
開発する地	の支援		㈱アグリパートナーズ		5,040	6, 412	7, 268	9,072	8, 863	3 t	
		資源化業者の情報を整理し 提供	㈱都実業グリーンリサイク	プル	1, 469	1, 799	1,847	2, 294	1, 869	9 t	
			㈱グリーントーカーズ		1,402	1, 161	1, 493	1, 793	1, 582	2 t	
			合計	資源化量	7, 911	9, 372	10,608	13, 159	12, 31	4 t	
			剪定枝の資源化量 ・H28の7,911tからR2に 食品残渣の資源化 食品残渣の資源化業者	は12,314 H28	tとなり、 H29	, H28と H30	比較して     R	· 	t (35. 8	8%)増加	
			又は業者所在地 湘南有機リサイクル 株式会社(本市搬入量)	2, 568. 7	2, 495. 2	2, 292.	6 2, 19	96. 5 2	, 062. 9	t/年	
			他市の資源化施設 (計画搬出量)	3. 1	1. 63	26.	3 2	26. 7	52.8	t/月	
		事業系生ごみ・剪定枝・草葉 について、市内外の業者での 資源化を継続	食品残渣の資源化量 ・本市搬入量はH28の (19.7%)減少 ・他市の資源化施設への 事業系(生ごみ): 事業系(剪定枝等): は : 株 家庭系(剪定枝) * : 株	の計画搬出 開南有機リ 株式会社7 株式会社4 株式会社4 株式会社2 株式会社2	出量は年 ノサイクパ が実実ー ボリーン ボリーン	々増加 式ナンカー しまかん ボール・カー・カー・カー・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボー	て 社ズサズ藤ズお ((イ)、沢(	、R2は 沢市) 沢市) ル(茅) ル名市) 前市)	毎月52. ヶ崎市) )	8tを排出	

	施策	施策内容	旧計画の実施内容	美	実績の きんしん しゅうしん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん し	概要				評価		
-	(1) 3R推進に 関する施 策	⑧循環型社会形成への要請	拡大生産者責任について (公社) 全国都市清掃会議や神奈 川県都市清掃行政協議会を とおし、国へ要請・要望	(公社)全国都市清掃会議を通して以下、R2に要望した内容 ・循環型社会形成推進交付金の要望 ・容器包装リサイクル法における事 ・プラスチック製容器包装の品質評 ・家電リサイクル法の見直しについ ・適正処理困難廃棄物に係る法整備 ・超高齢社会に対応した紙おむつの 立について	型額等の 事業者 配価方法 でででである。	の確保に責任の引き	こついて 歯化等に 重しにつ	こついて		A		
-	(2) 事業系ご みに関す る施策	①事業者への情報発信と啓発 (重点施策)	「ごみNEWS」の配布や市のホームページでのチラシ掲載を通し、事業系ごみに関する情報発信と啓発を実施	「ごみNEWS」は毎年度発行 R3.3ごみNEWSNo.23をホームページに掲載、161,000部作成し配布 事業者の方のごみ分別についてのチラシをホームページに掲載 許可業者説明会にて配布(及び多量排出事業所へ送付) 平成30年10月1日に事業系ごみのごみ処理手数料を改定(200円/10kgから270円/10kgに改定)								
_		②業種別及び多	廃棄物の減量・資源化及び自	多量排出事業者への立入指導を実施	<u>i</u>					А		
٥		量排出事業者	己処理に努めるよう指導	11.17	H28	H29	H30	R1	R2			
		への指導 (また#xxx)		多量排出事業者への立入指導	21	23	20	18	19 件			
		(重点施策)		多量排出事業者への立入指導 ・R2は19件立入指導しており、毎年	三20件系	呈度実加	包					
			多量排出事業者に対して「事 業系一般廃棄物減量化等計 画書」の提出を義務付け									
			他自治体の事例を参考にし、 事業系ごみの減量施策を検 討	平成30年10月1日に事業系ごみのご。 /10kgに改定)	み処理	里手数米	斗を改定	£ (200F	円/10kgから270円 			

施策	施策内容	旧計画の実施内容		実績の	概要					評価		
(2)	③ごみ搬入時の	収集運搬業者を通じ分別を	施設での抜き打ち展開検査を実施	<u>ī</u>						A		
事業系ご	指導	徹底	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2				
みに関する施策	(重点施策)	抜き打ちで展開検査を実施	施設での抜き打ち展開検査実施日数	5	3	3	3	3	日			
る肥米		し、直接の指導を強化	検査した事業者数	55	45	45	36	46	業者			
		各環境事業所にて事業所向 けの啓発チラシを配布	施設での抜き打ち展開検査 ・R2は3日実施し、検査した事業所 許可業者説明会にて事業者の方の 出事業所へ送付)			ヽてのヲ	ニラシを	:配布()	及び多量排			
	④許可業者への	搬入要領等の説明会におい										
	指導	て、分別収集の徹底及び廃棄物の処理及び清掃に関する	許可業者への指導を実施	****	****				1			
	(重点施策)	法律、その他関連法規の遵守	指標の名称 許可業者への指導件数	H28	H29	H30	R1	R2	/14-			
		について指導	計可業有への指導件数	15	11	1	4	0	件			
			<u>許可業者への指導</u> ・H28には15件指導していたが、l									
	⑤関連団体との	廃棄物対策協議会、商工会議 所、各種リサイクル推進団	自治会等における分別方法、小型 廃棄物対策協議会へ講習を実施	家電リー	ナイクバ	レについ	って等の	講習を	実施	A		
	連携 (重点施策)	体、NPO、市民団体等と連携を	指標の名称 H30.9		R1. 9	)		R2. 1				
	(至小旭水)	進め、事業者への情報提供や 啓発、講習会等を実施	団体名 廃棄物対策協議会		区生活環 面での講	境連絡協 習)	協議	実施せて	<del>]"</del>			
			※R2は新型コロナウイルス感染拡大防	止の観点に	こより実	施せず						

基本方針 2

# 廃棄物の適正処理システムの実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容		実績の概要					評価				
(1) 施設整備 に関する 施策	①広域連携によ る施設整備 (重点施策)	湘南東ブロックごみ処理広域 化実施計画に基づき、北部環 境事業所の新2号炉建設整備 事業を推進	北部環境事業所については、平成 在、事業進行中(令和5年3月完成		号炉整備·	運営事	事業に着	音手し、現	A				
	②焼却施設の延 命化 (重点施策)		定に着手し、現在、事業進行中 北部環境事業所については、平成	比部環境事業所については、平成29年度に新2号炉整備・運営事業に着手し、現 E、事業進行中(令和5年3月完成予定)									
(2) 排出·収集 に関する 施策	①効率的な収集 運搬	資源品目別戸別収集、分別収 集品目の追加などに対応し た効率的な体制の整備	スチック製容器包装と廃食用油、 ことにより、効率的な収集体制を	「可燃ごみとビン」や「不燃ごみと商品プラスチック、新聞・本・雑紙」「プラスチック製容器包装と廃食用油、特定処理品目」等2品目以上を併せて収集することにより、効率的な収集体制を構築令和2年8月から本市、日本財団、(株)セブン-イレブン・ジャパンと共同でペットボトル回収事業を開始									
	②10ブロック区 域分けによる 収集の継続	可燃ごみを週2回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、市域を10ブロックに区分けし、効率的な収集方法を継続して実施	収集区域を10のブロックに分け、 チック製容器包装、廃食用油、特 品プラスチック、新聞・本・雑が 「カン・なべ類」隔週定曜日、「	定処理品目」 み」隔週定曜	毎週1回定 日、「その	三曜日、 の他資	「不 源」 隔	然ごみ、商	A				
	③高齢者等を対象とした一声 象とした一声 ふれあい収集 の継続 (重点施策)	+++ 1 11.1. 18 2 2- 2	<ul> <li>ごみ(大型ごみ・特別大型ごみ・大型商品プラスチックを除く)や資源を日常的に集積場所まで持ち出すことが困難で、ボランティアなど他の方の協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯などを対象に、市職員が玄関先から一声かけて、ごみ・資源を収集</li> <li>異常時には、収集事務所と連絡をとりながら安否の確認を行い、緊急性を要する場合には救急車の手配など臨機に対応</li> <li>指標の名称</li> <li>H28</li> <li>H29</li> <li>H30</li> <li>R1</li> <li>R2</li> <li>一声ふれあい収集対象世帯数</li> <li>570</li> <li>582</li> <li>630</li> <li>691</li> <li>753</li> <li>世帯</li> </ul>										
			<u>一声ふれあい収集対象世帯数</u> ・H28の570世帯からR2には753世帯となり、H28と比較して183世帯増加										

45

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要			
(2) 排出·収集 に関する 施策	④資源品目別戸 別収集の継続	全市域で資源品目別戸別収 集を継続	全市域で資源品目別戸別収集の実施を継続(平成24年4月~) 対象資源品目:ビン、カン・なべ類、ペットボトル、新聞・本・雑がみ、廃食用油、プラスチック製容器包装、商品プラスチック	A		
	⑤剪定枝の資源		剪定枝について予約制・無料で各戸収集し、資源化を実施	Α		
	化の促進	るとともに、収集基準の緩和	指標の名称 H28 H29 H30 R1 R2			
	(重点施策)	などを検討し、これまで以上 の回収を推進	家庭系剪定枝の資源化量 476.2 488.4 496.6 497.1 509.8 t			
		の回収を推進   事業者から排出される剪定	事業系剪定枝の資源化量 7,003.5 8,883.2 10,110.6 12,662.3 12,313.6 t			
		枝及び草葉については民間 事業者にて資源化するよう 誘導、周知	家庭系剪定枝の資源化量 ・H29の476.2tからR2には509.8tとなり、H29と比較して33.6t増加 事業系剪定枝の資源化量 ・H29の7,003.5tからR2には12,313.6tとなり、H29と比較して5,310.1t増加			
	⑥特定処理品目	分別排出 ンベ・スプレー缶、水銀体温	特定処理品目の分け方・出し方を市のホームページ等へ掲載	A		
	の分別排出 (重点施策)		指標の名称 H28 H29 H30 R1 R2			
			特定処理品目の分別排出量 131.2 134.7 141.9 144.8 160.2 t			
			蛍光管   28.3   26.6   27.0   26.2   26.8   t			
		る分別の徹底	乾電池 86.6 87.4 98.7 100.8 111.3 t			
			小型二次電池			
			廃バッテリー   0.9   1.2   0.8   0.7   1.0   t			
			廃タイヤ     13.9     17.1     14.1     15.4     19.3     t			
			<u>特定処理品目の分別排出量</u> • H28の131.2tからR2には160.2tとなり、H28と比較して29.0t増加(蛍光管1.5t減少/乾電池24.7t、小型二次電池0.3t、廃バッテリー0.1t、廃タイヤ5.4t増加)			
	⑦容器包装廃棄 物の再商品化 コスト削減へ の働きかけ	容器包装リサイクル協会へ制度上の改善点や基準変更について要望を出すなど、コスト削減に向けての働きかけを継続	基本方針1 (1) 3R推進に関する施策「循環型社会への要請」参照	A		

	施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価
	(2) 排出·収集 に関する	®使用済小型電子機器等の再 資源化(BOX回	回収ボックスによる回収と 資源化 民間事業者による宅配便回	使用済小型家電回収ボックスを、市役所、市民センター・公民館、環境事業センター、南部収集事務所、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢、秩父宮記念体育館、秋葉台文化体育館、八部公園の21カ所*に黄色い回収ボックスを設置	В
	施策	収)	収、市内の家電量販店による	指標の名称 H28 H29 H30 R1 R2	
		(重点施策)	店頭回収の実施と資源化	使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX) 2.2 4.6 6.5 3.5 2.6 t	
				大型ごみからのピックアップ回収量 222.0 218.0 226.9 230.3 8.2 t	
				※環境事業センター建設中については、休止のため20か所	
				<u>使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)</u> ・H28の2.2tから増加傾向にあったが、R1より減少傾向となり、R2は2.6t	
				<u>大型ごみからのピックアップ回収量</u> (逆有償による) ・H28の222.0tからR2には8.2tとなり、H28と比較して213.8t減少	
-	(3)	①適正な中間処	藤沢市内の一般廃棄物の中	適正な焼却処理、破砕処理、資源化を推進	A
	中間処理	理と維持管理	間処理施設について、これま		11
	に関する	· ± C // # / 7   1 · ±	でと同様に、生活環境への影		
	施策		響を及ぼさないよう適正な焼却処理、破砕処理、資源化		
			を推進		
i			排出水や排出ガス等の測定	本市内の2つの焼却施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情	
			結果などの維持管理情報を	報を市のホームページへ掲載	
			開示		
		②中間処理での	北部環境事業所、石名坂環境 事業所 (焼却施設) での資源	最終処分場への埋立物を減量するため、北部環境事業所(焼却施設)から排出される焼却灰及び石名坂環境事業所(焼却施設)から排出される焼却灰・不燃物を	Α
		再資源化	事 来別(焼	業者に委託して資源化	
				石名坂環境事業所では、焼却残渣の磁性物を資源化	
				指標の名称 H28 H29 H30 R1 R2 平均	
				焼却灰溶融等資源化量 10,921 11,080 10,925 10,932 10,532 10,879 t	
				石名坂 (焼却灰) 3,904 4,277 3,893 3,868 3,753 3,939 t	
				石名坂 (不燃物) 1,485 1,356 1,479 1,344 1,210 1,375 t	
				北部 (焼却灰) 5,525 5,421 5,459 5,496 5,417 5,464 t	
				他市施設 (焼却灰等) 6 26 95 224 152 101 t	
				<u>焼却灰溶融等資源化量</u> ・毎年10,900t程度を資源化(石名坂(焼却灰)約3,900t、石名坂(不燃物)約	
				1,400t、北部(焼却灰)約5,500t、他市施設(焼却灰等)100t)	

	_	
Ċ	$\propto$	

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価	
(3) 中間処理 に関する 施策	②中間処理での 再資源化	リサイクルプラザ藤沢での 資源化	リサイクルプラザ藤沢において、破砕処理の過程で選別される金属(鉄くず、アルミ)を回収し資源化	A	
		使用済小型電子機器等の再 資源化(ピックアップ回収)	基本方針2(2)排出・収集に関する施策「®使用済小型電子機器等の再資源化(BOX 回収)」参照		
		中間処理施設での熱エネル ギー利用	石名坂環境事業所、北部環境事業所において、ごみを焼却した際に発生する熱を 廃熱ボイラーにより蒸気として回収、発電し、温水プールや施設内の給湯等に利 用		
	北部環境事業所余剰電力地産地消事業を実施 ①北部環境事業所余剰電力売却 ②公共施設(80施設)で使用する電力の供給 履行期間:2021年4月1日から2022年3月31日				
(4) 最終処分 に関する	最終処分 延命化 継続 25年3月までに延長 に関する ************************************				
施策	②最終処分場の 適正管理	女坂最終処分場の適正な維持 管理	適正な維持管理を継続	A	
(5) 災害廃棄 物に関す る施策	①藤沢市地域防 災計画見直し を踏まえた検 討	藤沢市地域防災計画と整合 をとりつつ、災害時の対応を 検討	藤沢市災害廃棄物処理計画を策定(平成30年3月) 藤沢市受援計画を策定(令和3年3月)	A	
	②震災廃棄物仮 置き場等の確 保	藤沢市地域防災計画にて指定 定 指定した仮置場が不足した 場合等、状況によって民有地 を借り上げるなどして確保	ごみ・がれきの仮置場一覧表施設名       施設名     面積       谷根最終処分場(大鋸運動広場)     14,000 ㎡       女坂スポーツ広場     15,700 ㎡       女坂最終処分場     17,700 ㎡       葛原最終処分場     23,000 ㎡       葛原第二最終処分場     5,200 ㎡       合計     75,600 ㎡       資料:藤沢市地域防災計画 資料編]	A	

施策	施策内容	旧計画の実施内容		実績の概要		評価
(5)	③災害発生時の		支援協定一覧			A
災害廃棄	初動体制の確	成マニュアルなどを作成	協定名称	締結先	概要	
物に関する施策	認		神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1 一部事務組合間に於ける 一般廃棄物等の処理に係 る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ケ 崎市、秦野市、伊勢原 市、寒川町、大磯町、 二宮町、秦野市伊勢原 市環境衛生組合	<ul> <li>一般廃棄物等の処理(収集、運搬、破砕、焼却等)</li> <li>一般廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供</li> <li>一般廃棄物等の処理に必要な職員の派遣</li> <li>上記のほか、一般廃棄物等の処理に関し必要な行為</li> </ul>	
			災害発生時における災害 廃棄物等の処理等に関す る協定書	株式会社 藤沢市興業 公社	・災害廃棄物の撤去、収集・運搬 ・し尿の収集・運搬 ・汚水の汲み取り ・上記に伴う必要な事項	
			地震等の災害時における 災害廃棄物の処理等に関 する協定書	公益社団法人 神奈川 県産業資源循環協会	・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、 処理・処分 ・上記に伴う必要な事項	
			地震等の災害時における 災害廃棄物の処理等に関 する協定書	藤沢市資源循環協同組合	・災害廃棄物の撤去、収集・運搬 ・仮置場の運営・維持管理 ・上記に伴う必要な事項	
			災害時応急必需物資の調 達に関する協定	・神奈川県石油業協同 組合藤沢支部 ・有限会社 池田商会	・ガソリン、軽油、灯油等の調達	
			災害時における物資の輸 送に関する協定	一般社団法人 神奈川 県トラック協会県南サ ービスセンター	・物資の輸送	
			災害時応急生活物資供給 等の協力に関する協定	株式会社 レンタルの ニッケン藤沢営業所	・仮設トイレ等	
		ける	地震等大規模災害時にお ける災害廃棄物の処理等 に関する協定書	公益社団法人 神奈川 県産業資源循環協会	・災害廃棄物の撤去 ・災害廃棄物の収集・運搬 ・災害廃棄物の処理・処分 ・上記に伴う必要な事項	
			地震等大規模災害時にお ける災害廃棄物の撤去等 に関する協定書	一般社団法人 神奈川 県建設業協会	<ul><li>・災害廃棄物の撤去</li><li>・上記に伴う必要な事項</li></ul>	

	施策	施策内容	旧計画の実施内容		実績	の概要					評価
				ける角煙を長坐の触体坐	一般社団法人 具建物解体業協		• 災害廃棄	≧等の解体 €物の撤去 ⊭う必要な			
				災害廃棄物等の処理に関 する基本協定書 市、寒川町、大磯町、 二宮町、秦野市伊勢原 ・焼却灰の海		公要なコン	テナや資機				
•	(6) その他の	①海岸清掃の継 続	海岸清掃、河川ごみの除去等 の実施継続	等 江の島と片瀬海岸東浜 (24,000㎡)、西浜 (115,500 ㎡)等の海岸清掃を、 財団法人かながわ海岸美化財団により実施					、公益	A	
	ごみに関			指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		
	する施策			海岸ごみ収集量(砂防林含まず	<u>*</u> ) 479	447	521	593	414	t/年	
				1日清掃デー参加人数	17, 321	16,846	15, 895	16, 049	実施せず	人	
				※R2は新型コロナウイルス感染 海岸等清掃実績 ・毎年500t程度清掃 ・毎年16,000人程度が参加		点により	実施せず				
				境川大清水橋上流に本市と		除塵機を	·設置し、	河川ごみ	yを除去		
				項目	H28	H29	Н30	R1	R2		
				除塵機による河川ごみ収集』 (境川)	量 2,720	1, 540	5, 520	3, 670	1, 470	kg	
				可燃物	1,740	680	2, 930	1, 900	770	kg	
				不燃物	980	860	2, 590	1,770	700	kg	
	<u>除塵機による河川ごみ収集量(境川)</u> ・H28の2,720kgからR2には1,470kgとなり、H28と比較して1,250kg減少(可燃970kg、不燃物280kg)							可燃物			

:	5	1	
_	_	1	

施策	施策内容	旧計画の実施内容			実績の	概要				評価
(6)	①海岸清掃の継	海岸清掃、河川ごみの除去等	河川ごみ組成分析	調査結果	4(境川:令和2	2年8月4日第	実施)			A
その他の	続	の実施継続	ペットボトル	3.50	発泡スチロール	0.50	新聞・雑誌	0.	00 Kg	
ごみに関する施策			プラスチック製品	0.10	草・木・枝	13.00	その他	1.	00 kg	
9 つ肥木			空き缶・ビン	0.05	紙製容器	0.05			kg	
							合計	18.	20 kg	
					. (		[資料:藤	沢市ホー	-ムペーシ	>]
			河川ごみ組成分析					l # l	a.∜5100	,
			その他約5%となっ	ている					/レポリ19%	0,
	②各種リサイク ル関連法に基 づく対応	拡大生産者責任の徹底に向けて国などへの働きかけを 実施	基本方針1(1)3R	推進に関	引する施策「循	環型社会へ	の要望」参り	照		A
		「区域別収集日程カレンダ ー」やホームページ等で市民 へ周知 「医域別収集日程カレンダー」や市のホームページへ掲載								
	③不法投棄対策 (重点施策)	各地区の生活環境協議会等 と連携し、不法投棄防止運動 を継続	不法投棄防止運動	を継続し	て実施					A
		市独自によるパトロール及 びスマートチェックを実施	生活環境協議会等 や収集を実施	と連携し	防止運動を推	進すると共	に、市独自は	こよるノ	ペトロー	ル
			指標の名	<b>名称</b>	H28	Н29 Н3	30 R1	R2		
			不法投棄ごみの収集	量	17.8	14.3	1.1 28.5	12.3	t	
			<u>不法投棄ごみの収</u> ・H28の17.8tからR		3tとなり、H2	8と比較し	て5.5t減少			
		土地所有者と共同で不法投	土地所有者と共同		<b>実防止看板を</b>	市内重点箇	所に設置			
		乗防止看板や監視カメラ、監 想力とサー 防止カメラを再	指標の名		H28	Н29 Н3	30 R1	R2		
		視センサー、防止カメラを市 内重点箇所に設置	不法投棄防止看板設		166		130 191		本	
			不法投棄ごみの件数		675	348	350 206	193	件	
			不法投棄防止看板 ・H28の166本からR			8と比較し	て15本増加			

基本方針 3 市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現

	施策	施策内容	旧計画の実施内容		<u> </u>	実績の概要	Ę				評価
•	(1) 協働体制 の仕組み	①市民、事業者、 NPO法人等、 大学、行政によ	地域で活動している廃棄物減 量等推進員、生活環境連絡協議 会員、NPO法人、関連団体、市内 4大学などとの協働のしくみを	平成23年10月に本市と市 大学、多摩大学、日本大 地域貢献の視点に立った	学) で湘南	再藤沢コン	ソーシア	ムを設立			A
		る協働体制の 充実	充実	令和2年8月から本市、日 トボトル回収事業を開始							
				令和3年3月に本市とウォー協定」を締結(市役所分) プラスチックごみ削減の	庁舎2階に						
л.				本市、(株)ローソン、(有ロモーションに関する協 ティプロモーションも兼定 を実施	定を締結し	、連携し	て店舗で	のプラスラ	チック削減	たや、シ	
0	(2) 協働事業 の充実・支 援	①廃棄物減量等 推進員の活動 の充実	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する地域における推進役として、市の施策への協力その他の活動	する地域 るごみの出し方の徹底及び減量・資源化を推進 て、市の 藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化液							A
			を行う者として、市から委嘱	指標の名称	H28	H29	Н30	R1	R2		
			を受けた廃棄物減量等推進 員の制度を充実	廃棄物減量等推進員の研 修参加者数	49	46	46	44	実施せず	人	
				※R2は新型コロナウイルス感	染拡大防止	の観点によ	り実施せず				
		②生活環境協議 会との協働の 推進	市内14地区の生活環境協議会、地区の町内会・自治会組織や各種団体が連携し生活環境を良くするための活動等を実施	ゴミゼロクリーンキャン 藤沢市一日清掃デーの実 不法投棄防止・ポイ捨て  環境研修会・視察研修会	施(年複数 防止・落書	女回) 書き消しパ	.,	の実施(4	年複数回)		A

施策	施策内容	旧計画の実施内容			実	績の概要	Ę			評価
(2) 協働事業 の充実・支援	②生活環境協議 会との協働の 推進	3 har 1 and 1 day 30	以下、R2の実施内 令和2年度市民大 地域環境美化功労 令和2年度美化リ	任年、環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰を実施以下、R2の実施内容 1 和 2 年度市民大会:中止 2 域環境美化功労者:個人 6 人 団体 5 団体 1 和 2 年度美化リサイクル推進ポスター入選者:24 名 新型コロナウイルスの影響で表彰式は行わず 5 本方針2(6)「①海岸清掃の継続」参照						A
	③美化清掃の充 実	浜、西浜等の清掃について、 (公財)かながわ海岸美化財団による海岸清掃を促進ゴミゼロクリーンキャンペーン(片瀬、鵠沼、辻堂海岸):	本市と公益財団法 本市域海岸一帯の	本市と公益財団法人かながわ海岸美化財団が、市民・各団体・各企業とともに、 本市域海岸一帯のボランティア清掃としてゴミゼロクリーンキャンペーンを実						A
		毎年5月30日のごみゼロの日 直近の日曜日に合わせ実施	施 指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	]	
			参加団体数	99	100	94	87		団体	
			参加人数 ごみ収集量 ※R2は新型コロナウ マイクロプラスチ			5,460 1,370 観点によ	1,040		人 kg	
		地区内道路等清掃:アダプト・プログラム手法を取り入れた「美化ネットふじさわ」を推進	美化ネットふじさ 指標の名 美化ネットふじされ	称	H28	H29	わ、市の H30 64		ページで募集 82 63 団体	

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価
(3) 情報発信	<ul><li>①資源とごみの 分け方・出し方</li></ul>	~ 14 N T - 4	「区域別収集日程カレンダー」を作成し、毎年3月に配布するとともに、市のホームページへも掲載	A
• 啓発	の周知 (重点施策)	「ごみ検索システム」や「藤 沢市ごみ分別アプリ」を配信	「ごみ検索システム」に加え、平成27年3月「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を 開始	
		ごみや資源に関する動画を 作成、「藤沢市ごみ分別アプリ」やホームページから視聴 できるシステムを構築		
	②幅広い情報発 信	「広報ふじさわ」、「ごみNEWS」による情報発信、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」で市民・事業者向けの情報提供・交換を推進	「広報ふじさわ」「藤沢市ホームページ」「ふじさわエコ日和」などで情報発信するとともに、「ごみ検索システム」「藤沢市ごみ分別アプリ」などによりごみや資源の分別などを簡単に確認できる手段を整備	A
		焼却施設の排ガス等や最終 処分場からの排出水等のデ ータをホームページに掲載	本市内の2つの焼却施設の維持管理計画及び維持管理情報、5つの最終処分場の水質測定結果、維持管理情報を市のホームページに掲載	
		レジ袋削減を中心としたP	生活環境協議会と協働した啓発活動を実施	
		Rについて、市のホームペー ジでの啓発、キャンペーンな どを推進	本市、茅ヶ崎市、寒川町による「湘南エコウェーブ」プロジェクトとして、「レ ジ袋削減/マイバック持参キャンペーンプロジェクト」を実施	
			本市、(株)ローソン、(有)ラファイエットとプラスチックごみ削減及びシティプロモーションに関する協定を締結し、連携して店舗でのプラスチック削減や、シティプロモーションも兼ねた"FUJISAWA CITY"エコバッグやマイボトルの販売を実施	

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価
(3) 情報発信 ・啓発	③外国人及び転 入者への啓発	「区域別収集日程カレンダー」を6カ国語で作成(日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語)	国語で「区域別収集日程カレンダー」を作成し、市民窓口センターの外国人登録	A
			転入手続きの際に、資源とごみの分け方・出し方について記載された「区域別収集日程カレンダー」を窓口にて配布	
		働の場 啓発棟)が、市民、事業者、 NP0法人等、大学との協働の 円	などについて具体的に体験しながら、楽しく学べる施設として整備 平成26年度から見学者の受け入れを実施*	A
		場となるよう積極的に見学 者を受け入れ	抽標の名称   H28   H29   H30   R1   R2   H30   R2   H30   R1   R3   H30   R1   R3   H30   R1   R3   H30   H30	
			※R2は、新型コロナウイルス感染拡大の防止対応として、随時、団体見学の受入中止や臨時休 館等の対応を図った 施設の見学者数 ・毎年約6,500人の見学者の受け入れ	
	⑤ごみ処理施設	資源化施設、焼却施設等のご	北部環境事業所、石名坂環境事業所の見学受け入れを実施*	А
	の見学受け入   れ	み処理施設に見学者を受け 入れ、積極的に情報提供	指標の名称 H28 H29 H30 R1 R2 北部環境事業所見学者数 2,539 2,354 87 0 0 人	
	A C		石名坂環境事業所見学者数 1,776 1,175 1,436 1,167 46 人	
			※北部環境事業所は、北部環境事業所内の新2号炉建設工事の開始に伴い、平成30年度から施設見学の受け入れを中止(令和5年4月頃再開予定) ※石名坂環境事業所は、R2.5以降、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、施設見学の受け入れを中止	
			北部環境事業所見学者数 ・H28及びH29に毎年約2,400人程度が見学 石名坂環境事業所見学者数	
			・H28 から H30 までに毎年約 1,500 人程度が見学	

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要					評価		
(3)	⑥小学校等での	小学4年生、保育園・幼稚園児 を対象に、実際に塵芥収集車 を持ち込み、ごみの現状や資 源について体験学習会を実	小学校、保育園等でのごみ体験学習会を実施						A	
情報発信 • 啓発	ごみ体験学習 会の継続		指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		
			ごみ体験学習実施件数	58	56	55	59	25	施設	
		施し、から体験子自云で天	参加者数	5, 437	5, 541	5,604	5, 471	2,666	人	
※R2ごみ体験学習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小学校は希望制は中止 <u>ごみ体験学習実施件数</u> ・H28からR1までに毎年57施設程度が実施 参加者数 ・H28からR1までに毎年約5,500人程度が参加							制、保育園等			
	②市職員による 出前講座の継 続 に関わるテーマの出前講座 を、自治会、町内会や学校、 大学、生活環境協議会などを 対象に実施 本市生涯学習出張講座「こんにちは!藤沢塾です」として、市の職員が出向い ごみに関わる出前講座を実施 講座内容は、「藤沢市環境基本計画について」「藤沢市地球温暖化対策実行 について」「藤沢市の廃棄物行政の概要」「落書き消去体験」「海岸清掃に 「資源とごみの分け方・出し方」(各60分)							策実行計画	A	
			指標の名称		R2			_		
			実施件数	2	1(書面開作	隹)	2 件	=		
	※R3. 7時点									

# 9. ごみ処理の課題

### (1) 発生・排出

本市から排出される家庭系ごみ量は、本市人口が年々増加しているにもかかわらず、ほぼ横ばいで推移し、原単位は平成24年度以降、着実に減少しています。本市から排出される事業系ごみ量は、平成27年度までは微増していましたが、平成28年度以降は減少に転じています。また、原単位も同様に推移しています。

旧計画及び県の目標値は達成できており、これまで行ってきた施策等の効果が現れているものと考えられますが、国の目標値は未達成の項目もあることから引き続き施策を継続、強化する必要があります。

本市は観光地としても有名で、毎年多くの観光客が訪れており、観光客が排出するごみも多いと考えられます。今後は、観光客へ向けた呼びかけも行っていく必要があります。

### (2) 収集・運搬

本市では、平成 19 年 4 月から可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を、同年 10 月からごみ処理有料化を実施しています。また、高齢者等を対象とした一声ふれあい収集を実施し、安否確認を含めた高齢者等へ配慮したごみの収集を実施しています。

災害時やコロナ禍では、一時的に収集量が増えており、収集量の変化に対応した収集・運搬体制が 必要です。

引き続き、高齢化社会への対応や災害時の対応など、状況に応じた収集・運搬体制を検討していく 必要があります。

## (3) 処理·処分

本市が所有する焼却施設は石名坂環境事業所が稼働開始から37年、北部環境事業所が14年経過しています。

本市は平成 28 年 1 月に「藤沢市焼却施設整備基本構想」を策定し、安定的で効率的なごみ処理の 実施に向け、現状の 2 施設 3 炉体制を維持するために老朽化した石名坂環境事業所のごみ処理施設の 整備を早急に行う必要があるとしています。また、平成 28 年 4 月に「焼却施設整備基本計画」を策定 し、既存処理施設で本市の可燃ごみを処理しつつ、新焼却炉の整備を進めるスケジュールを計画しま した。そのスケジュールに基づき、現在、北部環境事業所に新焼却炉の建設工事等を行っています。 今後も施設整備を進めて、本市から発生する可燃ごみの処理を停滞させることなく、生活衛生上適正 に処理しなければなりません。

また、整備期間中の可燃ごみは、既設の焼却炉で処理するため、適正な維持管理及び運転管理を進め、施設の安定稼働を継続する必要があります。

### (4) 最終処分

これまでにごみの減量・資源化、灰溶融等の資源化を継続した結果、平成23年度以降の最終処分率は0.2%以下(令和2年度の最終処分量110t)となっています。女坂最終処分場の残余容量は108,682 m³(令和3年2月現在)となっており、埋立予定期間である令和25年3月までの利用は可能です。

しかし、仮に大規模な災害の発生や灰溶融等の資源化ができなくなった場合には、埋立予定期間が 短くなってしまう恐れがあります。市内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であるため、 今後も女坂最終処分場の延命化を継続して行うことが必要です。

また、女坂最終処分場を長期的に安全に利用するために、埋立物の縮減を図るとともに、適正な維持管理を進め、今後、維持補修計画を策定し、計画に基づいた補修を実施していく必要があります。

# (5) 社会経済情勢の変化への対応

#### ① プラスチックごみ削減

本市は、プラスチックごみの削減に向け、プラスチック製容器包装の戸別収集や商品プラスチック収集・資源化、民間事業者等との協働でのプラスチックごみ削減の推進など、これまで様々な取組を実施してきました。しかしながら、いまだ可燃ごみに大量のプラスチック類が分別されずに排出されている状況です。プラスチック資源循環に係る国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみの削減に向けてより一層取組を強化していく必要があります。

### ② サーキュラー・エコノミーの形成

世界的な人口増加に伴い、資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物の増加、気候変動をはじめとする環境問題の深刻化が世界的な課題となっています。

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄物型の線形経済が、早晩、立ち行かなくなることは明白であり、あらゆる経済活動において、従来の 3R (リデュース、リユース、リサイクル) の取組に加えて、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出すサーキュラー・エコノミーへの移行を進めていく必要があります。

### ③ 食品ロス削減

本市は、組成分析に基づく実態調査やフードドライブの実施など、食品ロスの削減に向けた取組を 実施していますが、可燃ごみ中の食品ロスが占める割合は年々増加しており、取組が十分とは言えな い状況です。「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けて戦略的に取り組んでいく必 要があります。

#### ④ リチウム電池の分別排出・適正処理

リチウム電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について(令和元年8月1日)」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について(令和3年4月7日)」の通知を行いました。本市においても火災事故を未然に防ぐために市民や事業者に対し、分別排出の周知を行っていく必要があります。

# 第2節 ごみ処理基本計画の改定

### 1. 基本理念及び基本方針

本市の環境基本計画の総合環境像である「地域から地球に拡がる環境行動都市」を実現し、これからも安心して暮らすことのできる望ましい社会を構築していくためには、環境への負荷を軽減し、未来へつなげる循環型社会の実現を図ることが必要です。一方で、環境及び廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化にも対応していく必要があります。

本計画では、旧計画の基本理念を引き続き継承していきます。また、各基本方針と SDGs の関係性について以下に示します。

# 【基本理念・基本方針】

# 【基本理念】

「環境への負荷を軽減し、 未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」

基本方針1

「積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現」















# 基本方針2

「廃棄物の適正処理システムの実現」



















基本方針3

「市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現」











## 2. 計画収集人口の設定

計画収集人口の将来予測を図 3-16 に示します。

令和3年度以降の計画収集人口は、上位計画である「藤沢市市政運営の総合指針2024」で予測した将来人口を採用します。

計画収集人口は、中間目標年度である令和8年度には令和2年度比で4,887人増加し、441,719人になる見込みです。また、計画目標年度である令和13年度には令和2年度比で7,093人増加し、443,925人になる見込みです。

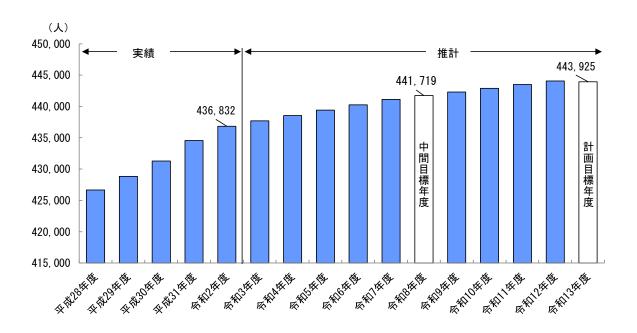


図 3-16 計画収集人口の将来予測

### 3. 数值目標

計画期間の10年間における目標値は、旧計画の目標値と同様に、①排出抑制目標(市民1人1日当たりのごみ排出量)、②家庭系ごみの減量目標(市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量)、③資源化率(資源化率 I、II)、④最終処分率、⑤事業系ごみ排出量の5つを採用します。

これらの目標値に向かって種々の施策を講じていきます。

以下に、現状のごみ排出量等が推移した場合の現状推計値と目標値の比較を示します。

## (1) 排出抑制目標

目標① 排出抑制目標(市民1人1日当たりのごみ排出量)

市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を令和 13 年度までに 820g/人・日まで削減します。 【現状推移時の推計値(840g/人・日)に対して 2.4%程度削減】

本市で処理している廃棄物のうち、市民 1 人 1 日当たりの排出量について、排出抑制を推進します。 具体的な施策は、「基本方針 1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値(840 g /人・日)に対して令和 13 年度までに 2.4%(20 g)程度削減 することにより達成可能となります。

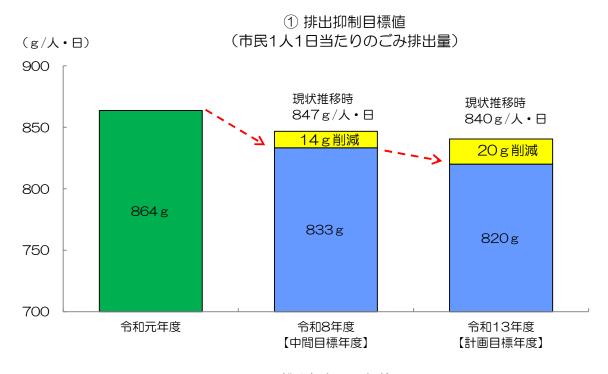


図 3-17 排出抑制の目標値

## (2) 家庭系ごみの減量目標

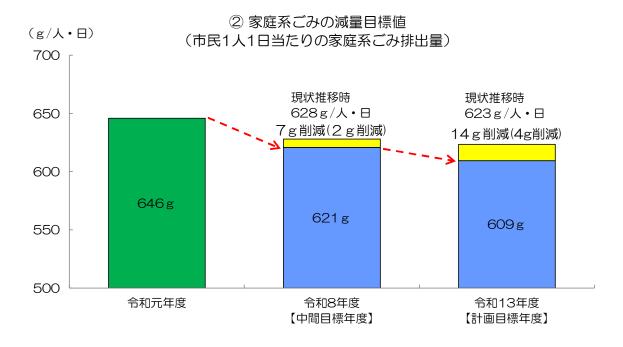
目標② 家庭系ごみの減量目標(市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量)

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を令和 13 年度までに 609g/人・日まで削減します。

【現状推移時の推計値(623g/人・日)に対して2.2%程度削減】

本市で処理している廃棄物のうち、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量について、減量化を推進します。具体的な施策は、「<u>基本方針1</u>」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値(623 g / 人・日)に対して令和 13 年度までに 2.2%(14 g)程度削減 することにより達成可能となります。



※( ) 内の数値は食品ロス削減推進による削減量です。(令和8年度は2g削減、令和13年度は4g削減)

図 3-18 家庭系ごみの減量の目標値

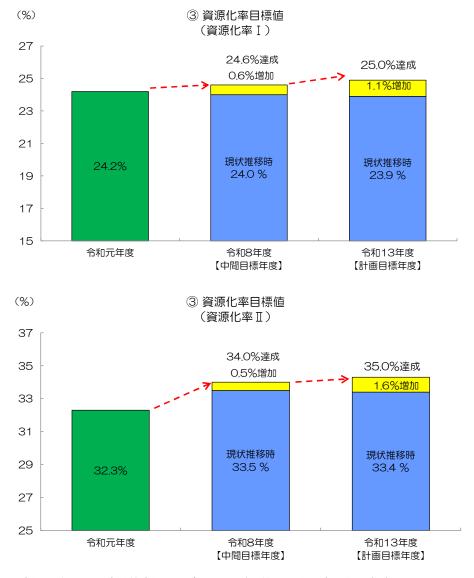
# (3) 資源化率

# 目標③ 資源化率

令和 13 年度までに資源化率 I 25.0%を達成します。 令和 13 年度までに資源化率 I 35.0%を達成します。

分別の徹底により、資源化率の向上を図ります。具体的な施策は、「<u>基本方針 1</u>」及び「<u>基本方針 2</u>」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値に対して令和 13 年度までに資源化率 I では 1.1%、資源化率 I では 1.6%増加させることにより達成可能となります。



※資源化率 I:灰溶融等資源化を含まないごみ排出量中の資源物の割合 資源化率 II:灰溶融等資源化を含むごみ排出量中の資源物の割合

図 3-19 資源化率の目標値

# (4) 最終処分率

目標④ 最終処分率

令和 13 年度まで引き続き最終処分率 0.2%以下を維持します。

焼却灰等の資源化を継続することにより、最終処分率の低減を図ります。具体的な施策は、「<u>基本方針</u> 」及び「<u>基本方針</u>2」に示します。

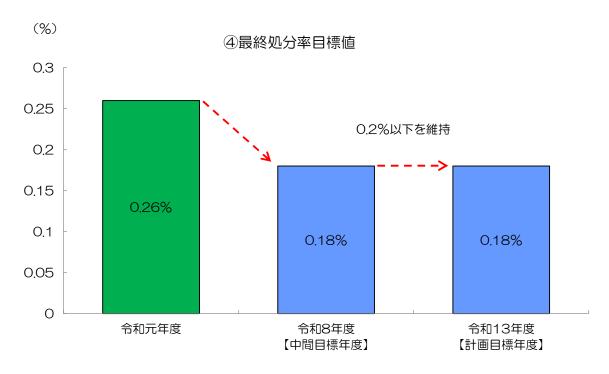


図 3-20 最終処分率の目標値

## (5) 事業系ごみ排出量

# 目標⑤ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量を令和 13 年度までに 34,219t/年以下にします。 【現状推移時の推計値(35,259t/年)に対して 2.9%程度削減】

事業系ごみの減量化を図ります。具体的な施策は、「基本方針1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値(35,259t/年)に対して令和 13 年度までに 2.9%(1,040t)程度削減 することにより達成可能となります。

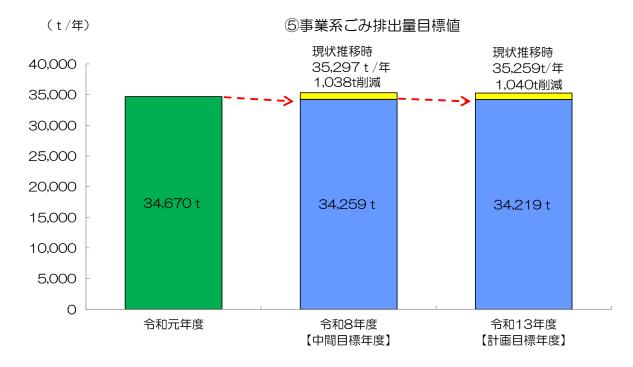


図 3-21 事業系ごみ排出量の目標値

# 4. 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

		施策	内 容	対 応
			①戸別収集、ごみ処理有料化の継続	継続
	┃ ■積 ┃		②リユースの促進	強化
	基本方針1		③グリーン購入の推進	継続
	芳に		④資源品目の拡大	強化
	針3	(1)リフューズを含めた3R推進	⑤食品ロスの削減(重点施策)	新規
	1	に関する施策	⑥生ごみ資源化の促進	継続
	取		- ⑦プラスチックごみの削減(重点施策)	新規
			⑧ごみ減量推進店制度の継続	継続
		<del>- </del>	⑨民間処理業者による資源化の支援	強化
			⑩循環型社会形成への要請	継続
	■基本方針1		①事業者への情報発信と啓発	強化
	II 3 I		②業種別及び多量排出事業者への指導	強化
	ll ကွဲ l	(2)事業系ごみに関する施策	③ごみ搬入時の指導(重点施策)	強化
基本理念	<u> </u>		- ④許可業者への指導	継続
<b>全</b>	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と		⑤関連団体との連携	強化
念	l ( <sup>15t</sup> )			
• •		(1)施設整備に関する施策	①広域連携による施設整備	継続
環境			②焼却施設の延命化(重点施策)	強化
境			①効率的な収集運搬	強化
<del>م</del> ا			②10ブロック区域分けによる収集の継続	継続
の負荷を軽減	■基本方針2の実現の選正処理システムの実現		③高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続(重点施策)	継続
		(2)排出・収集に関する施策	④資源品目別戸別収集の継続	継続
軽	一方の一		⑤剪定枝の資源化の促進	継続
減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち	基本方針2		⑥特定処理品目の分別排出(重点施策)	強化
	~		⑦使用済小型電子機器等の再資源化(BOX回収)	継続
	理	(3)中間処理に関する施策	①適正な中間処理と維持管理	継続
	ᅵᅵ	(3)中间処理に関する他束	②中間処理での再資源化	継続
	수		①最終処分場の延命化	継続
	Á	(4) 最終処分に関する施策	②最終処分場の適正管理	継続
		(5) 《安克奇特与明十7 佐佐	①藤沢市地域防災計画等の見直し	継続
	見	(5)災害廃棄物に関する施策	②災害廃棄物仮置場等の確保	継続
環			①海岸清掃の継続(重点施策)	強化
型社会の実現に			②各種リサイクル関連法に基づく対応	継続
		(C) スの <b>いの</b> デカロ 明ナフ 佐笠	③不法投棄対策	継続
		(6) その他のごみに関する施策	④新たなリサイクル品目の研究	新規
			⑤地球温暖化対策	新規
			⑥気候変動への適応策	新規
取り	一 市民、事業者、 市民、事業者、 る協働	(1)協働体制の仕組み	①市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による機能は制の方案(素を放策)	強化
組	本でに		る協働体制の充実(重点施策)	継続
<b>₹</b>	万争よりは業を	↓ ▲ (2)協働事業の充実・支援	①廃棄物減量等推進員の活動の充実 ②生活環境協議会との協働の推進	継続
ま	님 필존교	(4) 励戦争未の元夫・又抜	2	
	1第月		③美化清掃の充実	継続
	N P S現		①資源とごみの分け方・出し方の周知	継続
	o類		②幅広い情報発信	継続
	法。	(1) he ±12 50 /二 元 50	③外国人及び転入者への啓発	継続
	〇 法 人 等、	L(3)情報発信·啓発	④市民向けの啓発と協働の場の確保	継続
			⑤ごみ処理施設の見学受け入れ	継続
	大学、		⑥小学校等でのごみ体験学習会の継続	強化
	( * )		⑦市職員等による出前講座の継続	強化

# 5. 市民・事業者・行政の役割

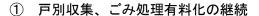
本計画の基本理念「環境への負担を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」の実現のためには、市民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。

ここでは、各施策を達成するために市民、事業者、行政の役割分担を明確にします。 市民・事業者・行政の役割を表 3-12 に示します。

# 表 3-12 市民・事業者・行政の役割

	内 容
	a. 不必要なものを買わない、受け取らないなど日常的な生活で心がけ、使い捨て商品の安
	易な使用を自粛し、マイバッグやマイボトルを利用するなど、ごみを出さないライフス
	タイルを実践します。
	b. 商品の購入では、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品を選択しま
	す。
	c. 商品の使用では、故障時の修理を励行し、可能な限り長期間使用します。
市民	d. 不要となったものでまだ使用できるものは、フリーマーケット等を利用し、必要とする
	市民に提供します。
	e. ごみの排出では、分別を行い可能な限り資源化可能物は資源物として排出します。
	f. 事業者、行政の行う再資源化に対する取組に協力します。
	g. 食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食
	品ロスの削減に資する購買行動に努めます。
	h. 海洋プラスチックごみ対策の観点から、美化清掃活動の参加に努めます。
	a. 原材料の選択や製造工程の工夫などによる排出抑制を推進します。
	b. ごみの再生利用を他の事業者と連携して行うなど、適正な循環的利用を推進します。
事	c. 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、
事 業 者	修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等を積極的に行います。
11	d. 自らが製造等を行った製品や容器等がごみとなる場合、リサイクルが容易な設計にす
	るとともに、ごみとなったものについて極力自主的に引き取り、循環利用を推進しま
	す。
	a. 本計画の方針に沿ったごみ減量化・資源化施策の推進を図り、市民・事業者の取組を調
	整、取りまとめます。
	b. ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提
	供を適切に実施します。
<b>/=</b>	c. ごみや資源の循環利用に係る補助金や助成金などの支援を継続します。
行 政	d. 排出されたごみの適正処理を行い、資源の循環利用を図ります。
	e. サーキュラー・エコノミーの形成に向けて、市民や事業者に対し、啓発や資源化への誘
	導を図ります。
	f. ごみの収集運搬や処理等において、DX (デジタルトランスフォーメーション)を推進し、
	地域課題の解決や新たな価値創造を図ります。
	g. ポイ捨てや不法投棄対策を継続して実施します。

- 基本方針 1 積極的に 3R に取り組むまちづくりの実現
- (1) リフューズを含めた 3R 推進に関する施策 12 55種





平成19年4月から可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を、同年10月からご み処理有料化を実施しています。ごみ処理有料化後の市民1人当たりのごみ排出量は、減少傾向にあ るため一定の効果が現れていると考えられます。

今後もこれらの状況を確認しながら継続していきます。

### ② リユースの促進





平成 24 年度よりプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品を大型商品プラスチックとして 回収し、再使用可能なものについては、洗浄及び消毒を行い、リユースフェア等で必要な人に再使用 してもらう事業を実施しています。今後インターネットを利用したリユースを広げることを検討しま

市民相談情報課消費生活センターでは家庭で不用となり、まだ十分に使える品物の有効活用を図る ため、不用品等の交換制度を実施しています。

神奈川県では、3R(リデュース【発生抑制】、リユース【再使用】、リサイクル【再生利用】)の取組 の1つであるリユースを促進するため、基準等の要件を満たしたリユースショップを認証し、利用を 促進しています。本市でも施策と関連づけ、推進していきます。

# ③ グリーン購入の推進

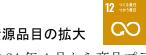






グリーン購入の必要性や製品情報を市民に環境ポータルサイト「エコ日和」等で継続して広報し、 市民・事業者の購入を促進するとともに、行政の率先行動として、市役所庁内におけるグリーン購入 率の向上を図ります。

### ④ 資源品目の拡大



平成24年4月から商品プラスチックの分別収集・資源化を実施しています。また、令和2年8月 より新しいペットボトル回収事業としてペットボトルの拠点回収((株)セブン-イレブン・ジャパン 各店舗)を実施しています。今後もこれらの回収を継続し、資源品目の回収量を増加させていきます。

# ⑤ 食品ロスの削減













家庭や事業所で発生する食品ロスは、皮を厚くむきすぎたり、脂っこい部分など調理せずに取り除 いた部分(過剰除去)、食べ残された料理(食べ残し)、期限切れとなった食品(直接廃棄)などがあ り、これらの削減に取り組むことが重要です。

食品ロスの削減への取組は「食品ロス削減推進計画」に記載します。

(施策例:フードドライブの活用、3010(さんまるいちまる)運動等の情報周知、食品ロスの実態調 查)

## ⑥ 生ごみ資源化の促進



可燃ごみに含まれる生ごみを可能な限り減らしていくため、家庭でのコンポスト容器の利用やキエーロの活用、電動生ごみ処理器の購入補助を促進していきます。また、水きり徹底等の普及促進を図ります。

#### ⑦ プラスチックごみの削減







令和3年6月4日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立するなどプラスチックごみの削減や資源循環が重要になっています。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。

また、プラスチック製容器包装や商品プラスチックについては、今後も分別や資源化の促進を継続しながら、将来的にごみ処理手数料の改定を行う場合には、プラスチックについても有料化の対象として検討します。

#### ⑧ ごみ減量推進店制度の継続





これまでと同様に、市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」 運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定します。ごみ減 量推進店として認定された販売店は、市のホームページ等で紹介していきます。

#### ⑨ 民間処理業者による資源化の支援



事業所から多量に発生する紙類や生ごみ等を資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図る とともに、資源化業者の情報を収集し、排出事業者へ提供します。

また、事業系生ごみ、剪定枝及び草葉については、市内外の業者による資源化を継続していきます。

## ⑩ 循環型社会形成への要請







循環型社会形成に資する事項や適正処理困難物を含めた様々な製品に対する事業者責務としての拡大生産者責任について、(公社)全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会を通して、国へ要請・要望していきます。また、市内の事業者等に対しても循環型社会の実現に向けて、啓発や指導等を行います。

#### (2) 事業系ごみに関する施策



① 事業者への情報発信と啓発

事業者へは、引き続き市のホームページで事業者用のチラシを掲載し、事業系ごみに関する情報発信と啓発を行っていきます。

## ② 業種別及び多量排出事業者への指導



近年、事業系ごみ排出量は減少傾向で推移しているものの、1 事業所当たりのごみ排出量は増加傾向を示しています。事業者には引き続き立入り検査等を実施し、ごみの減量や適正処理について助言や指導を行います。

特に、多量排出事業者\*\*に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けています。計画書では、ごみ発生量や資源化量などを報告することとなっており、排出抑制に対する意識付けを図ります。

※多量排出事業者:1月平均3t以上又は年間36t以上の事業系一般廃棄物を排出する者。毎年、前年の排出量データをもとに更新する。

# ③ ごみ搬入時の指導 重点施策



事業者に対しては、収集運搬業者を通じ分別の徹底を図るとともに、市施設へのごみ搬入時の指導を行います。また、抜き打ちで実施する展開検査の回数を増やし、直接の指導を強化します。そのほか、各環境事業所で事業者向けの啓発チラシを配布します。

#### ④ 許可業者への指導



許可業者へは搬入要領等の説明会において、分別収集の徹底及び廃棄物処理法、その他関連法規の 遵守についても指導します。

#### ⑤ 関連団体との連携









廃棄物対策協議会、商工会議所、生活環境協議会、各種リサイクル推進団体、NPO、市民団体等と連携を深め、事業者への情報提供や啓発、自治会等における分別方法に関する講習会等を推進していきます。

#### 7. 基本方針 2 廃棄物の適正処理システムの実現

(1) 施設整備に関する施策

① 広域連携による施設整備







広域化計画に基づき、構成市町(2市1町)で廃棄物処理施設の広域連携を進めています。令和3 年度に構成市町村で広域化計画の見直しを行いました。今後も広域化計画に基づいた施設整備を行っ ていきます。

## ② 焼却施設の延命化

重点施策



本市が保有する2箇所の焼却施設のうち、2炉を有する石名坂環境事業所は稼働開始から37年が経 過しており、1 炉を有する北部環境事業所は、平成 19 年に 1 号炉を更新し、順調に稼働しています。 今後も安定したごみ処理を継続して行うために、老朽化した石名坂環境事業所の焼却施設を延命化す るとともに、整備を早急に行う必要があります。

まず、3 炉の焼却処理体制を維持するため、北部環境事業所に新2号炉を整備し、その後、石名坂 環境事業所の整備を進めていきます。

施設整備スケジュールを表 3-13 に示します。

北部環境事業所については、平成30年度より新2号炉建設工事を進めており、令和4年度に竣工 予定となっています。新2号炉の整備期間中は、一時的に処理ができないため、市外の施設にて焼却 を行い、焼却残渣については資源化をしています。石名坂環境事業所については、令和2年度より石 名坂環境事業所整備基本構想の策定を進めています。今後大規模整備を行い、令和 11 年度に稼働予 定となっています。引き続き、施設整備スケジュールに基づき段階的に事業を進めていきます。

表 3-13 施設整備スケジュール

構成市町	施設名称		年度:西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
<b>海</b> 八	旭設石外	施設概要	和暦	H29	H30	(H31)R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		新1号炉 H19.3竣工																
		(150t/24h×1炉)	L						運営延長に係る	DBO事業者と協議			DBO運営期間終了	2年延長	(予定)	延長のた	めの基幹的改良	工事(予定)
																(延長に	ついてはR4~R81	にて検討)
	北部環境事業所					and a second												
	(焼却施設)	(旧2号炉 S49.10竣工 H25	5.3.31廃止)			out of the second							000					
		新2号炉 R5.3竣工予定																
		(150t/24h×1炉)			新2号炉整備工	事H30-R4 150t/E	3			運営期間: R5.4.1~F	R25.3.31(20年)							
		エネルギー回収型廃棄物処			(旧炉解体撤去	工事含む)												
		焼却処理施設S59.3竣工(1	30t/24h×3炉)															
		1号炉 H19.3 運転停止																
		2号炉 R5.3 運転停止予								R5以降は休止又は	廃止							
		3号炉 R14.3 運転停止予																
		エネルギー回収型廃棄物処理																
	石名坂環境事業所※	石名坂環境事業所の大規模整備					基本	<b>本構想</b>	生活環境影響調	査・長寿命化計画策定	È					運転期間:R11~	(20年間程度)	
藤沢市	自己须须先于采用东	(120t/24h×1炉)								工事設計								
		前処理(粗大ごみ処理)施設																
		S59.3竣工(25t/5h)				re-manager							Anaminingania					
		前処理(粗大ごみ処理)施設																
		石名坂環境事業所の大	規模整備				基本	<b>本構想</b>	生活環境影響調	査・長寿命化計画策定	臣 焼却炉更	新に併せて更	新工事					
		H25.3竣工		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~														
	リサイクルプラザ藤沢	(粗大ごみ処理施設含む)													→運営延長に係	るDBO事業者と協	S議	
		132t/5h(破砕処理施設+資	[源化施設]															
	女坂最終処分場	H9.3竣工	_															
		(200,000m3)				***************************************												
		S.36.6 竣工																
	北部環境事業所	H.6.3(改造)(230KL/日)				900												
	(し尿処理施設)	新施設	_			Para Para Para Para Para Para Para Para		-										
		(整備場所未定)								1		支援事業期間I	R7-R10					***************************************

※施設規模、稼働開始時期は、今後の状況によって変更の可能性があります。



#### 





① 効率的な収集運搬

資源品目別戸別収集、分別収集品目の追加などに対応し、効率的な体制の整備を図ります。 可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の収集運搬業務の直営から委託への変更については、 平成24年度より委託割合を市域約60%としました。

資源品目別戸別収集を平成 24 年 4 月から全市で実施しており、「可燃ごみとビン」、「プラスチック 製容器包装、特定処理品目及び廃食用油|などの併せ収集を行い、経費節減に努めます。

事業系ごみについては、1回のごみ排出量が40リットル相当以内の事業者(少量排出事業者)は、 申し込み制で市が収集します(ただし、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の全てを排出 する事業者に限ります)。

## ② 10 ブロック区域分けによる収集の継続





可燃ごみを週2回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、かつ、地域ごとに収集日程をわか りやすく周知するため、市域を 10 ブロックに区分けし、効率的な収集方法を継続して実施します。

## ③ 高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続





本市では、可燃ごみ、不燃ごみのごみ出しや資源を集積所まで排出することが困難で、ボランティ ア等の協力が得られない高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行 う一声ふれあい収集や大型ごみを宅内から収集する福祉大型ごみ収集を行っています。

今後も一声ふれあい収集等を継続していくとともに、高齢化等により懸念される課題等を踏まえな がら市民の負担を軽減するような収集方法を検討していきます。

なお、対象となる主な世帯は、次のとおりです。

- ・日常、介助または介護を必要とする高齢者(概ね65歳以上)の世帯
- ・障がい者(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けて いる人)のみの世帯
- ・上記の世帯で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯

#### ④ 資源品目別戸別収集の継続



平成24年4月から、全市域での資源品目別の戸別収集を開始しており、対象となる資源品目は、 ビン、カン・なべ類、ペットボトル、本・雑誌、廃食用油、プラスチック製容器包装、商品プラスチ ックとしています。さらに、平成 27 年 4 月からは「雑がみと本」を統一した戸別収集を開始しまし た。今後も市民負担の軽減を図る施策として継続実施していきます。

また、資源を収集日に出せない場合などは、リサイクルプラザ藤沢、石名坂環境事業所、環境事業 センター、南部収集事務所で持ち込みを受け付け、資源物の回収に努めます。

# (促進





## ⑤ 剪定枝の資源化の促進

剪定枝の資源化量は、平成24年度から令和2年度にかけて増加傾向にあります。

剪定枝の収集は、これまでと同様に予約制の各戸収集とします。また、資源化の促進を図るため、 平成30年4月より剪定枝の長さを1mから1.5mに、直径を25cmから35cmに収集基準を緩和しました。今後も資源化を促進していくために、情報等の周知をしていきます。

事業者から排出される剪定枝及び草葉については、民間事業者にて資源化するよう誘導、周知をしていきます。

#### ⑥ 特定処理品目の分別排出







乾電池及びリチウムイオン電池、ボタン電池、蛍光管、卓上ガスボンベ・スプレー缶、水銀体温計、 ライター等は特定処理品目として分別排出するものとし、市民及び事業者に対し、特定処理品目の出 し方をホームページへ掲載し、チラシを配布することにより分別の徹底を図っていきます。

平成 28 年度にはリサイクルプラザ藤沢の不燃ごみ・大型ごみ等の破砕処理施設で爆発火災事故が発生し、原因は不燃ごみに出してはいけない「電池」や「スプレー缶」が混入し、火災に至ったものと考えられています。そのため、本市は平成 28 年 12 月からリチウムイオン電池及びボタン電池を電池類として収集を始めています。









図 3-22 特定処理品目

#### ~コラム~使用済みリチウム電池の分別排出

全国的にリチウム電池による発火等の事例が報告されていることから、国は各都道府県にリチウム電池及びその製品の適正処理について令和元年8月1日及び令和3年4月7日に通知を行いました。

環境省のホームページでは図 3-23 のようなポスター等を 公開し、事業者へ向けた呼びかけを行っています。





火災事故により損傷した不燃ごみベルトコンベア (平成28年度)



[資料:環境省ホームペーシ

図 3-23 ポスター



#### ⑦ 使用済小型電子機器等の再資源化(BOX回収)

循環型社会の形成等を目的とした「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型 家電リサイクル法)が平成24年8月に成立し、平成25年4月1日に施行されたことに伴い、本市で は平成 25 年 10 月から使用済小型電子機器等の回収ボックスによる回収と資源化を行っています。平 成 27 年 6 月からは、回収ボックスによる回収を継続するとともに、民間事業者による宅配便を利用 した回収、市内の家電量販店による店頭回収を実施し、資源化をしています。

回収ボックスを市役所、市民センター・公民館、市民病院、環境事業センター、南部収集事務所、 石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢の21カ所※に設置し、使用済小型電子機器等の回収を行い ます。

※環境事業センターについては、建替工事により休止のため令和3年6月21日から20か所(新事務所は令和5年4 月1日からを予定)

#### (3) 中間処理に関する施策







① 適正な中間処理と維持管理

本市内の一般廃棄物の中間処理施設は、焼却施設2ヶ所、破砕処理施設1ヶ所、資源化施設1ヶ所 があります。これらの施設では、これまでと同様に、生活環境への影響を及ぼさないよう適正な焼却 処理、破砕処理、資源化を行います。

また、各施設は、廃棄物処理法などの法令や、維持管理基準に基づき稼働しており、排出水や排出 ガス等の測定結果などの維持管理情報を随時開示します。

## ② 中間処理での再資源化







北部環境事業所、石名坂環境事業所 (焼却施設)

最終処分場への埋立物を減量するため、北部環境事業所から排出される焼却灰及び石名坂環境事 業所から排出される焼却灰・不燃物を業者に委託して資源化しています。また、石名坂環境事業所で は、焼却残渣の磁性物を資源化しています。

#### リサイクルプラザ藤沢での資源化

リサイクルプラザ藤沢において、破砕処理の過程で選別される金属(鉄くず、アルミ)を回収して います。また、平成27年4月から大型ごみのうち自転車、スプリングマット、羽毛布団を、平成28 年4月よりカン・なべ類のうち台所用ステンレス製品の分別収集・資源化を実施しています。引き続 き、リサイクルプラザ藤沢での資源化を実施していきます。

## ・使用済小型電子機器等の再資源化(ピックアップ回収)

平成15年9月より、家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)以外の廃 家電品(電子レンジ、掃除機、プリンター等)について、家電4品目と同様にリサイクルを開始して います。

このリサイクルは、収集した大型ごみの中から家電製品を取り出し(ピックアップ回収)、再商品 化を進めているものです。この取組は本市独自のものでしたが、平成26年度からは小型家電リサイ クル法に基づき資源化を行っています。

#### ・中間処理施設での熱エネルギー利用

石名坂環境事業所ではごみを焼却した際に発生する熱を廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、

発電・給湯への利用や場外の温水プールに熱供給をしています。

また、北部環境事業所ではごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。

北部環境事業所新 2 号炉の整備に当たり、排ガスの熱をより多く回収できる設備を導入し、発電効率を向上するとともに、場内で使用する機械設備類を省エネ型とすることで場内使用電力量の低減を図ります。北部環境事業所の余剰電力については、平成 29 年度から「電力の地産地消事業」を実施しており、今後より一層の発電量の拡大とエネルギーの地産地消を図ります。

## 



### ① 最終処分場の延命化

これまでにごみの減量・資源化、灰溶融等資源化を進めた結果、令和2年度の最終処分率は0.08% (最終処分量110t)となっています。女坂最終処分場の残余容量は108,682m³(令和3年2月時点)となっており、埋立予定期間の令和25年3月までの利用は可能です。

しかし、仮に大規模な災害の発生や灰溶融等資源化ができなくなった場合には、埋立予定期間が短くなる恐れがあります。市内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であるため、今後もごみの減量・資源化、灰溶融等資源化を推進し、女坂最終処分場の延命化を図ります。

## ② 最終処分場の適正管理



女坂最終処分場を長期的に安全に利用するために、適正な維持管理を進めるとともに、維持補修計画を策定し、計画に基づいた補修を実施していきます。

#### (5) 災害廃棄物に関する施策

## ① 藤沢市地域防災計画等の見直し



藤沢市地域防災計画は、社会情勢の変化等に対応するため、平成 29 年 7 月に見直しを行い、その後も適宜、必要な見直しを行ってきました。また、平成 30 年 3 月に藤沢市災害廃棄物処理計画を策定し、発災時の対応や災害廃棄物の処理について整理しました。

今後も、法令の改正等を踏まえて、適宜見直しを行います。

## ② 災害廃棄物仮置場等の確保



地震等災害により中間処理施設及びライフラインの復旧に時間を要することが予想されます。この ため、本市は仮置場を確保し、発災時に備えています。

今後は、発災時に速やかに仮置場を開設できるように必要な備品等を用意します。また、作業に必要な重機・車両の確保のため、必要に応じて他市町村及び民間事業者に支援を要請します。

## ~コラム~本市が被害を受けた過去の災害被害

令和元年、本市は台風 15 号及び台風 19 号により、一部の地域に警戒レベル 4 の避難勧告が発令され、建物の倒壊、道路の冠水や停電等の被害が生じました。両台風によって発生した災害廃棄物は、本市の処理施設にて処理を行いました。幸いにも本市の処理施設の能力内で対応できたため、仮置場の設置や市外搬出等には至りませんでした。

	被災内容	台風 15 号	台風 19 号	
①避難情報	水害避難所	74 施設	74 施設	
	避難者	350 人	4, 675 人	
②建物被害	住家	140 棟	33 棟	
②连初极 <del>古</del>	非住家	21 棟	20 棟	
	収集運搬	693 台、49t	313 台、41t	
③災害廃棄物	持ち込み(石名坂環境事業所)	196 台、55t	56 台、16t	

表 3-14 台風 15 号及び台風 19 号による本市の被災状況

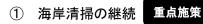




165 台、10t

74 台、10t

## (6) その他のごみに関する施策







河川ごみ等が海岸等に打ち上げられ、景観や衛生について悪影響をおよぼすことのないように、今 後も海岸清掃等を実施するとともにマイクロプラスチックに関する啓発も行います。また、境川に除 塵機を設置し、河川ごみの除去も実施していきます。

## ② 各種リサイクル関連法に基づく対応



各種リサイクル関連法に基づき、家電4品目(テレビ、エアコン、洗濯機/衣類乾燥機、冷蔵庫/冷 凍庫)、パソコン、二輪車(オートバイ)、消火器については、販売店等で引き取ることとなっています。 今後も処理の困難なごみの事業者回収などが確実に実行されるよう、拡大生産者責任の徹底に向けて 国などへの働きかけを行うとともに、適正な資源の循環が図られるよう「区域別収集日程カレンダー」 やホームページ等で必要な情報を市民へ周知していきます。

## ③ 不法投棄対策







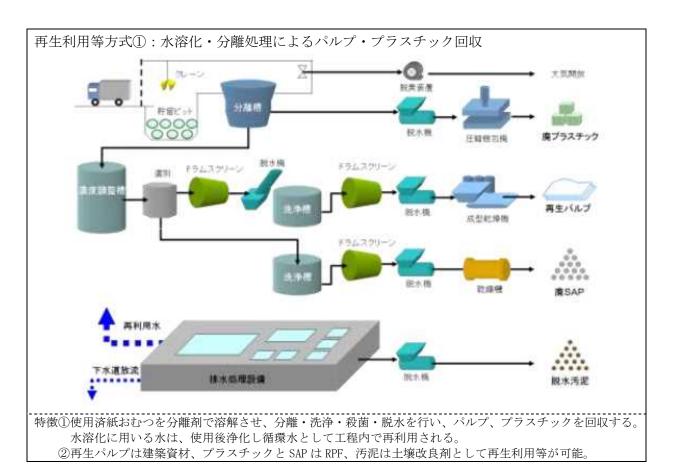
各地区の生活環境協議会等と連携し、不法投棄防止運動を継続します。また、市独自によるパトロ ール及びスマートチェックを実施するほか、土地所有者と共同で不法投棄防止看板や監視カメラ、監 視センサー、防止カメラを市内重点箇所に設置します。また、新たに常習的な不法投棄などが発生し、 その対策に努める土地管理者等に対し不法投棄防止用のカメラの貸出を行い、不法投棄防止に努めて いきます。また、不法投棄を発見した場合、原因者を特定し、原状回復の指導に努めるとともに、悪 質な行為に対しては、警察などの関係機関と連携し、告発も視野に入れた対応を行います。

## ④ 新たなリサイクル品目の研究



超高齢社会となり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後も増加していくことが予想されます。使用済紙おむつの資源化等については、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(令和2年3月)」や今後策定予定の「下水道への紙オムツ受入のためのガイドライン」等を参考に研究していきます。

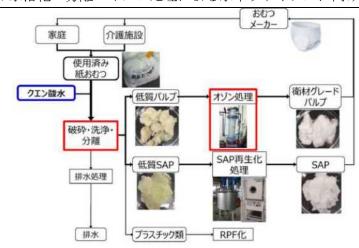
使用済紙おむつの再生利用等方式例を図 3-24 及び図 3-25 に、下水道での紙おむつの受け入れ方 法例を図 3-26 に示します。



[資料:使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(概要版)(令和2年3月)]

図 3-24 使用済紙おむつの再生利用等方式-1

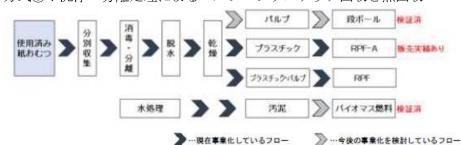
## 再生利用等方式②:水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収



特徴①使用済紙おむつを水溶化により破砕、分離する。取り出されたパルプをオゾン処理工程で殺菌・漂白することで、衛生グレードパルプに再生することが可能。処理後のパルプからは排泄物に含まれる大腸菌等は検出されず、ヒト由来の汚れ指標であるタンパク質濃度も測定下限以下になっている。

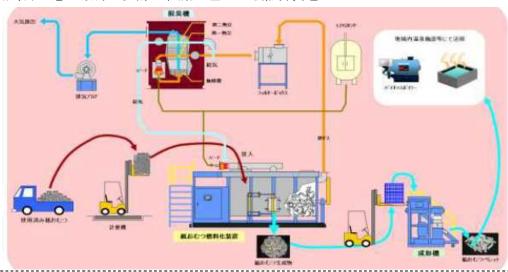
②SAP についても、回収・リサイクルし、バージン SAP と同等の吸水性能に再生することが可能。

#### 再生利用等方式③:洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収と熱回収



- 特徴①使用済紙おむつを機械に投入し、石灰を加えて脱水、次亜塩素酸で消毒、洗剤で洗浄を行う。破砕工程を含まないことが特徴。
  - ②プラスチックから RPF-A も製造し、販売が可能。その他、パルプからの段ボール製造、汚泥からのバイオマス燃料製造についても実証済み。

## 再生利用等方式④:破砕・発酵・乾燥処理による燃料製造



特徴①装置に使用済紙おむつを投入した後は、自動的に破砕・発酵・乾燥が進行する。高温処理により殺菌し、触 媒脱臭により汚物由来の排気臭を除去すると共に排気の安全を確保する。生成燃料を成形機でペレット化 し、バイオマスボイラーやストーブの燃料として使用することが可能。

[資料:使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(概要版)(令和2年3月策定)]

図 3-25 使用済紙おむつの再生利用等方式-2

## Aタイプ(固形物分離タイプ)



処理方式の概要	<ul><li>・使用済み紙オムツから汚物を分離</li><li>・汚物は下水道に排出</li><li>・紙オムツは離水・脱水後に回収</li></ul>
メリット	<ul><li>・紙オムツ保管時の悪臭とゴミ出し時の 重さが軽減</li><li>・紙オムツリサイクルとの連携も可能</li></ul>
デメリット	・軽量化した紙オムツの保管・ゴミ出し が必要

## Bタイプ(破砕・回収タイプ)



処理方式の概要	<ul><li>・使用済み紙オムツを破砕</li><li>・破砕物は下水道に排出する前に分離・回収</li><li>・汚物を含む分離排水は下水道に排出</li></ul>
メリット	<ul><li>・紙オムツの保管・ゴミ出しが不要</li><li>・紙オムツリサイクルとの連携も可能。</li></ul>
デメリット	・破砕の他に分離・回収装置の維持管 理が必要

## Cタイプ (破砕・受入タイプ)



処理方式の概要	・使用済み紙オムツを破砕 ・破砕物は汚物とともに下水道に排出
メリット	・紙オムツの保管・ゴミ出しが不要
デメリット	<ul><li>・下水道施設や水環境への影響について十分に評価が必要</li></ul>

[資料:国土交通省ホームページ]

図 3-26 下水道での紙おむつの受け入れ方法例



#### ⑤ 地球温暖化対策

本市は、令和3年2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、令和 32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。目標達成に向け、令和3年度に「藤沢市地 球温暖化対策実行計画」を策定し、廃棄物部門における二酸化炭素排出量を令和 12 年度(2030 年 度) までに 36 千 t-CO<sub>2</sub> とすることを削減目標としています(令和元年度(2019 年度)は 44 千 t- $CO_2$ )

廃棄物部門における二酸化炭素排出量は、可燃ごみに占めるプラスチックの割合の増減による影 響を受けるため、プラスチックごみの削減や分別を徹底し、再資源化を推進していく必要がありま す。また、可燃ごみを焼却処理する際には、二酸化炭素のほか温室効果の高いメタンや一酸化二窒 素も排出されることから、ごみの発生抑制や再使用、再資源化を推進し、可燃ごみの減量に取り組 むとともに、高効率発電ができる焼却炉の整備を進めていきます。

なお、環境省では、廃棄物分野における地球温暖化対策について検討しており、地球温暖化対策 計画(平成28年5月13日閣議決定)では、廃棄物処理における取組として、表3-15に示す様な 具体的な対策及び評価指標を掲げています。

表 3-15 地球温暖化対策計画における廃棄物分野の温室効果ガス対策及び対策評価指標(抜粋)

対象ガス	具体的な対策	対策評価指標等		
エネ起		排出削減量 (万 tCO <sub>2</sub> )		
エネ起   CO <sub>2</sub>	廃棄物処理における取組	①プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量(万 t)		
002		②ごみ処理量当たりの発電電力量(kwh/t)		
	バイオマスプラスチック	排出削減量 (万 tCO <sub>2</sub> )		
非エネ起	類の普及	バイオマスプラスチック国内出荷量(万 t)		
CO <sub>2</sub>	廃棄物焼却量の削減	排出削減量 (万 tCO <sub>2</sub> )		
	焼米物洗料里の削減   	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量(乾重量)(千 t)		
CH <sub>4</sub>	廃棄物最終処分量の削減	排出削減量 (万 tCO <sub>2</sub> )		

[資料:廃棄物分野における地球温暖化対策について (2021年4月9日、環境省)]



#### ⑥ 気候変動への適応策

近年、地球温暖化による気温の上昇や大雨の頻度の増加等、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後長期にわたり拡大することが懸念されます。このような状況を踏まえ、国は平成30年6月13日に「気候変動適応法」を公布し、同年12月1日に施行しました。

この法律では、都道府県及び市町村に対し、地域気候変動適応計画の策定を努力義務としています。当該計画を策定する際には「地域気候変動適応計画策定マニュアル(平成 30 年 11 月 30 日、環境省)」や「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン(令和元年 12 月、環境省)」等を参考にします。

気候変動は、ごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分の廃棄物処理プロセスに様々な影響を与える可能性があることから、今後本市においても、地域気候変動適応計画の策定及び適応策の実施を検討します。また、本市が行う取組についてはホームページ等で周知を行い、市民や事業者の協力のもと気候変動適応策の実施を推進します。廃棄物・リサイクル分野における気候変動影響と適応策を表 3-16 から表 3-20 に示します。

表 3-16 「ごみの排出」における影響と適応策-1

	影響」	頁目	ごみの排出	はにおける影響と適応策			
気候	変化	影響の	日公組収	Table riter Antice			
要素	内容	対象	影響	適応策			
		ごみ性状へ	・消費傾向の変化によるごみ質の	□分別・収集計画の見直しの検討(分別区分・			
		の影響	変化(飲料水の需要増加による	収集頻度の見直しなど)			
			缶・びん・ペットボトル・紙パッ				
			ク等の排出量の増加)				
		地域への	・ハエ・ネズミ等の食中毒菌(0-	□手洗い・うがい、食材・調理器具の洗浄の徹			
		影響	157、サルモネラ、赤痢等)媒介	底を啓発			
			による感染リスクの上昇	□食品の必要量購入啓発による食品廃棄物の			
				発生抑制			
				□生ごみの水切り・ごみ袋密封の啓発			
	上昇		・不法投棄物による衛生環境の悪	□不法投棄防止活動(監視の強化、外国語によ			
気 温	, ,		化(廃タイヤ等の長期放置によ	る警告など) の実施			
			るボウフラの発生等)	□不法投棄発見時の早期撤去体制の構築			
		ごみステー	・悪臭の増加、衛生動物、野生動物	□生ごみの水切り・ごみ袋密封の啓発			
		ションへの	の誘引	□ごみの滞留時間の短縮化			
		影響		□ ごみ回収ボックス (蓋付き容器) などの利用			
				□ ごみステーションの清掃の徹底、殺虫・殺鼠			
				(そ) 対策の実施			
				□ ごみステーションにおける防鳥・防鼠(そ)			
				ネット、動物防護柵の設置			
	低	ごみ性状へ	・消費傾向の変化によるごみ質の	□分別・収集計画の見直しの検討(分別区分・			
	下	の影響	変化	収集頻度の見直しなど)			

表 3-17 「ごみの排出」における影響と適応策-2

	影響工	頁目	ごみの排出における影響と適応策			
気候要素	変化内容	影響の 対象	影響	適応策		
		ごみ性状へ の影響	・降雨によるごみ質の変化(生ごみの水分増加など) ・古紙の汚損、金属の腐食	□ ごみ袋密封の啓発 □ ごみ回収ボックス (蓋付き容器) などの利用		
	増加	地域への影響	・湿度上昇によるカビ・食中毒の発生リスクの上昇	□ 手洗い・うがい、食材・調理器具の洗浄の啓発 □ 生ごみの水切り・ごみ袋密封の啓発 □ ごみの滞留時間の短縮化		
降 雨 量			・不法投棄物による衛生環境の悪 化 (廃タイヤ等の長期放置によ るボウフラの発生等)	□ 不法投棄防止活動(監視の強化、外国語による警告など)の実施 □ 不法投棄発見時の早期撤去体制の構築		
	降雨パター	ごみ性状への影響	・梅雨時の少雨、乾燥時期の多雨に よるごみ質・ごみ量の季節的変 化	□ ごみ回収ボックス (蓋付き容器) などの利用		
	-ンの変化	地域への影響	・従来想定されていた以上の降雨 等により、ごみの排出が困難と なる影響	□ 荒天時の収集の延期、荒天時の排出ルールの 策定・変更		
		地域への 影響	・ごみの排出困難(ごみ出し中の事故の発生など)	□ 荒天時の収集の延期、荒天時の排出ルールの 策定・変更		
台風・強風	頻発化・拡大化	ごみスケー ションへの 影響	・ごみの散乱による事故発生リス クの上昇	□ ごみの散乱防止 (頑丈なごみステーションの 設置) □ 荒天時の収集の延期、荒天時の排出ルールの 策定・変更		
			・ごみの散乱によるごみに混ざっ た衛生動物等の分布拡大	□衛生動物発生時の迅速な対応(駆除・指導)		
気圧	高潮の発生	ごみステー ションへの 影響	<ul><li>・ごみの散乱による事故発生リスクの上昇</li><li>・ごみの散乱によるごみに混ざった衛生動物等の分布拡大</li></ul>	<ul><li>□ ごみの散乱防止 (頑丈なごみステーションの 設置)</li><li>□ 衛生動物発生時の迅速な対応 (駆除・指導)</li></ul>		

表 3-18 「収集・運搬」における影響と適応策-1

	影響項	[目	収集・運搬	における影響と適応策					
気候	変化	影響の	日ノが日内	Nate plan Artis					
要素	内容	対象	影響	適応策					
		ごみ性状へ の影響 作業従事者 への影響 地域への影響	・悪臭の増加、衛生動物等の誘引	□ 作業従事者の手袋・マスク着用、手洗い・うがいの徹底 □ 収集・運搬・体制の見直し(車両の増加など)収集時のごみステーション清掃 □ 水分、塩分補給の啓発					
			・暑熱による作業効率低下、熱中症リスクの上昇	<ul><li>□ 冷却剤の配布</li><li>□ 暑熱に対応した作業服の導入</li><li>□ 休憩時間を長くとる</li></ul>					
気温	上昇		・光化学オキシダント等の大気汚染 物質の発生による健康リスクの上 昇	□ 作業従事者のマスク・メガネ着用、手洗い・ うがいの徹底					
温								・悪臭、衛生動物等の発生による健康 リスクの上昇 ・衛生動物による刺咬被害リスクの 上昇	□ 最新の分布情報の確認と周知 □ 突き刺し防止手袋着用の徹底
			・悪臭、衛生動物等の発生	□ 清掃の徹底 □ 施設内の殺虫・殺鼠 (そ) 対策 □ 悪臭対策 (気密化・脱臭装置の導入)					
		構造物への 影響	・可燃性廃棄物の発火リスクの上昇	□分別の徹底					
	低下	作業従事者への影響	・寒冷による作業効率低下	□寒冷対策(防寒着の着用/加温器具の準備)					

表 3-19 「収集・運搬」における影響と適応策-2

	影響項	目	収集・運搬における影響と適応策			
気候 要素	変化 内容	影響の 対象	影響	適応策		
		作業従事者	・ごみの水分の増加による作業効率 低下	□ ごみ回収ボックス (蓋付き容器) などの利用		
		への影響	・悪臭、衛生動物等の発生による健康 リスクの上昇	□手洗い・うがい、マスク・手袋着用の徹底		
	加加	地域への影響	・高湿度による悪臭、衛生動物等の発 生リスクの上昇	<ul><li>□清掃の徹底</li><li>□施設周辺の水たまりの除去、ハエの飛来抑制 対策(予防的対策)</li><li>□施設内の殺虫・殺鼠(そ)対策</li><li>□悪臭対策(気密化・脱臭装置の導入)</li></ul>		
降雨量	降雨パ	作業従事者への影響	・突発的な豪雨による作業効率の低 下及び安全性リスクの上昇	□降雨状況の把握(位置情報システム・河川モニターの利用など)及び作業従事者への連絡周知体制の構築 □安全対策(スリップ防止措置、ライト点灯など)、安全教育の実施		
	/ ターンの変化	事業運営への影響	・収集・運搬ルートの冠水による収集 困難リスクの上昇	□降雨状況の把握(位置情報システム・河川モニターの利用など)及び作業従事者への連絡周知体制の構築 □豪雨時の収集・運搬ルートの検討(アンダーパスの回避など)		
		構造物への 影響	・中継施設への浸水リスクの上昇(立地による)	□ 排水のための斜面傾斜等を考慮 □ 十分な排水量計画の策定		
	減少(	作業従事者への影響	・粉じんによる作業環境悪化リスク の上昇	□ 必要に応じてマスクの着用		
	(乾 燥)	車両への影響	・車両への粉じんの付着による汚れ の増加	□ 洗車設備の設置(車両基地、施設内等)		

表 3-20 「収集・運搬」における影響と適応策-3

	影響項	ĮΈ	収集・運搬における影響と適応策			
気候	変化	影響の	日乙公R	hate re- data		
要素	内容	対象	影響	適応策		
積雪量		作業従事者	・作業効率低下及び安全性リスクの 上昇	□ 降雪状況の把握 (ウェブサービスの利用など) □ 安全対策、安全教育の実施		
		への影響	<ul><li>・積雪・凍結によるスリップ事故の発生</li></ul>	<ul><li>□ 車両の雪道対策 (スタッドレス、チェーン、 雪道脱出プレート等の準備)</li></ul>		
単・降雪量	増加	収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難(渋滞等により収集・運搬に時間がかかる/道路の凍結・寸断など)	<ul><li>□除雪状況の把握及び作業従事者への連絡周知体制の構築</li><li>□降雪時の収集・運搬ルートの調整</li></ul>		
		中継施設への影響	・積雪による正確な秤量の困難 ・計量台下部のピットへの雪の吹き 込み、計量機の凍結	□計量台への屋根を設置 □計量台下部のピット内の保温(保温電球でも 可)		
紫 雪 外 線 ・	紫外線の	作業従事者への影響	・作業従事者の皮膚・眼への影響	□ 日焼け止め、帽子・サングラス等の利用		
台風・強風	頻発化・強大	作業従事者への影響	・作業効率低下及び安全性リスクの 上昇 <sup>2)</sup>	□ 台風状況の把握(位置情報システム・河川モニターの利用など)及び作業従事者への連絡周知体制の構築 □ 安全対策(スリップ防止措置、ライト点灯など)、安全教育の実施、安全教育の実施		
風	大 化	収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難(渋滞等により収集・運搬に時間がかかる/道路の寸断など)	□ 台風時の収集・運搬ルートの調整 □ 荒天時の収集・運搬マニュアルの整備		
気圧	高潮の発	作業従事者への影響	・作業効率低下及び安全性リスクの 上昇	□ 高潮発生状況の把握(ウェブサービスの利用 など)及び作業従事者への連絡周知体制の 構築		
	発生	収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難	<ul><li>□ 高潮発生状況の把握 (ウェブサービスの利用 など)</li></ul>		
海面海洋	海面上昇	収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難	□ 収集・運搬計画の変更 (ごみステーションの 移設/収集・運搬ルートの変更)		

- 8. 基本方針 3 市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現
- 1) 協働体制の仕組み

## ① 市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実







本市は、平成23年10月に市内4大学と連携、協働して地域貢献の発展と研究・教育活動の推進、

人材育成等を目的として湘南藤沢コンソーシアム を発足し、大学の個性と魅力、知的・人的資源を集 積した「創造と知力、活力があふれる『ナレッジシ ティ湘南藤沢』」をコンセプトとして、3 つのビジ ョン(将来像)のもとに、地域貢献の視点に立った 知的集積にもとづく大学間や行政との連携、協働 を進めています。

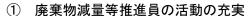
その他に事業者と協定を締結し、新しいペット ボトル回収事業やマイボトルの普及等によるプラ スチックごみ削減の推進等を行っています。

今後も、地域で活動している廃棄物減量等推進 員、生活環境連絡協議会、NPO法人、関連団体、 市内4大学などとの協働のしくみを充実していきます。



図 3-27 湘南藤沢コンソーシアムのめざす姿

## 2) 協働事業の充実・支援





一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する地域における推進役として、市の施策への協力、 その他の活動を行う者として、市から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員の制度の充実を図ります。

<現在の活動内容(藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づく活動)>

- □地域におけるごみの出し方の指導及び減量化、資源化の推進のための活動
  - ・買い物袋持参運動の推進及びごみ減量推進店の利用促進
  - ・資源ステーションの巡回指導
- □地域の実情に即した環境美化活動の実践
  - ・不法投棄情報提供活動の充実及び不法投棄多発箇所巡回パトロールの実施
- □市が実施する調査及び研修会等への参加
  - ・研修会等に参加
- □その他廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する市の施策への協力
  - ・ゴミゼロクリーンキャンペーン(5月)、1日清掃デー(11月)、環境美化啓発事業 (随時)などへの参加・協力

#### ② 生活環境協議会との協働の推進





市内 14 地区に生活環境協議会があり、地区の町内会・自治会組織や各種団体と連携し、生活環境を良くするためのクリーン活動等を実施しています。引き続き、市と協働し、活動を推進します。また、各生活環境協議会の代表によって組織される「生活環境連絡協議会」と連携し、地域の課題に取り組みます。そのほか、環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰、ポスター表彰、事例発表などを行う市民大会の開催、ホームページでの活動紹介等を行い、活動を支援します。

## ③ 美化清掃の充実

• 海岸清掃









江の島と片瀬海岸東浜(24,000 ㎡)、西浜(115,500 ㎡)等の清掃について、(公財)かながわ海岸美化財団による海岸清掃を促進します。

## ・ゴミゼロクリーンキャンペーン (片瀬、鵠沼、辻堂海岸)

5月30日のごみゼロの日直近日曜日に、子供会、ボーイスカウト、地域自治会等の参加によるクリーンキャンペーンを毎年実施します。

## ・地区内道路等清掃 美化ネットふじさわ

市民が自主的・主体的に行う公共用物(道路・公園等)への環境美化活動を支援するため、市ではアダプト・プログラム手法を取り入れた「美化ネット ふじさわ」を推進します。

また、プラスチックごみの海洋等への流出防止の 観点から、地域清掃活動を推進します。



図 3-28 美化ネットふじさわのしくみ

#### 3) 情報発信·啓発

#### ① 資源とごみの分け方・出し方の周知





市民がごみ出しの際に活用する「区域別収集日程カレンダー」を作成し、配布します。 また、情報通信媒体を利用した周知・啓発活動として、市のホームページでは、「ごみ検索システム」 や「藤沢市ごみ分別アプリ」を配信し、若年層等の利便性を高めます。その他、ごみの出し方や分別 をよりわかりやすくした動画を作成し、ホームページで紹介しています。

これらについて周知を行い、市民の適正なごみ出しを推進します。

# ② 幅広い情報発信











市からの情報発信は、市民、事業者、NPO法人等、大学との協働を進める基礎となることから、 積極的に進めます。あわせて、これまで同様に紙媒体の「広報ふじさわ」による情報発信、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」で市民・事業者向けの情報提供・交換を進めます。新しい取組やイベント等を中心とした PR については、市のホームページでの啓発、キャンペーンなどにより進めます。

また、焼却施設の排ガス等や最終処分場からの排出水等のデータをホームページに掲載します。

# ③ 外国人及び転入者への啓発





「区域別収集日程カレンダー」を6ヶ国語で作成し、外国人へ適正なごみ出しを周知します(英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、ベトナム語)。

転入手続きの際には、「区域別収集日程カレンダー」を配布し、適正なごみ出しを周知します。

## ④ 市民向けの啓発と協働の場の確保



リサイクルプラザ藤沢(環境啓発棟)では、ごみ減量や再生可能エネルギーの活用などについて具体的に体験しながら、楽しく学べる施設として整備しています。平成 26 年度から見学者を受け入れており、毎年約6,000人以上が来場しています。

今後も、市民、事業者、NPO法人等、大学との協働の場となるよう積極的な見学者の受け入れや 情報提供を行っていきます。

## ⑤ ごみ処理施設の見学受け入れ



資源化施設、焼却施設等のごみ処理施設に見学者を受け入れ、積極的に情報提供します。

## ⑥ 小学校等でのごみ体験学習会の継続



市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、 小学4年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園 児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を 開催しています。今後も開催し、子供たちのごみ減量 やリサイクルの大切さなどに対する意識を高めま す。



図 3-29 小学 4年生ごみ体験学習会の様子

## ⑦ 市職員等による出前講座の継続



本市の職員等によるごみに関わるテーマの出前講座を、自治会、町内会、学校、大学、生活環境協議会などを対象に実施します。

#### 第1節 計画策定の趣旨

#### 1. 計画策定の背景と目的

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。

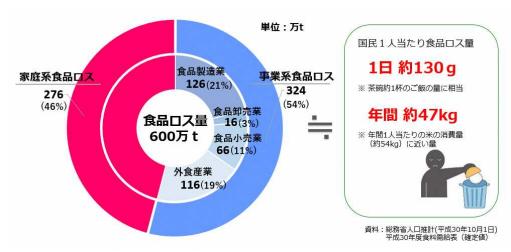
我が国の食料自給率 (カロリーベース) は約4割で、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。日本国内の食品ロス量は、年間600万トン(平成30年度推計)と推計されています。

食品ロスに関しては、平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(SDGs)のターゲットの1つとして、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。

国内では、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)及び食品リサイクル法の基本方針(令和元年7月12日公表)において、家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減するとの目標が定められています。また、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年3月31日閣議決定)では、地域における食品ロスの削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

本市では、フードドライブの実施や生ごみ処理器の購入費助成制度の導入など、これまで食品ロス削減に向けた様々な取組を実施してきました。また、令和2年3月に「第3次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」を策定し、「市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活を送る力を育む」の大目標の下、4つの重点目標の一つに「食の循環や環境を意識した食育の推進」を定め、食品ロス削減に向けた様々な取組を施策として位置付けています。

以上を踏まえ、市民、事業者、関係団体、行政等が相互に連携・協力の下、本市で発生する食品ロスの削減の取組を進めるため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。



[資料:農林水産省ホームページ]

図 4-1 国内における食品ロス量(平成30年度推計)

## 2. 計画の位置づけ

食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」(市町村食品ロス削減推進計画)として位置付けます。

また、食品ロス削減推進計画は「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における食品ロス削減に関する 事項の個別計画として位置付けるとともに、「藤沢市環境基本計画(第2次改定)」、「第3次藤沢市食 育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」等、本市の関係計画と整合を図ります。

#### 3. 計画期間

食品ロス削減推進計画の計画期間は、本計画と同様に、令和 4 年度を初年度に 10 年間の計画期間 として、目標年度を令和 13 年度とします。計画期間中は、令和 8 年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

なお、計画期間内にあっても、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策 の実施状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

初年度令和4年度



中間目標年度 令和8年度



目 標 年 度 令和 13 年度

#### 4. 計画対象

#### (1) 計画区域

食品ロス削減推進計画の対象区域は、本市全域とします。

#### (2) 対象物

食品ロス削減推進計画の対象物は、本市全域で発生する食品ロスとします。食品ロスの対象を 図 4-2 に示します。食品ロスは、食品廃棄物から不可食部 (= 「調理くず」(野菜・果物の皮、 肉・魚の骨など))を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生 要因ごとに「直接廃棄 (手付かず食品)」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類されます。

食品ロスには、家庭から生じる食品ロス(家庭系食品ロス)と事業活動から生じる食品ロス (事業系食品ロス)があります。

## **食品廃棄物**(可食部·不可食部※)

※不可食部は、野菜・果物の皮、肉・魚の骨など、主に調理の過程で除去が必要となる部分

#### 食品ロス (可食部)

※食品ロスは、本来食べられるにもかかわらず、ごみとして廃棄されたもの

直接廃棄 (手付かず食品)

過剰除去

食べ残し



賞味期限切れ等により料理の 食材として使用又はそのまま 食べられる食品として使用・ 提供されずに直接廃棄された もの



不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分。(例えば、厚くむき過ぎた野菜の皮など)



調理され又は生のまま食卓に のぼった食品のうち、食べ切 れずに廃棄されたもの

※「過剰除去」も概念上食品ロスに含まれますが、過剰であるかの判断が主観に依るところが大きいため、調理くずに含める場合もあります。

「資料:家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書(令和元年5月版)(環境省)]

図 4-2 食品ロスの対象

## 第2節 食品ロスの現状と課題

#### 1. 本市の食品ロスの発生量

#### (1) 家庭系食品ロス

## 1) 組成分析調査

本市は、平成29年度から令和元年度に家庭系可燃ごみの組成分析調査を実施しました。可燃ごみ中の食品廃棄物は、直接廃棄(手付かず食品)、食べ残し、調理くず等に分類しました。また、過剰除去については、「令和2年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査 報告書」(環境省)における該当年度の発生量の推計結果の割合を用いて、算定しました。

表 4-1 に家庭系可燃ごみの組成分析調査結果を示します。

家庭系可燃ごみ中の食品廃棄物は40%程度を占めており、その内の可食部(食品ロス)は8%程度となっています。また、食品廃棄物における可食部(食品ロス)の占める割合は、年々増加傾向にあります。

我 + 1								
項目	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均			
可燃ごみ組成分析全体重量	kg	598	509	435	514			
食品廃棄物	kg	208	230	182	207			
可食部 (食品ロス)	kg	35	44	40	40			
直接廃棄(手付かず食品)	kg	1.0	10	21	1.0			
食べ残し	kg	13	18	4	18			
過剰除去 (推計)	kg	22	26	15	21			
不可食部	kg	173	186	142	167			
調理くず等	kg	173	186	142	167			
可燃ごみ中の食品廃棄物	%	34. 81	45. 23	41. 79	40.61			
可食部 (食品ロス)	%	5. 90	8.60	9. 19	7. 89			
直接廃棄・食べ残し	%	2. 18	3. 44	5. 72	3. 78			
過剰除去 (推計)	%	3. 73	5. 16	3. 47	4. 12			
不可食部	%	28. 91	36. 63	32.60	32. 72			
調理くず等	%	28. 91	36. 63	32.60	32. 72			

表 4-1 家庭系可燃ごみの組成分析調査結果

<sup>※</sup>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により組成分析調査を実施せず。

<sup>※</sup>家庭系可燃ごみの組成分析調査:毎年6月及び11月に、約120世帯の家庭から排出された可燃ごみ(概ね400~500kg)を対象に、「分別状況の確認」「資源化可能なものの状況把握」「食品ロス状況調査」を目的として、ごみの品目(組成)の重量比(%)を求めるものです。

## 2) 食品ロス発生量

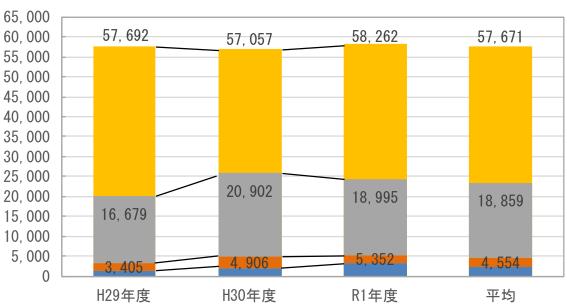
表 4-1 の組成分析調査結果より、家庭系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量を推計した結果 を表 4-2 及び図 4-3 に示します。

家庭系食品ロス量(食品廃棄物のうち可食部の量)は、令和元年度には 5,352t 排出されているものと推定され、平成 29 年度に対して約 2,000t 増加しています。

	X - 3/2/12/19 00 = =						
項目		単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均	
家庭系可燃ごみ量			t	57, 692	57, 057	58, 262	57, 671
食品廃棄物		t	20, 084	25, 808	24, 347	23, 413	
	F	可食部 (食品ロス)	t	3, 405	4, 906	5, 352	4, 554
		直接廃棄・食べ残し	t	1, 255	1, 964	3, 331	2, 183
		過剰除去 (推計)	t	2, 149	2, 942	2, 020	2, 371
	7	下可食部	t	16, 679	20, 902	18, 995	18, 859
		調理くず等	t	16, 679	20, 902	18, 995	18, 859

表 4-2 家庭系食品ロス発生量





家庭系可燃ごみ量 「可食部 ( 直接廃棄・食べ残し+ 過剰除去 (推計)) 不可食部 ( 調理くず等)

図 4-3 家庭系食品ロス発生量の推移

## (2) 事業系食品ロス

#### 1) 食品ロス発生量

事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量は、業種によって食品廃棄物や可食部の割合が大きく異なるため、焼却施設のごみピットにおける組成分析調査結果を用いて推定します。

表 4-3 の可燃ごみの組成分析調査結果 (一部抜粋) より、事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量を推計した結果を表 4-4 及び図 4-4 に示します。

事業系食品ロス量(食品廃棄物のうち可食部の量)は、毎年1,700t程度発生しているものと推定されます。

N						
項目	項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
ごみ組成	厨芥類	%	19.8	18. 1	17. 6	18.5
(湿ベース)	水分	%	16. 9	17. 3	13.0	15.6

表 4-3 可燃ごみの組成分析調査結果(一部抜粋)

<sup>(</sup>各都道府県一般廃棄物処理担当部(局)長あて環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)に基づき 実施している調査です。

ス・・・ デネバ及加口ハル工堂						
項目		単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
事業系	可燃ごみ量	t	35, 460	35, 061	33, 793	34, 771
食品廃棄物		t	12, 986	12, 410	11, 524	12, 307
日	「食部(食品ロス)	t	1, 779	1,700	1, 579	1,686
不	「可食部	t	11, 207	10, 710	9, 945	10, 621

表 4-4 事業系食品ロス発生量

※可食部と不可食部の割合は、「平成29 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業(食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査)報告書 農水省委託業務)」の調査結果を用います。可食部:13.7%、不可食部:86.3%



図 4-4 事業系食品ロス発生量の推移

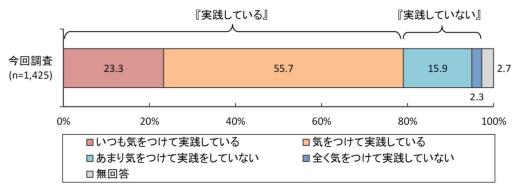
<sup>※</sup>一般的に水分の約7割は厨芥類由来とされているため、食品廃棄物は厨芥類と水分の合計とします。 ※焼却施設のごみピットにおける組成分析調査:環整95号(平成2年2月1日改定 衛環22号)

#### 2. 食品ロス削減に関する市民アンケート

「第3次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」(令和2年3月)では、平成30年9月~10月に、市民の健康に関する意識や健康状態を把握するためのアンケート調査を実施し、「食品ロス削減の実践」についても調査しています。なお、食品ロスに削減に関する項目についてのアンケート調査の調査対象者は、市内在住の20歳以上の男女3,000人で、有効回収率は47.5%(計1,425人)です。概要を下記に示します。

## (1) 食品ロス削減の実践

食品ロス削減の実践状況の調査結果を図 4-5、性別及び年齢別の調査結果を図 4-6 に示します。 食品ロス削減を実践している市民の割合は、全体の約 8 割を占め、女性の方が多く実践しています。



※nは、回答者数を示します。

[資料:第3次藤沢市食育推進計画(令和2年3月)]

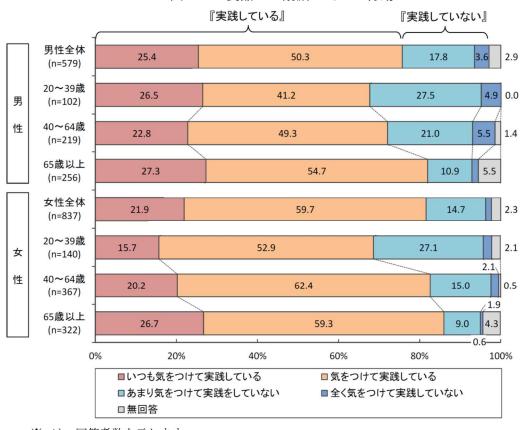


図 4-5 食品ロス削減のための行動

※nは、回答者数を示します。

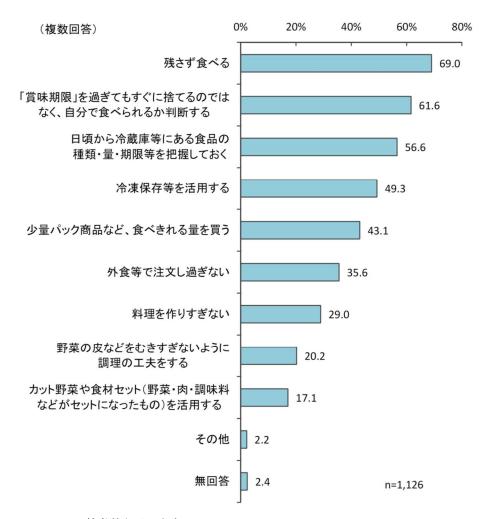
[資料:第3次藤沢市食育推進計画(令和2年3月)]

図 4-6 食品ロス削減のための行動(性別×年齢別)

## (2) 食品ロス削減のために取り組んでいること

食品ロス削減の取組内容の調査結果を図 4-7 に示します。

食品ロス削減の取組で最も多いのは、「残さず食べる」(69.0%)で、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する(61.6%)、「日頃から冷蔵庫等にある食品の種類・量・期限等を把握しておく」(56.6%)と続いています。



※nは、回答者数を示します。

[資料:第3次藤沢市食育推進計画(令和2年3月)]

図 4-7 食品ロスを減らすために取り組んでいること

#### 3. 食品ロス削減に向けた本市の課題

#### (1) 食品ロス量の減量化

本市の家庭系食品ロス量は増加傾向にあり、これまでの施策をより強化して減量化を図る必要があります。また、市民アンケート調査の結果からは、約8割が食品ロス削減を実践しているとしながらも、年齢が若くなるにつれて実施している割合が低くなる傾向にあることから、とくに若い世代に対して食品ロスの減量化の必要性や取組事例等を周知していく必要があります。

一方、事業系食品ロス量については、法律の施行や業界からの要請を受けて、各企業で取組が始まったところですが、実態を把握できていない点が課題として挙げられます。今後、アンケート調査、説明会、実態調査等を実施していく必要があります。

## (2) 未利用食品の有効活用

家庭系食品ロス量については、とくに「直接廃棄(手付かず食品)」の割合が最も多く占めることから、未利用食品の有効活用を進める必要があります。

#### (3) 各主体の連携強化

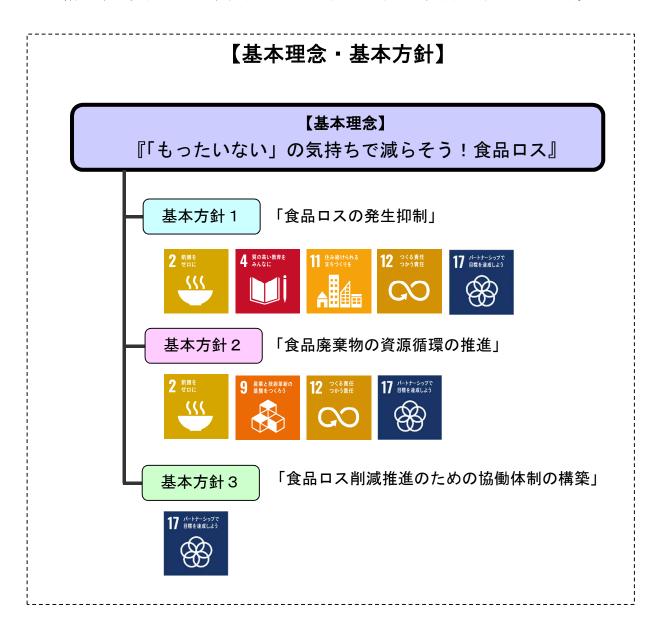
食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、行政等の多様な主体がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移すとともに、相互の連携強化を図り、各主体の連携協力により取組が促進され、市民生活や事業活動等において食品ロスの削減につながる体制を整備することが求められます。

## 第3節 食品ロス削減推進計画

#### 1. 基本理念及び基本方針

「第3次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」では、4つの重点目標の一つに「食の循環や環境を意識した食育の推進」を定め、『「もったいない」の気持ちで減らそう!食品ロス』という基本理念を掲げ、食品ロス削減に向けた様々な取組を施策として位置付けています。

食品ロス削減推進計画では、「第3次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」の基本 理念を踏襲し、実現するために、以下の3つの基本方針を設定し、各種施策を実施します。



#### 2. 数値目標

計画期間の 10 年間における目標値は、①食品ロス削減量、②食品ロスに取り組んでいる市民の割合の 2 つを設定し、これらの目標値の達成に向けて各種施策を講じていきます。

#### (1) 食品ロス削減目標

#### 目標① 食品ロス削減目標

食品ロス排出量を令和 13 年度までに 4,702t/年まで削減します。 【現状推移時の推計値(6,184t/年)に対して 24%程度削減】

本市の家庭及び事業所から排出される食品ロスについて、発生抑制を推進します。

国は、食品ロス量を 2000 年度 (平成 12 年度) に対し 2030 年度 (令和 12 年度) までに半減させる 方針としています。本市は、この方針を達成するため、令和 12 年度に平成 12 年度に対して 50%、令和 13 年度に令和元年度に対して 32%削減することを目標とします。

図 4-8 に、現状のごみ排出量等が推移した場合の現状推計値と目標値の比較を示します。



※食品ロス削減目標値は家庭系と事業系の合計値です。

図 4-8 食品ロス削減の目標値

#### (2) 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

#### 目標② 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

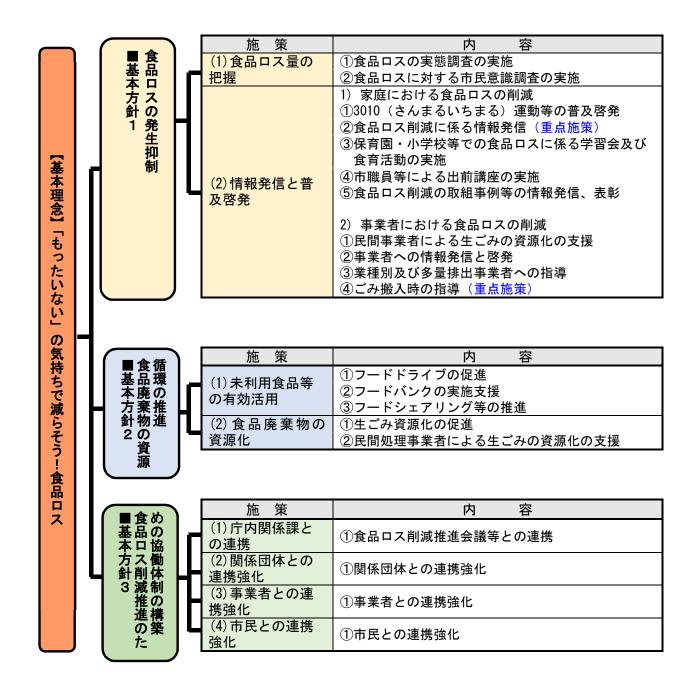
食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合を令和 13 年度まで 85%以上を維持する。

食品ロスに取り組んでいる市民の割合を現状以上に増やします。

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目標としています。本市は、「第3次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」の目標値と同様に、食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合を令和6年度までに85%以上とし、令和13年度まで維持することを目標とします。

#### 3. 施策体系

食品ロス削減推進計画の施策体系は、以下のとおりです。



## 4. 市民・事業者・行政の役割

食品ロス削減推進計画の基本理念『「もったいない」の気持ちで減らそう!食品ロス』の実現のためには、市民、事業者、行政が食品ロス削減推進計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。

各施策を達成するための市民、事業者、行政の役割を表 4-5 に示します。

表 4-5 市民・事業者・行政の役割

	内 容
	a. 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます。
	b. 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて正しく理解し、行動します。
	c. 日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行
市民	動に移します。
	d. 食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、事業者に
	協力・支援することで、事業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境を作ります。
	e. 本市や県が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。
	a. 自らの事業活動により発生している食品ロスの状況を把握し、その削減の必要性につい
	て理解を深め、事業活動の見直しや従業員等への啓発を行い、排出される食品ロスの削
事業者	減に努めます。
者	b. 消費者に対して、事業者自らの取組に関する情報発信や啓発を実施します。
	c. これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行います。
	d. 本市や県が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。
	a. 食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に係る普及啓発等の施策を推進しま
	す。
-	b. 市民団体、事業者等の行う取組等に対し、積極的に支援を行います。
行政	c. イベント等で食品を提供する場合には、本市自ら率先して食品ロスの削減に取り組み
	ます。
	d. 市民、事業者、関係団体等との連携強化を図り、各主体の連携協力により取組が促進さ
	れるよう、推進体制を整備します。

## 5. 基本方針1 食品ロスの発生抑制

- (1) 食品ロス量の把握
- ① 食品ロス量の実態調査の実施



引き続き市内で発生する食品ロス量について、可燃ごみの組成分析及び食品廃棄物の割合を調査 し、実態把握に努め、発生抑制を促す施策を検討していきます。

② 食品ロスに対する市民意識調査の実施



「第 3 次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」の見直し時期等に合わせてア ンケート調査を実施し、市民の食品ロスに関する意識や食品ロス削減の取組の実践状況について調 査し、施策の効果を検証します。

#### (2) 情報発信と普及啓発

- 1) 家庭における食品ロスの削減
- ① 3010 (さんまるいちまる運動) 等の普及啓発



3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンのことで、乾杯してからの 30 分間 とお開き前の10分間は料理を楽しむ時間として、普及啓発を図ります。



[資料:環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/recycle/food/3010pop.html)]

3010 運動普及啓発用チラシ(抜粋)

#### ② 食品ロス削減に係る情報発信









市民が日常生活において食品ロスを減らすための行動や食材を無駄にしないレシピを掲載した 外部サイトのリンクについて、市のホームページで紹介しています。今後も食品ロス削減に係る情 報発信を積極的に進めます。

本市のごみに関する情報は、これまで「広報ふじさわ」、「ごみNEWS」による情報発信、市の ホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」、SNS 等を通じて市民・事業者に対し、情 報発信してきましたが、今後は食品ロス削減に係る情報についても、情報提供を進めます。また、 食品ロスに係る新しい取組やイベント、キャンペーン等についても、これらの情報媒体を通じて積 極的に情報発信を行います。

#### ③ 保育園・小学校等での食品ロスに係る学習会及び食育活動の実施





市内の小学校や保育園等を対象に開催している「ごみ体験学習会」や「キッズごみ体験学習」に

おいて、食品ロスについて考える機会を提供し、子どもたちの食品ロス削減に対する意識を高めます。また、食べ物を大切にする気持ちを育てる活動や偏食指導、給食時間の放送や給食だよりの取組等の食育活動の実施により、保育園給食及び学校給食の食べ残しを減らします。

## ④ 市職員等による出前講座の実施



本市の職員等が自治会、町内会や学校、大学、生活環境協議会などを対象に実施しているごみに関わるテーマの出前講座において、食品ロスについて考える機会を創出します。

#### ⑤ 食品ロス削減の取組事例等の情報発信、表彰



個人や団体で取り組んだ活動をホームページ等で紹介や表彰、ポスター表彰を行い、取組の支援 を行います。

#### 2) 事業者における食品ロスの削減



① 民間事業者による生ごみの資源化の支援

事業所から多量に発生する生ごみを資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るととも に、資源化業者の情報を整理し、排出事業者へ提供します。

また、事業系生ごみについては、市内外の業者による資源化を継続して推進していきます。

#### ② 事業者への情報発信と啓発



市のホームページ等を通じて、事業系一般廃棄物の分別方法や事業系食品ロス削減に関する情報発信と啓発を行います。

#### ③ 業種別及び多量排出事業者への指導



食品廃棄物を多量に排出する事業者には、立入り検査等を実施し、食品廃棄物の減量や再生利用 について助言や指導を行います。

## ④ ごみ搬入時の指導重点施策



食品廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、収集運搬業者を通じ食品ロス削減の徹底を指導するとともに、市施設へのごみ搬入時の指導を行います。また、抜き打ちで展開検査を実施し、直接の指導を強化します。また、各環境事業所で事業者向けの食品ロス削減に係る啓発チラシを配布します。

#### 6. 基本方針 2 食品廃棄物の資源循環の推進

- (1) 未利用食品等の有効活用
- ① フードドライブの促進







フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄っ て、それを必要としている福祉施設・団体等に寄付する活動 のことです。フードバンク団体や社会福祉協議会と連携し、 フードドライブの促進を図ります。また、災害時に備えて備 蓄している食料品についても賞味期限を考慮しつつ、適宜、 社会福祉協議会やフードバンク団体を通じて、食を必要とす る方に寄付します。



フードドライブ

## ② フードバンクの実施支援







フードバンクとは、個人や団体・企業等から、様々な理由で廃棄されてしまう食料品等を引き取り、 必要としている人へ提供する団体や活動のことです。市民から提供された食料品を、フードバンクふ じさわや市社会福祉協議会、フードバンクかながわ等と連携し食の必要な人などに無償で提供する ことで、未利用食品等の有効活用を推進します。また、事業者に対し、フードバンクが行っている 活動を周知し、未利用食品等の提供などの協力を促します。

#### ③ フードシェアリング等の推進









食品ロス削減に繋がるフードシェアリングサービスアプリケーション「TABETE (タベテ)」や 「KYOUDOKO (キョウドコ)」について、飲食店へ周知を図るとともに、フードシェアリングに係る取 組の広報・PR活動を通じて、食品ロスの削減及びフードシェアリングへの市民意識の向上を図りま す。

#### (2) 食品廃棄物の資源化



#### ① 生ごみ資源化の促進

可燃ごみに含まれる生ごみを可能な限り減らしていくため、家庭 でのコンポスト容器の利用やキエーロの活用、電動生ごみ処理機の 購入補助を継続していきます。



#### ② 民間処理業者による生ごみの資源化の支援





事業所から多量に発生する生ごみを資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るととも に、資源化業者の情報を整理し、排出事業者への紹介・マッチングを図ることにより、食品循環資 源の有効活用を図ります。

#### 7. 基本方針 3 食品ロス削減推進のための協働体制の構築

- (1) 庁内関係課との連携
- ① 食品ロス削減推進会議等との連携



庁内の食品ロス削減推進会議等と連携し、食品ロスの実態及び関係部局における削減への取組等の情報交換を行い、部局横断的な施策や普及啓発の方策などを検討し、実施します。

(2) 関係団体との連携強化



① 関係団体との連携強化

廃棄物対策協議会、商工会議所、生活環境協議会、各種リサイクル推進団体、NPO、市民団体等との意見・情報交換を積極的に行い、得られた意見や情報等を施策に反映させることで、実効性のある施策を推進します。

(3) 事業者との連携強化



① 事業者との連携強化

アプリケーションの開発やキャンペーンの実施など様々な食品ロス削減への取組を実施するために事業者と連携し、食品ロス削減を推進します。

(4) 市民との連携強化



① 市民との連携強化

食品ロス削減には市民の協力が不可欠であるため、本市や事業者が実施する食品ロス削減への取組について情報を周知し、市民と一緒になって食品ロス削減を推進します。

**- 参考資料~第3次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)の食品ロス削減施策** 

〈重点目標2 食の循環や環境を意識した食育の推進〉

## 「もったいない」の気持ちで減らそう!食品ロス 🎑 👰 💸







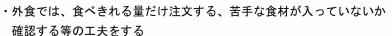


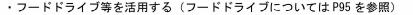


#### 〈食品ロスを減らすためにそれぞれの立場で取り組めること〉

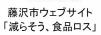
#### |消費者(食べる人、作る人、買う人)

- ・買い物に出かける前に冷蔵庫を確認する
- ・必要な分だけ、すぐ食べるときは陳列棚の手前から選ぶ
- ・消費期限・賞味期限を正しく理解する
- ・週に一度は冷蔵庫の中身を整理し、消費期限が近い食材を使いきる
- ・使いきり、食べきりを意識して、食材の保存や在庫管理の方法を工夫する
- 皮や茎など、捨てていた部分を工夫して食べる
- ・余った食材や料理はリメイク料理や冷凍保存などの工夫をする (※食中毒が起きないよう衛生的に保存する)









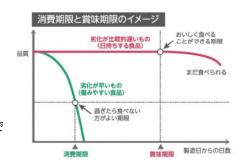
### 〈食品の期限表示を正しく理解する〉

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」 の2種類があります。

| 消費期限 | 食べても安全な期限

賞味期限 おいしく食べることができる期限

賞味期限は、過ぎてもすぐに廃棄せずに、自分で 食べられるかどうかを判断することも大切です。



#### 食品関連事業者(店舗、飲食店等)

(スーパーマーケット等)

- ・ばら売り、量り売り、小分け等、食べきりしやすいサイズの商品をとりそろえる
- ・消費者へ陳列棚の手前から選ぶよう普及啓発する

#### (飲食店等)

- ・注文時に食物アレルギーや、苦手な食材が無いか確認する
- ・ご飯の量など調整可能な料理は、食べられる量の注文を受ける

#### 給食施設等

(献立作成時の工夫)

- ・対象者の性・年齢・体格・活動量を把握し、対象者にあった食事量を提供する (調理時の工夫)
  - ・食材の保存や在庫管理の方法を工夫する
  - ・皮や茎など、捨てていた部分を工夫して調理する

#### (食事提供後の工夫)

- ・残食量をチェックし、残食の多いメニューを見直す (食べる人への普及啓発)
  - ・食べ物への感謝の気持ちを育めるよう周知する
  - 食品ロスの現状や取組について情報提供する



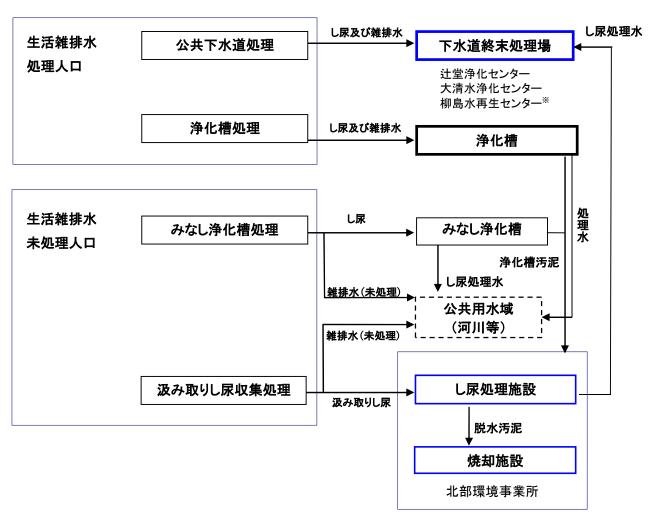
#### 第1節 生活排水処理の現状及び課題

#### 1. 生活排水処理フロー及び処理体制

生活排水処理フローを図 5-1、生活排水処理の処理体制を表 5-1 に示します。

現在、し尿の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者は、本市が出資する株式会社藤沢市興業公社のみとなっています。安定的な処理体制を維持するため、株式会社藤沢市興業公社と協定を結び、し尿を収集しています。し尿の汲み取り回数は、1 箇所につき、原則月 1 回としています。また、浄化槽の清掃回数は、1 箇所につき、原則年 1~2 回としています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所内のし尿処理施設に搬入されます。そこで処理した処理水は、専用圧送管で公共下水道管に送り、一般下水と合わせ石川ポンプ場まで送られ、大清水浄化センターで最終処理し、境川に放流しています。また、脱水汚泥はし尿処理施設に併設の焼却施設で焼却処理しています。



※柳島水再生センターは、本市を含む相模川流域左岸関係7市1町の下水を処理している神奈川県の施設です。

図 5-1 生活排水処理フロー

表 5-1 生活排水処理の処理体制

施設の種類	対象となる生活排水	処理施設
		辻堂浄化センター
公共下水道	し尿、生活雑排水	大清水浄化センター
		柳島水再生センター
浄化槽	し尿、生活雑排水	
		個人等
みなし浄化槽	し尿	
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	北部環境事業所

#### 2. 生活排水処理の実績

#### (1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を表 5-2、図 5-2 に示します。

内訳をみると、生活排水処理人口は、公共下水道及び浄化槽への転換、促進等により、平成 23 年度では 393,912 人であったものが、令和 2 年度では 425,506 人と 31,594 人増加しています。

また、みなし浄化槽人口は、平成23年度から令和2年度にかけて15,664人から13,675人と1,989 人減少し、し尿収集人口は3,488人から1,132人と2,356人減少しています。

生活排水処理率は、平成23年度から令和2年度にかけて95.4%から96.6%と1.2ポイント増加しています。

年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 項目 1.計画処理区域内人口 413,064 420,202 421,124 423,435 426,450 2.生活排水処理人口 401,723 403,141 409,670 393,912 405,644 (1)コミュニティープラント (2)公共下水道水洗化人口 390,657 399,099 400,387 402,846 406,780 (3)浄化槽人口 3.255 2.624 2.754 2.798 2.890 (4)農業・漁業集落排水処理人口 3.生活排水未処理人口 16,046 15,664 16,126 16,000 14,972 (みなし浄化槽人口) 4.汲み取り人口 3,488 2,433 1,857 1,791 1,808 (1)し尿収集人口 3,488 2,433 1,857 1.791 1.808 (2)自家処理人口 0 0 0

95.4%

95.0%

0

95.7%

95.1%

0

95.6%

95.0%

0

95.8%

95.2%

0

96.1%

95.4%

表 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1.計画処理区域内人口	428,846	430,662	434,405	436,466	440,313
2.生活排水処理人口	412,489	414,501	418,529	421,252	425,506
(1)コミュニティープラント	0	0	0	0	0
(2)公共下水道水洗化人口	409,367	411,570	415,534	418,087	422,380
(3)浄化槽人口	3,122	2,931	2,995	3,165	3,126
(4)農業·漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)	14,720	14,727	14,514	13,996	13,675
4.汲み取り人口	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132
(1)し尿収集人口	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	96.2%	96.2%	96.3%	96.5%	96.6%
下水道普及率	95.5%	95.6%	95.7%	95.8%	95.9%

<sup>※</sup>外国人登録人口を含む

5.処理区域外人口

生活排水処理率

下水道普及率

<sup>※</sup>生活排水処理率=(生活排水処理人口/計画処理区域内人口)×100

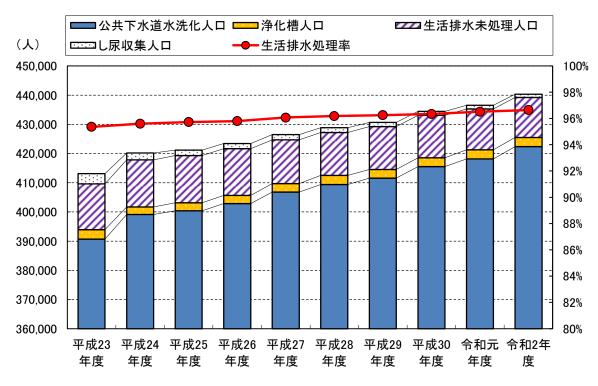


図 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬(処理量)実績を表 5-3、表 5-4、図 5-3に示します。

し尿の収集・運搬量は、平成23年度から令和2年度で3,305kL/年から2,059kL/年へと1,246kL/年減少しています。浄化槽汚泥の収集・運搬量は、平成23年度から増減を繰り返しながら推移しており令和2年度で11,409kL/年となっています。

1日の収集・運搬量の平均値は36.87kL/日であり、北部環境事業所の処理能力(230 kL/日)以下となっています。

年度 項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
浄化槽人口	人	18, 919	18, 670	18, 880	18, 798	17, 862
し尿収集人口	人	3, 488	2, 433	1, 857	1, 791	1, 808
計	人	22, 407	21, 103	20, 737	20, 589	19, 670
	kL/年	3, 305	2, 947	3, 028	2, 526	2, 430
し尿	kL/日	9. 03	8. 07	8. 30	6. 92	6. 64
	L/人日	2. 59	3. 32	4. 47	3.86	3. 67
	kL/年	10, 845	10, 868	10, 598	11, 194	10, 629
浄化槽汚泥	kL/日	29. 63	29. 78	29.04	30. 67	29. 04
	L/人日	1. 57	1. 59	1.54	1. 63	1.63
	kL/年	14, 150	13, 815	13, 626	13, 720	13, 059
計	kL/日	38. 66	37. 85	37. 33	37. 59	35. 68
	L/人日	1. 73	1. 79	1.80	1. 83	1.81

表 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬(処理量)の実績(1)

表 5-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬(処理量)の実績(2)

年度項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均値
浄化槽人口	人	17, 842	17, 658	17, 509	17, 161	16, 801	18, 010
し尿収集人口	人	1, 637	1, 434	1, 362	1, 218	1, 132	1, 816
計	人	19, 479	19, 092	18, 871	18, 379	17, 933	19, 826
	kL/年	2, 470	2, 390	2, 251	2, 303	2, 059	2, 571
し尿	kL/日	6. 77	6. 55	6. 17	6. 29	5. 64	7. 04
	L/人日	4. 13	4. 57	4. 53	5. 17	4. 98	4. 13
	kL/年	10, 983	10, 728	11, 047	10, 672	11, 409	10, 897
浄化槽汚泥	kL/日	30.09	29. 39	30. 27	29. 16	31. 26	29. 83
	L/人日	1. 69	1.66	1. 73	1. 70	1.86	1. 66
	kL/年	13, 453	13, 118	13, 298	12, 975	13, 468	13, 468
計	kL/日	36.86	35. 94	36. 43	35. 45	36. 90	36. 87
	L/人日	1.89	1. 88	1. 93	1.93	2. 06	1.87

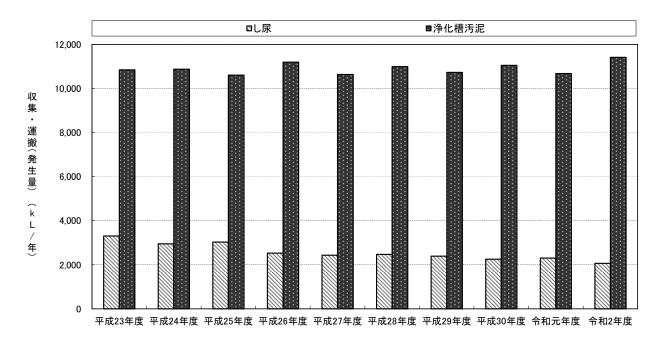


図 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬(発生量)の実績

#### (3) 収集・運搬状況

現在、し尿汲み取り収集(一般家庭の汲み取り、工事現場やイベント会場等の仮設トイレの汲み取りなど)は、市との協定に基づき株式会社藤沢市興業公社が行っています。

#### (4) 浄化槽設置の補助制度

#### 1) 浄化槽設置の補助制度

浄化槽設置の補助制度は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を軽減するため、公共下水道事業 計画区域外で居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者(みなし浄化槽又は汲み取り便槽から転換 する者)に対して、その設置費用の一部を助成するものです。

浄化槽設置補助制度の概要を表 5-5 に示します。

表 5-5 浄化槽設置補助制度の概要

1百日	内 宓
項 目 補助金の対象となる 浄化槽の構造 補助を受けられる方	内容 (1)浄化槽法第4条第2項に規定する浄化槽の構造基準に適合していること。 (2)浄化槽に流入する水質の生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム以下(日間平均値)である機能を有すること。 (3)浄化槽法第13条に基づく型式の認定を受けたものであること。 住宅(建物の一部を住宅以外の建築用途に使用する建物に設置するものを除く。)に、既存のし尿のみを処理する浄化槽又は汲み取り式便槽から転換して処理対象人員が10人槽以下の浄化槽を設置する者で、次のいずれにも該当する者。 (1)浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出をしていること (2)浄化槽を適正に維持管理することができること
	(2) 浄化槽を適正に維持官理することができること (3) 住宅の新築又は増築に伴って浄化槽を設置するものでないこと (4) 販売の目的で建物を所有する者でないこと (5) 市民税や固定資産税等を滞納していないこと
補助対象地域	公共下水道事業計画区域以外の地域
補助金の額	(1) 浄化槽の設置に要する費用に相当する額(次の表に掲げる額を限度額とする。)
設置後の維持管理	浄化槽設置後の維持管理、法律で決められた検査等が必要(浄化槽法第7条、8条、10条、11条)。保守点検は保守点検業登録業者、清掃は株式会社藤沢市興業公社、法定検査は公益社団法人神奈川県生活水保全協会で行う。

#### 2) 浄化槽清掃料金の助成制度

浄化槽清掃料金の助成制度の概要を表 5-6、浄化槽清掃料金の助成実績を表 5-7 に示します。 良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいな海・川を守るため、一部の浄化槽につい て、清掃料金の助成制度を設けています。

浄化槽清掃の助成対象基数は約 2,600 基程度で平成 28 年度から令和 2 年度までほぼ一定で推移しています。また、助成金額は毎年増加しており、令和 2 年度では助成金額が 10,005 千円となっています。浄化槽清掃基数は平成 28 年度から令和元年度まで減少していましたが、令和 2 年度は増加し4,116 基となっています。

表 5-6 浄化槽清掃料金の助成制度の概要

項目	内 容
対象となる浄化槽	公共下水道処理区域外に設置されている浄化槽(一般住宅用浄化槽のほかアパート・マンション・団地・貸家・寮及び店舗併用住宅等で住居の用に供している建物に付帯する浄化槽含む)が対象となる。ただし、居住する地域の公共下水道の敷設工事が完了し、公共下水道処理区域に変更となった場合、下水道法規定の公示日より6ヶ月以内に水洗便所への改造工事の申し込みを行わない場合には、その時点で助成が受けられなくなる。(改造工事期間中の浄化槽の清掃は助成される)
助成額	清掃に伴う引出される汚泥量 2m³ までは 3,000 円。 2m³ こえると 1m³ まで増すごとに 1,000 円を加算した額。
助成回数	原則 年 1~2 回
支払い方法	清掃業者が行なった当該清掃料金から助成額相当額を差し引いた金額を支払う

表 5-7 浄化槽清掃料金の助成実績(過去5年間)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
対象基数 (基)	2, 483	2, 641	2, 659	2, 669	2, 753
助成金額(千円)	8, 763	9, 324	9, 438	9, 854	10, 005
浄化槽清掃基数(基)	4, 178	4, 096	4, 002	3, 998	4, 116

#### 3. 生活排水処理経費

生活排水処理経費の実績を表 5-8、財源の内訳を図 5-4、支出の内訳を図 5-5 に示します。

生活排水処理経費は、平成 27 年度から令和元年度にかけて、年間約 1.84 億円から約 2.19 億円と 約 0.35 億円増加しています。また、1kL 当たりの処理経費も、14,079 円から 16,867 円と 2,788 円増加しています。

表 5-8 生活排水処理経費の実績

(単位:千円)

					1	1		,	(一年) 1111/
		内		訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財源	内訳				183, 856	187, 578	185, 788	201, 751	218, 845
	特定	寺定財源		19, 224	0	0	0	0	
	国庫支出金			0	0	0	0		
		都道府県支出金			0	0	0	0	
		地方	債			0	0	0	0
		使用	料及	び手数料		0	0	0	0
		その	他		19, 224	0	0	0	0
	一般	財源			164, 632	187, 578	185, 788	201, 751	218, 845
支出	内訳				183, 856	187, 578	185, 788	201, 751	218, 845
	建設	改良	費		0	0	0	0	0
		工事	費		0	0	0	0	0
			収集	運搬施設	0	0	0	0	0
			中間	処理施設	0	0	0	0	0
			最終	処分場	0	0	0	0	0
			その	他	0	0	0	0	0
		調査	費		0	0	0	0	0
		組合	分担:	金	0	0	0	0	0
	処理	及び	維持領	<b>管理費</b>	183, 856	187, 578	185, 788	201, 751	218, 845
		人件	費		56, 945	103, 589	92, 537	102, 409	105, 667
			一般	職	15, 589	55, 080	51, 449	61, 814	59, 918
			技	収集運搬	0	0	0	0	0
			能	中間処理	41, 356	48, 509	41, 088	40, 595	45, 749
			職	最終処分	0	0	0	0	0
		処理	費		106, 625	63, 485	70, 493	79, 520	92, 048
			収集	運搬費	0	0	0	0	0
			中間	処理費	106, 625	63, 485	70, 493	79, 520	92, 048
			最終	処分費	0	0	0	0	0
		車両	等購	入費	0	0	0	0	0
		委託	費		20, 286	20, 504	22, 758	19, 822	21, 130
			収集	運搬費	484	446	412	471	417
	中間処理費 最終処分費 その他 組合分担金		19, 802	20, 058	22, 346	19, 351	20, 713		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
			0	0	0	0	0		
		調査	研究	費	0	0	0	0	0
	その	他			0	0	0	0	0
1kL:	当たり	の処	理経	費(円/kL)	14, 079	13, 943	14, 163	15, 172	16, 867
							<b>次</b> 料 . <b>四</b>		中能調末法田

[資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果]

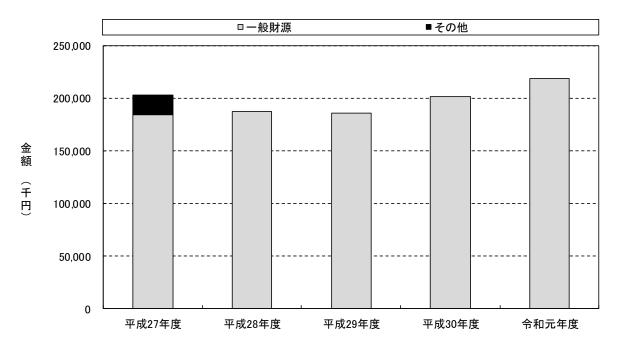


図 5-4 生活排水処理経費財源の内訳

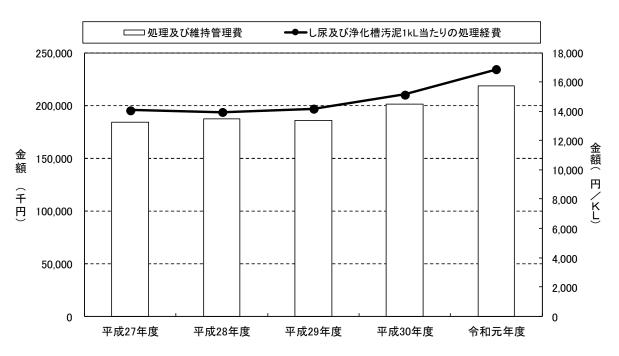


図 5-5 生活排水処理経費支出の内訳

### 4. し尿処理施設の概要

北部環境事業所内のし尿処理施設の概要を表 5-9 に示します。 処理能力は 230 k L/日であり、現在までに 3 度の施設更新を行っています。

表 5-9 北部環境事業所内のし尿処理施設の概要

区	分	概要	備	考		
所	在 地	藤沢市石川 2168 番地				
年間稼	隊働 日 数	242 日 <sup>※</sup>				
年間	処 理 量	13,468 kL*				
年間	残 渣 量	250 t **				
残渣の	処分方法	焼却				
土地利	用区分	工業専用地域				
用地	総面積	14, 913 m <sup>2</sup>	ごみ焼却施設を行	含む		
建物	面積	延床面積 12, 755. 55 ㎡				
	第1期	着工 昭和 34 年 10 月 竣工 昭和 36 年 06 月	処理能力 126 k	L/日		
建設	第2期	着工 昭和 39 年 10 月 竣工 昭和 40 年 11 月	処理施設の増設 増設能力 63 k L/日			
年月日	第3期	着工 昭和 56 年 12 月 竣工 昭和 57 年 10 月	浄化槽汚泥処理が 及び生し尿処理が			
	第4期	着工 平成 04 年 09 月 竣工 平成 06 年 03 月	生し尿、浄化槽汚び前処理施設の	泥の混合処理施設及 更新		
施工者		㈱西原環境衛生研究所				
	処理能力	生し尿+浄化槽汚泥 230kL/日				
公 称	処理方式	ばっ気処理+遠心脱水処理+凝集沈殿処理				
	脱臭設備	高濃度系: ばっ気槽吹込み(24 ㎡/分)、中濃度	系:乾式脱臭装置	(100 ㎡/分)		
放	流 先	藤沢市大清水浄化センター(公共下水道)				
建	設 費	第 1 期 第 2 期 152, 762 千円 106, 624 千円	第 3 期 632, 000 千円	第 4 期 802, 937 千円		

※令和2年度実績

### 5. 旧計画中間目標値の達成状況

旧計画の目標値である生活排水処理率の目標達成状況を表 5-10 に示します。

平成 28 年度から令和 2 年度における生活排水処理率の実績値は、旧計画の推計値と比較してほぼ同じ数値で推移しており、概ね目標を達成しています。

表 5-10 生活排水処理率の目標達成状況

(単位:人)

年度	平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度	令和え	年度	令和2	( <u>年位: 人)</u> 2年度
項目	計画	実績								
1.計画処理区域内人口	424,708	428,846	425,359	430,662	426,009	434,405	426,660	436,466	427,130	440,313
2.生活排水処理人口	408,590	412,489	409,614	414,501	410,637	418,529	411,661	421,252	412,504	425,506
(1)コミュニティープラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)公共下水道水洗化人口	405,468	409,367	406,469	411,570	407,469	415,534	408,470	418,087	409,290	422,380
(3)浄化槽人口	3,122	3,122	3,145	2,931	3,168	2,995	3,191	3,165	3,214	3,126
(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)	14,184	14,720	14,137	14,727	13,755	14,514	13,372	13,996	13,009	13,675
4.汲み取り人口	1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(1)し尿収集人口	1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	96.2%	96.2%	96.3%	96.2%	96.4%	96.3%	96.5%	96.5%	96.6%	96.6%
前回計画値との乖離	-	0	-	×	-	×	-	0	-	0

#### 6. 施策の評価

#### (1) 施策体系図

旧計画で掲げられた施策について、実績を検証し、次のA~Cに区分し、評価を行いました。生活排水処理基本計画施策体系図及び評価結果を図 5-6 に示します。

#### (評価欄)

計画

評価A:行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策

評価B:行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策

評価C:進行がほとんど見られない施策、または、凍結している施策

## 基本理念 きよらかな水環境を次世代につなげよう

## 基本方針1 生活排水を処理する施設の整備及び適 正な維持管理を促進します

#### 施策 内 容 評価 ①公共下水道の整備 Α ②家庭での浄化槽の整備 Α ③新しいし尿処理施設の 施設整 整備 備計画 ④ディスポーザキッチン Α 処理システムの適正な 整備の促進 Α ①収集運搬計画 し尿・汚 Α 泥の処理 ②中間処理計画

③最終処分計画

## 基本方針2 きよらかな水環境の維持のため、啓発 や情報発信に努めます

施策	 内 容	評価
	①市ホームページでの情 報発信	А
情報発 信・啓	②下水道への接続促進や 浄化槽への転換の必要 性の発信	А
発	③正しい浄化槽維持管理 の啓発	А
	④浄化槽設置及び清掃に 関する助成制度	А

図 5-6 生活排水処理基本計画施策体系図及び評価結果

Α

## (2) 生活排水処理基本計画 施策一覧

基本方針1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します

	施策	施策内容	旧計画の施策内容	実績の概要					
	施設整備	①公共下水道の 整備	湘南ふじさわ下水道ビジョ ンにもとづく整備計画を推	公共下水道の整備を	公共下水道の整備を推進				
	計画		進	指標の名称	H28	R2			
			下水道整備の際の住民説明	生活排水処理率	96. 2% (96. 2%)	96.6% (96.6%)			
			を丁寧に進め、接続を促進	下水道普及率	95.5%	95. 9%			
				※( )内は目標値					
				・H28 に対して R2 / ・生活排水処理率/	は、各項目で整備比率 は目標値達成	が増加			
101		②家庭での浄化 槽の整備	浄化槽整備推進区域では、 浄化槽の設置やみなし浄化 槽から浄化槽への転換に対 し、助成を実施						
		③新しいし尿処 理施設の整備	平成35年度(令和5年 度)を目処にし尿処理施設 の基幹的整備改良事業を実 施し施設の長寿命化を図 り、安定した処理を継続	安定した処理を継続		査を実施し、設備状況 3年度に2市1町によ		A	
		④ディスポーザ キッチン処理 システムの適 正な整備の促 進	「藤沢市特定開発事業等に 係る手続及び基準に関する 条例」に基づき、集合住宅 の規模にあった適正な設置 と維持管理が進むように指 導を継続	ディスポーザキッチン処理システム設置基数 H28~R2 年度: 26 基(個人設置を含む)				A	

施策	施策内容	旧計画の施策内容				実	績の概要	Ę.				評価
し尿・汚 泥の処理 計画	①収集運搬計画	し尿及び浄化槽汚泥は、市 内全域を対象に、現行の体 制を基本とし、許可業者に より収集運搬を実施	し尿及び浄化 式会社藤沢市						締結して	いる許可	可業者(株	A
	②中間処理計画	収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所し	適正処理が各年度ともに	こ全項目	で排水		下				折を実施 1	A
		尿処理施設にて適正処理、 発生した処理水は、専用圧	項		19F/J	5~9	H29	H30	R1	R2		
		送管を経由して大清水浄化	рН	( /		5~9	7. 8	8. 0	8. 0	7. 6		
		センターに送り最終処理	BOD	(mg/L)	- '	000 木両	27	41	54	52		
			COD	(mg/L)		600 未満	55 19	106 33	103	113		
			T-N	(mg/L)		380 未満	73	105	86	42 83		
			T-P	(mg/L)		300 /尺刊町	8, 5	4, 4	5, 9	6. 4		
			C1-	(mg/L)		_	256	208	220	172		
			大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup>	)	_	425	298	874	423		
			※pHは最大値			<u> </u>	120	230	011	420		
	③最終処分計画	し尿及び浄化槽汚泥の処理	処理残渣につ	ついては	焼却を	行い、発	生した焼	<b>基却灰は</b>	容融資源	化		A
		残渣は、北部環境事業所ご	項目		H28	H29	H30	R1	R2			
		み焼却施設で焼却処理	脱水し渣	(t)	24	26	27	7 2	28	23		
		焼却処理に伴い発生する焼	脱水汚泥	(t)	145	269	228	3 21	.6	226		
		却灰は灰溶融等へ資源化	処理残渣量 合計	(t)	179	295	255	5 24	14 2	249		

基本方針2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます

施策	施策内容	旧計画の施策内容	実績の概要	評価
情報発 信·啓発	<ul><li>①市ホームページでの情報発信</li></ul>	市の「広報ふじさわ」やホームページ、ポータルサイトへ必要な情報を掲載するなどして、海や川の水質調査結果等について市民に広く情報発信	市ホームページで毎月実施している公共用水域(河川及び海域)の水質測定結果や海水及び河川水の放射能濃度を公表 「湘南ふじさわ下水道ビジョン」及び「湘南ふじさわ下水道ビジョン第2アクションプラン」を策定し、施策の実施状況等について公表 平成16年3月に海・浜の秩序ある利用を図るために「藤沢海・浜のルールブック」を公表(令和3年4月に一部内容の改訂)	A
	②下水道への接 続促進や浄化 槽への転換の 必要性の発信	公共下水道整備済区域・整備予定区域にあるみなし浄化槽等は、公共下水道への接続を、浄化槽整備推進区域では、浄化槽への転換を促進	市ホームページで「全国浄化槽推進市町村協議会パンフレット」を公表し、浄化槽の必要性を周知	A
	③正しい浄化槽 維持管理の啓 発	みなし浄化槽、浄化槽の設置者に対しては、浄化槽の法定点検、定期清掃を行うことを、今後も市のホームページや設置者への通知により啓発	市ホームページで法定検査、保守点検、清掃について周知浄化槽保守点検業登録業者を公表	A
	④浄化槽設置及 び清掃に関す る助成制度	良好な生活環境の保全と公 衆衛生の向上を図り、きれ いな海・川を守るため、一 部の浄化槽に対する清掃料 金の助成制度について、今 後も市のホームページやパ ンフレット等により周知	市ホームページで浄化槽設置補助金の制度について周知	A

#### 7. 生活排水処理の課題

#### (1) 生活排水処理施設整備の促進

本市の公共下水道人口は年々増加、し尿収集人口は年々減少、浄化槽及びみなし浄化槽人口は増減をしながら推移しています。生活排水処理率は令和2年度で96.6%まで増加しています。

生活排水処理率を向上及び維持していくためにも、引き続き、生活排水未処理人口(みなし浄化槽人口)及び非水洗化人口(し尿収集人口)から生活排水処理人口への転換を促すことが重要です。

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理の必要性

本市の公共下水道は、平成23年に策定された「湘南ふじさわ下水道ビジョン」に基づき整備が進められています。下水道計画区域は、市街化区域と農用地・斜面緑地・遊水地等を除く市街化調整区域の一部からなり、市街化調整区域のうち、既存宅地等については浄化槽との経済性・効率性の比較を行い、一部の区域を「浄化槽整備推進区域」としています。

また、浄化槽については平成28年度から令和2年度までに216基新規に設置し、みなし浄化槽から浄化槽への転換を推進しています。

今後も浄化槽整備推進区域を継続し、また、浄化槽設置補助制度を幅広く広報することでみなし浄化槽や汲み取り式便槽から浄化槽への転換を図る必要があります。

また、浄化槽の設置者は、初回と毎年1回の法定点検を実施する必要があるため、市ホームページ 等を通じて広く周知していく必要があります。

#### (3) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

現在、し尿の排出量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥は増減を繰り返しています。本市の人口増加や公共下水道への接続、浄化槽への転換を促すことにより、し尿・浄化槽汚泥量の排出量は今後も変動すると予測されます。そのため、それぞれの排出量に留意し、適正に収集が行える体制を維持する必要があります。

また、北部環境事業所し尿処理施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。

#### (4) し尿処理施設の整備

現在の北部環境事業所し尿処理施設は、昭和 36 年の稼働開始から現在までに大規模な更新を行いながら適正な処理を行ってきました。また、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は施設処理能力の約 16%程度で推移しています。

現在の排出量に対し、過剰な処理能力となっているため、2 市 1 町による広域化を含めた適正な施設の稼働方法を検討する必要があります。

また、検討期間中も北部環境事業所し尿処理施設にて本市から発生するし尿・浄化槽汚泥を処理することから、引き続き適正な維持管理を行う必要があります。

## 第2節 生活排水処理基本計画の改定

#### 1. 基本理念及び基本方針

本計画における基本理念・基本方針は、旧計画における内容を継続していきます。また、各基本方針と SDGs の関係性について示します。

## 【基本理念•基本方針】

## 【基本理念】

「きよらかな水環境を次世代につなげよう」

基本方針 1

「生活排水を処理する施設の整備及び適正な 維持管理を促進します」







基本方針 2

「きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報 発信に努めます」



#### 2. 数值目標

### 目標 生活排水処理率

令和 13 年度までに生活排水処理率 96.7%以上を維持します。

公共下水道の整備と既整備区域での接続促進を図るとともに、浄化槽整備推進区域での浄化槽の普及を促進することで、生活排水処理率の向上を図ります。具体的な施策は、「<u>基本方針1</u>」及び「<u>基本方針2</u>」に示します。

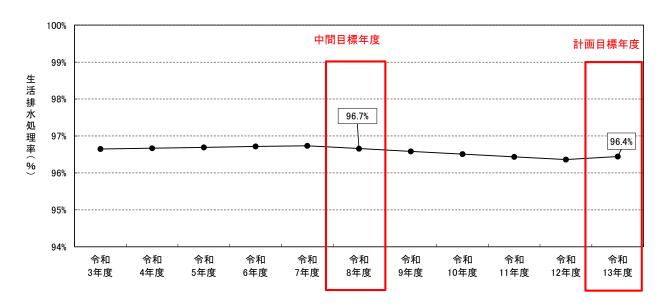


図 5-7 生活排水処理率の計画値

#### 3. 生活排水処理に係る予測

#### (1) 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の予測は、「藤沢市市政運営の総合指針 2024」で予測した人口をもとに、現状の公共下水道人口や今後の公共下水道整備計画等を考慮して推計した値を採用します。

生活排水処理形態別人口の予測結果を図 5-8、表 5-11 に示します。

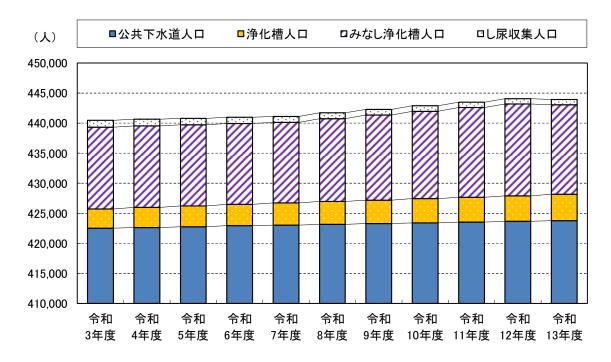


図 5-8 生活排水処理形態別人口の予測結果

表 5-11 生活排水処理形態別人口の予測結果

(単位:人)

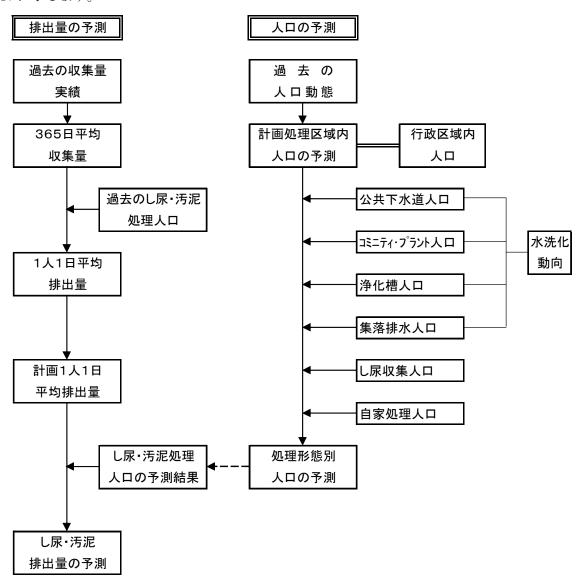
							(羊匠・八)
区分	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1.計画処理区域	戊内人口	440,477	440,640	440,804	440,967	441,131	441,718
2.生	活排水処理人口	425,718	425,965	426,214	426,495	426,720	426,958
	(1)コミュニティープラント	0	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道水洗化人口	422,501	422,632	422,764	422,929	423,037	423,159
	(3)浄化槽人口	3,217	3,333	3,450	3,566	3,683	3,799
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0	C
	活排水未処理人口 なし浄化槽人口)	13,606	13,567	13,521	13,438	13,409	13,786
4.汲	み取り人口	1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974
	(1)し尿収集人口	1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	C
5.処理区域外人		0	0	0	0	0	C
生活排水処理率	3	96.6%	96.7%	96.7%	96.7%	96.7%	96.7%

年度 区分	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
1.計画処理区域内人口	442,306	442,893	443,481	444,068	443,925
2.生活排水処理人口	427,196	427,435	427,673	427,912	428,150
(1)コミュニティープラント	0	0	0	0	0
(2)公共下水道水洗化人口	423,281	423,403	423,525	423,647	423,769
(3)浄化槽人口	3,915	4,032	4,148	4,265	4,381
(4)農業·漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)	14,162	14,535	14,906	15,275	14,914
4.汲み取り人口	947	923	901	881	861
(1)し尿収集人口	947	923	901	881	861
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	96.6%	96.5%	96.4%	96.4%	96.4%

#### (2) し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿・浄化槽汚泥排出量の予測に当たっては、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計容量 2006 年改訂版」に準じて、将来のし尿収集人口及び浄化槽人口に過去のし尿・浄化槽汚泥収集実績に 基づく 1 人 1 日平均排出量(以下、「排出原単位」という)を乗じて求める方法(図 5-9)が一般的であり、本計画でも同様に予測を行うこととします。

し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果を表 5-12 に、し尿・浄化槽汚泥日平均排出量の予測結果を図 5-10 に示します。



#### ■し尿量及び浄化槽汚泥量の算定方法

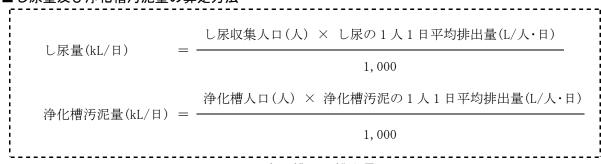


図 5-9 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順

表 5-12 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

区分			年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
し尿収集人口			(人)	1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974
みなし浄化槽人口			(人)	13,606	13,567	13,521	13,438	13,409	13,786
浄化槽人口			(人)	3,217	3,333	3,450	3,566	3,683	3,799
排出原単位	し尿	一般家庭	(L/人・日)	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37
	CIN	仮設トイレ等	(上/目)	_	-	-	-	-	_
	み ル 掛 エ 沪	みなし浄化槽	(L/人•日)	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07
	浄化槽汚泥	浄化槽	(L/人•日)	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51
日平均排出量	し尿	一般家庭	(kL/日)	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.3
	C/7K	仮設トイレ等	(kL/日)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	み ル 掛 エ 沪	みなし浄化槽	(kL/日)	14.5	14.5	14.4	14.4	14.3	14.7
	浄化槽汚泥	浄化槽	(kL/目)	8.7	9.0	9.3	9.6	9.8	10.1
	合計		(kL/日)	29.1	29.3	29.4	29.7	29.7	30.3

区分			年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
し尿収集人口			(人)	947	923	901	881	861
みなし浄化槽人口			(人)	14,162	14,535	14,906	15,275	14,914
浄化槽人口			(人)	3,915	4,032	4,148	4,265	4,381
排出原単位	し尿	一般家庭	(L/人•日)	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37
	CIJK	仮設トイレ等	(L/目)	-	_	-	-	_
	浄化槽汚泥	みなし浄化槽	(L/人•日)	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07
	净化借污泥	浄化槽	(L/人・日)	2.51	2.51	2.51	2.51	2.51
日平均排出量	ı E	一般家庭	(kL/日)	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
	し尿	仮設トイレ等	(kL/日)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	<b>みル描</b> に足	みなし浄化槽	(kL/目)	15.1	15.5	15.9	16.3	15.9
	浄化槽汚泥	浄化槽	(kL/日)	10.4	10.7	11.0	11.3	11.6
	合計	-	(kL/日)	30.9	31.6	32.2	32.9	32.7

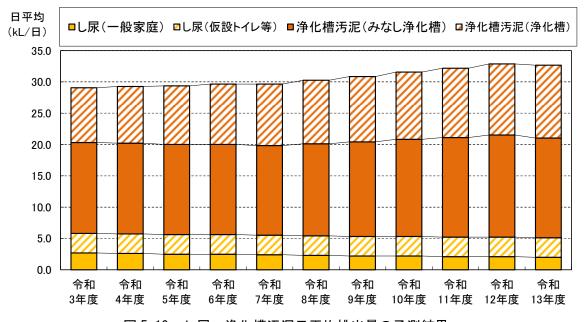
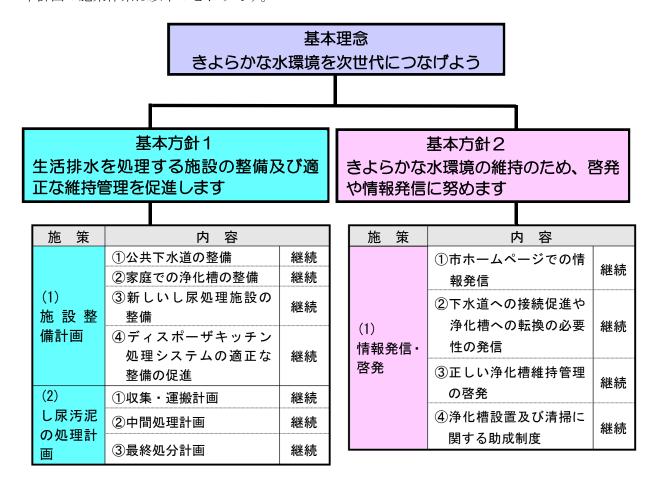


図 5-10 し尿・浄化槽汚泥日平均排出量の予測結果

#### 4. 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。



#### 5. 市民・事業者・行政の役割

適正な処理体制の構築のため、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む 必要があります。

市民及び事業者・行政の役割を表 5-13 に示します。

表 5-13 市民及び事業者・行政の役割

	内 容
	a. 生活雑排水の適正排出及び排出抑制を推進します。
市民	b. 公共下水道への積極的な接続を行います。
及び	c. みなし浄化槽から浄化槽へ移行します。
事	d. 浄化槽の適正な維持管理を行います。
市民及び事業者	e. 事業活動に伴って発生する排水の適正処理及び適正排出を推進します。
	f. 普及啓発、環境学習への積極的な参加に努めます。
	a. 適正な収集運搬体制の継続を図ります。
	b. 適正な中間処理体制、最終処分、資源化体制の継続を図ります。
行政	c. 生活排水処理に係る普及啓発活動及び環境学習を実施します。
	d. 公共下水道の整備及び適正な維持管理を図ります。
	e. 浄化槽整備への支援を継続します。

#### 6. 基本方針 1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します

#### (1) 施設整備計画





① 公共下水道の整備

平成23年3月に策定された公共下水道の将来計画「湘南ふじさわ下水道ビジョン」に基づき、公共下水道を整備するとともに、戸別訪問により公共下水道への接続率の向上を図ります。

「湘南ふじさわ下水道ビジョン」は、令和12年度を計画目標年次とした計画です。以下に概要を示します。

#### 【基本理念】

~湘南のひかり輝く海・まちを 未来へつなぐ下水道~

#### 【概要】

- ・公共下水道計画区域は市街化区域と、農用地・斜面緑地・遊水地等を除く市街化調整区域の一部からなります。なお、市街化調整区域のうち、既存宅地等については浄化槽との経済性・効率性の比較を行い、一部の区域を「浄化槽整備推進区域」としています。
- ・下水道全体計画区域内人口は、令和 12 年度における行政人口(403,470人)から浄化槽整備推進 区域人口(約320人)を除く403,150人と設定しています。

#### 【基本目標】

「湘南ふじさわ下水道ビジョン」では、基本理念『湘南のひかり輝く海・まちを 未来へつなぐ下 水道』を受け、4つの視点(安全、環境、暮らし・活力、事業の継続性)ごとに基本目標および基本方針を 歌字します



[資料:湘南ふじさわ下水道ビジョン(概要版)] 今年度作成中の下水道ビジョンに差替え予定

#### 【将来像】

湘南ふじさわ下水道は、将来像を「藤沢市 新総合計画」等と整合を図り、以下のように 東部 推計しています。 処理区 相模川 計画目標年次 流域処理区 概ね20年後の平成42年度 計画区域 南部 公共下水道区域と浄化槽整備推進区域 処理区 大清水 計画人口 浄化センター 公共下水道区域:約403,150人(H42) 浄化槽整備推進区域:約320人(H42) 計画汚水量 浄化センタ 日平均:約19万m3/日(H42)

[資料:湘南ふじさわ下水道ビジョン(概要版)] 今年度作成中の下水道ビジョンに差替え予定 図 5-11 公共下水道整備計画区域

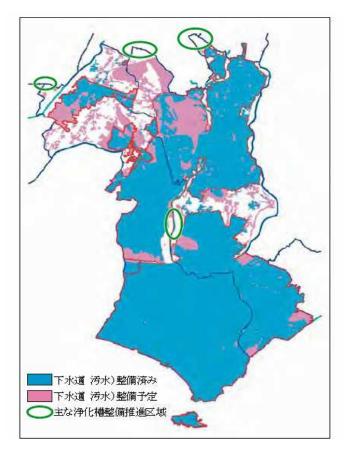
## ② 家庭での浄化槽の整備





浄化槽整備推進区域の概略を図 5-12 に示します。

浄化槽整備推進区域では、浄化槽の設置や みなし浄化槽から浄化槽への転換に対し、助 成を行います。



[資料:湘南ふじさわ下水道ビジョン(概要版)] 今年度作成中の下水道ビジョンに差替え予定

図 5-12 浄化槽整備推進区域の概略



#### ③ 新しいし尿処理施設の整備

現在のし尿処理施設は、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は施設処理能力の約16% 程度で推移しています。本市は、し尿処理施設の基幹的整備改良事業に伴い、2 市 1 町の広域化を含 めた検討を行っています。また、基幹的整備改良事業までは現在のし尿処理施設の適正な維持管理を 行い、安定した処理を継続していきます。

#### ④ ディスポーザキッチン処理システムの適正な整備の促進





ディスポーザキッチン処理システムについては、「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関 する条例」に基づき、集合住宅の規模にあった適正な設置と維持管理が進むように指導しており、今 後も継続して実施します。なお、平成28年度から令和2年度における当該処理システムの設置基数 は26基(個人設置を含む)となっています。

#### (2) し尿汚泥の処理計画

① 収集・運搬計画



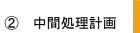


収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、市内全域とします。

#### · 収集·運搬体制

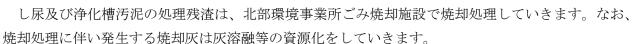
収集・運搬体制は、現行の体制を基本とし、し尿、浄化槽汚泥ともに許可業者による収集・運搬体 制とします。また、それぞれの排出量に留意し、適宜、適正な収集が行える体制の維持を図ります。





収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所内のし尿処理施設で、適正に処理していきます。 発生した処理水は、専用圧送管により公共下水道管を経て大清水浄化センターに送り、最終処理して いきます。

#### ③ 最終処分計画



#### 7. 基本方針 2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます

#### (1) 情報発信・啓発

① 市ホームページでの情報発信



市の「広報ふじさわ」やホームページ、ポータルサイトへ海や川の水質調査結果等の必要な情報を 掲載するなどして、市民に広く情報発信します。

#### ② 下水道への接続促進や浄化槽への転換の必要性の発信



公共下水道整備済区域若しくは整備予定区域にあるみなし浄化槽等は、下公共下水道への接続を促 していきます。浄化槽整備推進区域では、浄化槽への転換を促進していきます。

#### ③ 正しい浄化槽維持管理の啓発



みなし浄化槽及び浄化槽の設置者に対しては、浄化槽法の改正により、浄化槽の法定点検、定期清 掃を行うことが義務づけられています。今後も法定検査や保守点検、清掃について市のホームページ や設置者への通知により啓発していきます。

4 質の高い教育を

#### ④ 浄化槽設置及び清掃に関する助成制度

用しながら助成制度の周知を図ります。



## 第6章 計画の進行管理

本計画においては、Plan (計画の策定)、Do (実行)、Check (評価)、Action (見直し)のいわゆる PDCAサイクルの考え方により、継続的に計画の点検・評価、見直しを行っていきます。また、本計画に基づいて毎年度実施計画を策定し、計画的な施策の実施に取り組んでいきます。PDCAサイクルイメージを図 6-1 に示します。

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため表 6-1 及び表 6-2 に示す評価項目の指標に基づいて評価を行います。

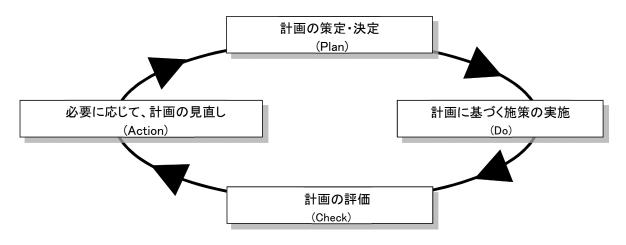


図 6-1 PDCAサイクルイメージ

表 6-1 数值目標項目

項目	指標で測るもの	指標の名称
**	廃棄物排出量	排出抑制目標(市民1人1日当たりのごみ排出量) (g/人・日) 家庭系ごみの減量目標(市民1人1日当たりの家庭系ごみ排 出量)(g/人・日)
ごみ処理基本計画   	廃棄物の再利用	資源化率 I · Ⅱ (%)
	最終処分	最終処分率(%)
食品ロス削減推進	食品ロス排出量	食品ロス削減量 ( t /年)
計画	食品ロス削減の取組	食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合(%)
生活排水処理基本 計画	生活排水の適正処理	生活排水処理率(%)

表 6-2 各種施策の数値管理項目

区分	指標の名称
	不用品等交換制度の登録件数(件/年)
	商品プラスチック等の回収量( t /年)
	生ごみ処理機購入補助実績(件/年)
	ごみ減量推進店の認定数(店舗/年)
	多量排出事業者への立入指導件数 (件/年)
	市施設での抜き打ち展開検査件数(日、件/年)
2D 1-88十 7 北海	許可業者への指導件数 (件/年)
3R に関する指標 	剪定枝の資源化量 ( t /年)
	特定処理品目の分別排出量( t /年)
	使用済小型電子機器等回収量 ( t /年)
	焼却灰溶融量 ( t /年)
	可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合(%)
	フードドライブの回収量(点/年、 t /年)
	学習会及び食育活動の実施回数 (件/年)
カーボンニュートラルに	焼却施設における廃棄物発電量 (mwh/年)
関する指標	プラスチック類の焼却量(湿重量)( t /年)
	二酸化炭素排出量(千 t -CO <sub>2</sub> /年)
	一声ふれあい収集対象世帯数(世帯)
	海岸等清掃実績 ( t /年)
	環境美化活動等参加人数(人/年)
	除塵機による河川ごみ収集量(境川)( t /年)
環境美化に関する指標	不法投棄ごみの収集量 ( t /年)
	廃棄物減量等推進員の研修参加数(人/年)
	ゴミゼロクリーンキャンペーン参加人数(団体、人/年)
	施設の見学者数(人/年)
	ごみ体験学習会実施件数(校、人/年)
	出前講座の実施回数(件/年)

# 資 料 編

### 1. ごみ排出量の将来推計

表 1 ごみ排出量の将来予測(排出抑制なし)①

		ᄱ	413, 826	416, 756	418, 269	419, 916	423, 894	426, 678	428, 837	431, 286	434, 568	436, 832	437, 692	438, 551	439, 411	440, 271	441, 131	441, 719	442, 306	442, 894	443, 481	444, 068	443, 925
		日数	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
8	項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	早成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
家庭系		1/年	102, 287, 59	103, 421, 86	101, 826, 81	101, 184. 20	102, 379, 92	101, 815. 82	100, 674, 19	100, 271. 51	102, 701, 15	104, 322. 59	101, 415	101, 340	101,570	101, 274	101, 278	101, 232	101, 478	101, 186	101, 174	101, 174	101, 293
可燃ご	H	t/年	57, 324, 21	58, 414, 79	57, 514. 87	57, 738. 82	58, 243, 46	58, 465, 57	57, 692, 09	57, 057. 29	58, 262, 17	58, 519. 56	57, 888	57, 847	57, 983	57, 815	57, 817	57, 793	57, 936	57, 769	57, 765	57, 766	57,836
400	2集量	t/年	57, 204, 17	58, 211. 57	57, 330, 36	57, 551, 69	58, 008, 21	58, 172, 02	57, 565, 27	56, 939. 55	58, 008, 58	58, 383. 89	57, 679	57, 637	57, 772	57, 604	57, 606	57, 582	57, 724	57, 557	57, 553	57, 554	57, 623
	食品ロス	t/年	110.00	000 40	100 77		024.04	202 50	3, 404, 56	4, 905, 69	5, 351, 70	4, 620, 05	4, 570	4, 567	4, 578	4, 564	4, 565	4, 563	4, 574	4, 561	4, 560	4, 561	4, 566
	接搬入量(石名坂)	1/年	119.25	202, 40	183. 77	186.93	234.94	293.52	126.62	117. 72	215, 04	60. 27	178	179	179	179	179	179	180	180	180	180	181
	接搬入量(石名版·許可引越等) 接搬入量(北部)	1/年	0.00	0,00	0.74	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	38, 54 0, 01	75, 40	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32
不燃ご		t/年	8, 737. 90	8, 538, 92	8, 711, 63	8, 556, 55	8, 944, 53	8, 886, 74	8, 766. 32	8, 901, 80	9, 765, 72	10, 011, 45	9, 224	9, 240	9, 285	9, 277	9, 296	9,308	9.347	9, 333	9, 345	9, 358	9,380
	2集量	1/年	7, 643. 05	7, 267, 15	7, 187, 60	7, 067, 48	7, 250, 62	7, 111. 20	7, 201. 23	7, 283, 48	7, 700. 86	8, 383, 27	7, 448	7, 461	7, 497	7, 491	7, 506	7,516	7, 547	7,536	7,546	7,556	7,574
	破砕対象物 RP	1/年	7, 643. 05	7, 267, 15	7, 187, 60	7, 067, 48	7, 250, 62	7, 111, 20	7, 201, 23	7, 283, 48	7, 700, 86	8, 383, 27	7, 448	7, 461	7, 497	7, 491	7, 506	7,516	7, 547	7, 536	7, 546	7, 556	7,574
	特定処理品目 藤沢	t/年	334.24	401.53	354, 51	355.94	333.46	307, 82	295. 16	293, 25	294.04	329.64	298	298	300	300	300	301	302	301	302	302	303
直	接搬入量(大型ごみ含む)	t/年	1,094.85	1, 271, 77	1,524.03	1, 489. 07	1, 693, 91	1, 775. 54	1,565.09	1, 618. 32	2, 064, 86	1, 628, 18	1,776	1,779	1, 788	1, 786	1,790	1, 792	1,800	1, 797	1,799	1,802	1,806
	破砕対象物	1/年	923.39	1,081,34	1, 288, 78	1, 312, 19	1, 406, 31	1, 555, 59	1, 464. 39	1, 436. 18	1,592.08	1, 147, 99	1, 439	1,441	1, 448	1, 447	1,450	1,452	1, 458	1,456	1,457	1,460	1,463
	破砕対象物(許可引越等)	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	173. 12	397. 25	142	142	143	143	143	143	144	144	144	144	144
	直接埋立対象物	t/年	171, 46	190, 43	235. 25	176.88	287.60	219.95	100.70	182, 14	299, 66	82 94	195	196	197	196	197	197	198	198	198	198	199
-	特別大型ごみ	t/年	3,619.80	3, 548, 20	3,017.97	2, 825, 48	2, 854, 68	2, 824, 06	2,867.08	3, 038. 59	3, 130, 52	3, 363, 06	3, 123	3, 147	3, 176	3, 187	3, 206	3, 221	3, 245	3, 249	3, 263	3, 275	3, 291
	(特ち込み・大型ごみ含む)	t/年	485.08	488, 50	368, 76	371.49	437, 80	434.21	373.95	408.05	587, 04	409.53	456	457	459	459	460	461	462	462	462	463	464
資道収		t/年	32, 120, 60	32, 431, 45	32, 213, 58	31, 691. 86	31, 899, 45	31, 205. 24	30, 974. 75	30, 865. 78	30, 955, 70	32, 018, 99	30, 724	30, 649	30, 667	30, 536	30, 499	30, 449	30, 488	30, 373	30, 339	30, 312	30, 322
la la	接収集量	t/年	31, 925, 77	32, 197. 79	31, 943, 88	31, 389, 81	31, 527, 73	30, 836, 60	30, 596, 39	30, 476, 63	30, 557. 75	31, 611, 26	30, 341	30, 266	30, 284	30, 156	30, 118	30, 069	30, 108	29, 994	29, 961	29, 933	29, 944
	新聞	t /年	2,916.79	2, 698, 56	2, 712, 90	2, 516, 56	2, 399, 12	2, 202. 31	2, 054, 93	1, 814, 62	1,607,33	1, 295, 21	1,814	1,810	1,810	1,802	1,801	1,799	1,801	1, 794	1, 791	1,790	1, 790
	雑誌 雑紙	1/年	5, 646, 48 4, 564, 36	4, 633, 61 5, 759, 43	4, 569, 95 5, 653, 69	4, 376, 28 5, 582, 02	9, 941, 13	9,548.74	9, 291. 35	9, 124, 20	9,028.09	8, 768. 39 0. 00	9,087	9, 063	9, 071	9, 031	9,018	9,005	9,017	8, 982	8, 972	8, 965	8,967
	段ポール	t/年 t/年	3, 698. 59	3, 759, 23	3, 840, 02	3, 829. 23	3, 849, 49	3, 823, 13	3, 761, 92	3, 784, 38	3, 865, 55	4, 489, 24	3, 778	3,770	3,771	3, 756	3, 750	3,744	3, 749	3, 734	3, 731	3,728	3, 729
	牛乳パック	1/年	193.60	186.01	189.21	176.75	184.83	181.91	174.81	178, 14	179.31	193.06	176	176	175	175	176	174	175	175	175	173	174
	布	1/年	2, 334, 71	2, 191, 94	2, 089, 38	2, 139, 21	2, 103, 82	1, 998, 59	2,035.91	2, 082, 90	2, 154, 45	2, 467, 83	2,077	2,071	2,073	2,065	2,061	2,059	2, 061	2, 053	2, 051	2, 049	2.050
	缶	1/年	1,341.36	1, 361, 70	1, 272, 10	1, 251, 23	1, 232, 91	1, 206. 69	1, 219.98	1, 216. 52	1, 236, 43	1, 358, 98	1,216	1,213	1, 214	1, 208	1, 208	1, 204	1, 206	1, 203	1, 201	1, 199	1, 201
	商品ブラ(搬入)	t/年	4. 23	97.15	70. 70	71.79	83. 09	80.07	76. 32	80.72	91.95	107_17	83	82	82	82	82	82	83	81	81	81	81
	ピン	t/年	3, 078. 61	3, 164. 78	3, 165.88	3, 122. 12	3, 154, 16	3, 065, 96	3, 056. 03	2, 932. 19	2, 916, 83	3, 139. 55	2, 949	2, 941	2, 943	2,930	2, 927	2, 921	2, 925	2,915	2,912	2,909	2,910
	廃食用油	t/年	130.49	168, 28	192.87	202.05	207.90	209, 45	212.18	224. 23	245.60	222.61	225	226	225	225	224	224	223	223	223	222	223
	PETポトル (直営収集)	t/年	1, 159. 42	1, 208, 71	1, 195. 22	1, 209. 42	1, 288. 23	1, 372, 65	1, 362.50	1,578.90	1,597.98	1, 582. 74	1,503	1,500	1,500	1,494	1,493	1,490	1, 491	1, 486	1, 484	1, 483	1, 483
	その他ブラ容器	t/年	6, 731.51	6, 857, 20	6, 902, 19	6, 813, 19	6, 962, 42	7, 037, 13	7, 235. 22	7, 344, 80	7, 528, 21	7, 876, 04	7, 320	7, 301	7, 306	7, 275	7, 265	7, 254	7, 264	7, 236	7, 228	7, 222	7, 224
	剪定枝(コール制)	t/年	125. 62	111, 19	89, 77	99.96	120.63	109, 97	115.24	115.03	106.02	110_44	113	113	114	113	113	113	113	112	112	112	112
	9定枝(石名坂搬出分)	1/年	194.83	233.66	268. 36	299.16	369.32	366. 22	373.12	381.59	391.08	399_42	377	377	377	374	375	374	374	373	372	373	372
事業系	使用済み小型家電	1/年	0.00	0.00 34,768.01	1.34 35, 263, 15	2. 88 35, 912, 47	2, 41 36, 910, 34	2, 42 36, 459, 98	5. 24 36. 428. 97	7. 56 35, 932, 56	5.87 34,669.97	8, 31 29, 002, 23	35, 525	35, 466	35, 513	35, 371	35, 332	35, 297	35, 362	6 35, 236	35, 210	35, 186	35, 259
甲米水	A	1/年	29, 936, 62	33, 506, 56	34, 049, 43	34, 668, 14	35, 597, 38	35, 249, 85	35, 459, 92	35, 952, 96	33, 792, 74	28, 337, 41	34, 741	34, 708	34, 775	34, 654	34, 632	34, 611	34, 687	34, 575	34, 559	34, 544	34, 625
HEDGES AND	(集量	t/年	26, 029, 39	28, 401, 86	29, 670, 05	30, 362, 73	31, 144, 64	31, 146, 51	31, 231, 02	30, 910, 00	29, 891, 54	24, 791, 64	30, 831	30, 831	30, 916	30, 831	30, 831	30, 831	30, 916	30, 831	30, 831	30, 831	30, 916
	食品口ス	1/年	_					_	1,779.00	1, 700, 00	1,579.00	1, 324, 00	1, 623	1, 621	1, 624	1,619	1, 618	1, 617	1, 620	1, 615	1, 615	1,614	1,618
連	接搬入量	t/年	3, 907. 23	5, 104, 70	4, 379. 38	4, 305. 41	4, 452, 74	4, 103, 34	4, 228. 90	4, 151.38	3, 901. 20	3, 545. 77	3,910	3,877	3, 859	3,823	3, 801	3, 780	3, 771	3, 744	3, 728	3,713	3, 709
不燃ご	74	t/年	396.79	341.50	304.79	312.60	261.67	263.90	231.47	230, 59	296. 17	192.08	257	257	258	257	257	257	258	257	258	258	258
唐	接搬入量	t/年	396.79	341.50	304, 79	312.60	261, 67	263.90	231.47	230.59	296, 17	192.08	257	257	258	257	257	257	258	257	258	258	258
	破砕対象物	t/年	373, 13	333, 19	292.96	297, 28	254, 39	245, 08	226, 48	227.81	243. 32	175.32	241	241	242	241	241	241	242	241	242	242	242
	直接埋立対象物	t/年	23, 66	8, 31	11, 83	15.32	7.28	18.82	4. 99	2.78	52. 85	16.76	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
100000000000000000000000000000000000000	み(持ち込み)	1/年	1,035.09	919, 95	908, 93	931, 73	1,051,29	946. 23	737.58	640, 59	581.06	472_74	527	501	480	460	443	429	417	404	393	384	376
リサイクル	21770,0470	1/年	81.92	74.62	58. 28	39.66	32, 28	28.90	28.04	19. 52	0.00	0,00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみコン	CANONI -	1/年	5, 490. 84	5, 566, 00	5, 644, 17	5, 715, 57	5, 771_62	5, 789. 47	5, 852. 84	5, 896. 39	5, 944, 41	6, 022, 41	1, 126	1,170	1, 213	1, 257	1, 301	1,344	1,388	1, 431	1,475	1,519	1,562
ごみ排出量		t/年 t/年	133, 656. 09 139, 228. 85	138, 189, 87 143, 830, 49	137, 089, 96 142, 792, 41	137, 096, 67 142, 851, 90	139, 290, 26 145, 094, 16	138, 275, 80	137, 103, 16 142, 984, 04	136, 204, 07 142, 119, 98	137, 371, 12 143, 315, 53	133, 324, 82 139, 347, 23	136, 940 138, 066	136, 806 137, 976	137, 083 138, 296	136, 645 137, 902	136, 610 137, 911	136, 529 137, 873	136, 840 138, 228	136, 422 137, 853	136, 384 137, 859	136, 360 137, 879	136, 552 138, 114
産廃		t/年	39. 75	43, 29	48. 78	40.77	57. 78	48.59	18.61	11.35	0.00	0.00	35,000	0	130, 230	137, 302	0	0	0	137,033	137, 039	137, 079	130, 114
	当たりごみ排出量	E/人・日	882, 45	908, 45	897. 96	894, 48	897.81	887. 88	875.92	865. 23	863, 69	836, 19	857. 19	854.66	852.38	850.32	848. 43	846.80	845.29	843.88	842, 55	841.29	840, 45
		四人 日	919. 24	945. 53	935.31	932.03	935.22	925.24	913.49	902. 81	901.06	873.96	864. 22	861.97	859.92	858. 14	856. 52	855. 15	853.87	852.76	851.66	850.66	850.06
rier:	当たり家庭系ごみ排出量		675.34	679.89	666.98	660.17	659.90	653.77	643, 18	636. 97	645.71	654. 29	634.82	633.09	631.57	630. 21	628. 99	627.88	626.85	625. 91	625: 03	624. 21	623. 44
甲		世人・日	670.38	695, 25	686.96	687.71	692.20	687.51	678.03	669.16	669.06	635, 37	664.86	663. 20	661, 68	660.31	659.03	657.95	656.96	656.02	655, 13	654, 28	653. 82
1.16		g/人・日	463, 27	466, 69	455, 98	453.40	454, 29	453, 39	445, 29	440.90	451.08	453, 47	442.49	441.63	440.87	440, 20	439.59	439.03	438, 52	438.05	437, 61	437. 20	436.81
1日当た	たり事業系ごみ発生量	t/B	85. 71	95, 25	96, 61	98.39	100.85	99.89	99.81	98. 45	94, 73	79. 46	97. 33	97, 17	97. 03	96. 91	96. 80	96, 70	96. 62	96, 54	96. 47	96, 40	96. 34

表 2 ごみ排出量の将来予測(排出抑制なし)②

1	10	В	単位	平成23年度	學成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
破損	-74	-	1/年	13. 442. 38	13.084.87	13, 219, 18	12, 967, 72	13, 419, 01	13, 307, 89	13, 062, 02	13, 198, 34	14, 170, 15	14, 561, 26	13, 522	13, 536	13, 590	13, 572	13, 593	13, 607	13, 659	13, 635	13, 651	13, 667	13,698
砂油	PP藤沢	(桐原含む)	t/年	11, 922, 21	11, 676, 42	11, 941, 49	11, 664, 50	11, 929. 92	11, 927, 45	11, 950, 49	12, 149, 70	13, 002, 05	13, 678. 99	12,539	12, 578	12, 651	12, 653	12,690	12, 717	12, 780	12, 769	12, 796	12, 820	12,858
別	石名坂	(切断ごみ)	1/年	1,520,17	1, 408, 45	1, 277, 69	1, 303, 22	1,489.09	1, 380, 44	1, 111, 53	1,048,64	1, 168, 10	882. 27	983	958	939	919	903	890	879	866	855	847	840
385	出量		1/年	14, 602, 60	13, 235, 15	13, 178, 55	12, 825, 31	12, 930, 53	12, 892.51	12, 521, 85	12, 571, 29	13, 415, 79	13, 844. 06	13, 217	13, 228	12, 616	12, 598	12, 615	12, 626	12, 673	12, 649	12, 663	12, 677	12, 704
	破碎量	i i	1/年	12, 525, 89	11, 204. 17	11, 328. 99	10, 866.06	10, 545. 85	10, 446, 48	10, 494, 71	10, 483. 62	11, 219, 38	12, 136, 32	11, 250	11, 283	10, 685	10, 687	10, 718	10, 741	10, 794	10, 784	10, 807	10, 827	10, 859
	The second second	環境(切断ごみ)	t/年	1,520,17	1, 408, 45	1, 277, 69	1, 303. 22	1,489.09	1, 380, 44	1,111.53	1, 048, 64	1, 168, 10	882, 27	983	958	939	919	903	890	879	866	855	847	840
	未破砕	(215539) O	t/年	402.12	450, 31	422, 66	469.34	709.21	751.36	746.01	858, 47	832, 75	616.30	801	804	809	809	811	813	817	816	818	819	822
	18	入空缶	t/年	11.62	9.44	10.49	6.66	8.21	6, 68	5. 78	4, 28	2.73	1.75	6	6	6.	6	6	6	6	6	6	6.	6
	3	一ブ類	t/年	150.33	223. 74	206.06	156. 93	132.47	113,00	104.83	98. 47	95. 14	115. 92	112	113	113	113	114	114	114	114	115	115	115
		破砕くず鉄 毛布団	t/年	0.00	0.00	0.00	37. 37 4. 80	325.08 12.37	393, 17 16, 47	398.09 19.30	509. 11 19. 76	489. 29 15. 25	472.52 17.96	434	435	438	438	439 17	440 17	442 17	442 17	443 17	18	445 18
	- 1	燃大型市外搬出	1/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		型家電(大型ごみ)	1/年	240.17	217. 13	206.11	263.58	231.08	222.04	218.01	226.85	230.34	8.15	232	233	234	234	235	236	237	237	237	237	238
		搬出量(処理困難物)	t/年	154, 42	162.14	135, 18	145. 72	155.43	139.31	137. 26	146, 63	147.87	162.30	145	145	145	145	145	145	145	144	144	144	145
		乾電池	1/年	66. 10	91.03	70.92	88.57	96.67	86,58	87, 43	98.70	100, 75	111.34	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
	W	型二次電池	1/年	0.00	0,00	0.50	0.68	1.08	1.54	2, 38	1.32	1,73	1.77	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	廰	バッテリー	1/年	0.51	2.95	1.36	0.52	1.41	0.86	1, 15	0.78	0.69	0.98	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	廃	タイヤ(t)	t/年	26, 14	23, 75	28. 26	19.67	14, 79	13, 88	17.05	14,09	15, 37	19.28	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	满	鉄(t)	t/年	24, 80	5, 69	7.95	3.01	0.00	0.00	0,00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100	蛍光管(t)	t/年	11.46	35.09	23. 94	24. 70	34, 26	28.34	26, 63	26, 99	26. 17	26.80	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	3	電4品目(t)	t/年	7. 41	3, 63	2.16	8.53	7.14	8, 05	2, 59	3. 48	3.05	2.07	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		パソコン	t/年	18, 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	ロン	t /年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1. 23 0. 04	0.00	0.00	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃手	18 D.I	t/年 t/年	0.00	0.00	0.09	0.04 26.31	0.08	0.06 158.14	0.03 15.51	18.30	0. 11 29. 21	0.06 27.13	21	21	21	21	21	21	22	21	22	22	22
	廃食用		1/年	0.00	0.00	14. 03	14.66	16, 11	16.78	16, 83	15. 63	18, 48	19.74	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
焼 搬		NA ZEZE	1/年	101, 325, 34	104, 443, 63	103, 070, 61	103, 719.09	105, 201, 24	104, 736, 53	103, 479, 53	102, 350, 98	102, 801, 86	98, 010, 85	103, 344	103, 274	104, 175	103, 867	103, 859	103, 822	104, 079	103, 778	103, 767	103, 764	103, 938
却机	The second second	環境事業所	t/年	39, 695, 23	41, 503, 47	54, 603, 79	56, 266, 56	57, 103, 43	60, 936, 73	62, 183. 39	60, 557, 15	61, 080, 24	58, 019, 45	62, 665	62, 594	19, 581	19, 490	19, 473	19, 449	19, 496	19, 413	19, 399	19, 390	19, 412
理	北部環	境事業所	1/年	61, 630, 11	62, 940, 16	48, 466, 82	47, 452, 53	48, 097, 81	43, 799, 80	41, 296, 14	41, 793, 83	41, 721, 62	39, 991, 40	40, 679	40, 680	84, 594	84, 377	84, 386	84, 373	84, 583	84, 365	84, 368	84, 374	84, 526
	可燃ご	74	t/年	87, 260, 83	91, 921, 35	91, 564, 30	92, 406, 96	93, 840. 84	93, 715, 42	93, 152, 01	92, 118. 67	92, 054, 91	86, 856, 97	92, 629	92, 555	92, 758	92, 469	92, 449	92, 404	92, 623	92, 344	92, 324	92, 310	92, 461
	石	名坂	t/年	38, 175, 06	40, 095. 02	53, 326, 10	54, 963, 34	55, 614, 34	58, 957, 29	60, 179, 86	58, 541, 51	59, 144, 20	56, 093, 52	60, 797	60, 748	24, 122	24, 051	24, 050	24, 039	24, 097	24, 027	24, 024	24, 023	24, 052
	北		1/年	49, 085, 77	51, 826, 33	38, 238, 20	37, 443. 62	38, 226. 50	34, 758, 13	32, 972, 15	33, 577, 16	32, 910, 71	30, 763. 45	31,832	31, 807	68, 636	68, 418	68, 399	68, 365	68, 526	68, 317	68, 300	68, 287	68, 409
	1	渣(藤沢RP)	1/年	4, 856, 36	5, 317. 61	9, 390. 22	9, 199, 71	9, 085. 89	8, 858.11	8, 497, 15	8, 564, 38	8, 962. 64	9, 618. 29	9, 052	9,080	9, 797	9, 798	9, 827	9,848	9, 896	9, 888	9, 909	9, 927	9, 957
		(可燃)	1/年	6, 325, 67	4, 527. 07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	115
	テーブ	石名坂)	t/年 t/年	1,520,17	1, 408, 45	206.06 1,277.69	1, 303, 22	132, 47	1,380.44	1, 111, 53	98, 47 1, 048, 64	95, 14 1, 168, 10	115. 92 882. 27	112 983	113 958	939	113 919	903	114 890	114 879	114 866	115 855	115 847	840
	12 11 11 11	造プラ	1/年	0.00	0.00	278.79	271.38	287. 60	349.94	312.75	258.85	257.04	264.52	290	289	289	288	287	287	287	286	286	286	286
	5 0.00	油残渣	t/年	0.00	0.00	14. 03	14.66	16.11	16.78	16. 83	15. 63	18. 48	19.74	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	可燃手		t/年	0.00	10.08	0.00	26.31	14.84	158.14	15. 51	18.30	29. 21	27.13	21	21	21	21	21	21	22	21	22	22	22
	脱水ケ		t /年	450.85	375.43	339.52	339, 92	334.40	144.70	268. 92	228.04	216.34	226. 01	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241
	テント	ハウス布団等切断	t/年	761, 13	659.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
搬	出量		t/年	14, 101, 55	12, 820, 36	11, 632, 44	11, 391, 88	11, 590, 79	11, 016. 33	11, 173, 26	11,021,74	11, 027, 22	10, 615, 53	11, 248	11, 242	13, 025	12, 988	12, 988	12, 984	13,016	12, 980	12, 979	12, 979	13, 001
	灰溶融		t/年	12, 298, 12	12, 772, 64	11, 535. 70	-	11, 487, 83	10, 920. 87	11,079.77	10, 925, 41	10, 932, 17	10, 532, 40	11, 150	11, 144	12, 995	12, 958	12, 958	12, 954	12, 986	12, 950	12, 949	12, 949	12, 971
	100	湿灰	1/年	2, 045, 74	2, 876, 94	4, 202, 18	U 1000 1000 1000 1000	4, 146, 48	3, 903, 98	4, 276. 92	3, 892, 72	3, 867. 54	3, 752. 84	4, 073	4, 069	1, 273	1, 267	1, 265	1, 264	1, 267	1, 262	1, 261	1, 260	1, 262
	1	却不燃物	1/年	1, 184, 70	1, 024. 31	1, 503. 62	1, 372, 78	1,537.56	1, 485. 34	1, 356, 19	1,479,30	1,344.36	1, 210. 47	1,431	1, 429	447	445	445	444	445	443	443	443	443
	1	却灰	1/年	9, 067, 68	8, 871, 39	5, 829. 90	5, 784, 80	5, 803. 79	5, 525, 30	5, 420. 94	5, 458. 88	5, 495, 84	5, 417, 42	5, 422	5, 422	11, 275	11, 246	11, 247	11, 246	11, 274	11, 244	11, 245	11, 246	11, 266
		(諸数値卸灰(市外費出分) メント	t/年 t/年	0.00 1,758.18	0.00	0.00	0.00	0.00	6, 25 0, 00	25. 72 0. 00	94, 51	224, 43 0.00	151.67	225	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		化灰	1/年	663, 36	0.00	0.00	10000000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
	1	却灰	t/年	1, 094, 82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却磁	10.0010	t/年	45. 25	47.72	96. 74	2 2712713	102.96	95.46	93. 49	96.33	95. 05	83. 13	98	97	30	30	30	30	30	5.0	30	30	30
	10000	者処分	t/年	45. 25	47.72	96.74	112.54	102.96	95.46	93. 49	96.33	95. 05	83.13	98	97	30	30	30	30	30	30	30	30	30
最易	終処分量		t/年	195.12	198, 74	270.56		304. 27	251, 10	113.50	190.45	360, 75	110.33	246	247	248.	248	248	249	250	249	250	250	251
処	不燃ガ		t/年	0.00	0.00	23. 48	6. 73	9.39	12, 33	7.81	5, 53	8.24	10.63	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分	直接埋	立量	t/年	195, 12	198, 74	247.08	192. 20	294. 88	238.77	105.69	184.92	352.51	99.70	237	238	239	239	239	239	240	240	240	241	241
最終發	5分率	j.	96	0.14	0, 14	0.19	0.14	0.21	0.18	0.08	0.14	0. 26	0.08	0.18	0.18	0.18	0, 18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18

表 3 ごみ排出量の将来予測(排出抑制なし)③

	項目 単位 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成27年度 平成29年度 平成29年度 平成29年度 平成30年度 令和3年度 令和3年度 令和5年度 令和5年度 令和5年度 令和5年度 令和5年度 令和5年度 令和6年度 令和6年度 令和6年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 章 直接資源化量 t/年 32,120.60 32,431.45 32,213.58 31,691.86 31,899.45 31,205.24 30.974.75 30,865.78 30,955.70 32,013.05 30,649 30,649 30,649 30,449 30,448 30,373 30,339 30,312 30,322																						
	項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	學成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資直	<b>接資源化量</b>	t/年	32, 120. 60	32, 431, 45	32, 213, 58	31, 691. 86	31, 899, 45	31, 205, 24	30, 974, 75	30, 865, 78	30, 955. 70	32, 013. 05	30, 724	30, 649	30, 667	30, 536	30, 499	30, 449	30, 488	30, 373	30, 339	30, 312	30, 322
源	新聞	t/年	2, 916, 79	2, 698, 56	2, 712, 90	2, 516, 56	2, 399, 12	2, 202, 31	2, 054, 93	1, 814, 62	1, 607, 33	1, 295, 21	1,814	1,810	1, 810	1,802	1, 801	1, 799	1,801	1, 794	1, 791	1, 790	1, 790
10	雑誌	t/年	5, 646, 48	4, 633, 61	4, 569, 95	4, 376, 28	9, 941, 13	9,548.74	9, 291. 35	9, 124, 20	9, 028. 09	8, 768, 39	9, 087	9,063	9, 071	9, 031	9,018	9,005	9,017	8, 982	8, 972	8,965	8, 967
	雑紙	t/年	4, 564, 36	5, 759, 43	5, 653, 69	5, 582.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ポール	t/年	3,698.59	3, 759. 23	3, 840, 02	3, 829. 23	3, 849, 49	3, 823, 13	3, 761.92	3, 784, 38	3, 865.55	4, 489, 24	3, 778	3, 770	3, 771	3, 756	3, 750	3,744	3, 749	3, 734	3, 731	3, 728	3, 729
	缶	1/年	1,341,36	1, 361.70	1, 272, 10	1, 251, 23	1, 232, 91	1, 206, 69	1, 219. 98	1, 216, 52	1, 236, 43	1, 358. 98	1,216	1, 213	1, 214	1, 208	1, 208	1, 204	1, 206	1, 203	1, 201	1_199	1, 201
	ピン	t/年	3, 078, 61	3, 164, 78	3, 165, 88	3, 122. 12	3, 154. 16	3, 065. 96	3,056.03	2, 932, 19	2, 916. 83	3, 139, 55	2,949	2,941	2, 943	2,930	2,927	2, 921	2,925	2,915	2,912	2,909	2,910
	布	t/年	2, 334, 71	2, 191.94	2, 089, 38	2, 139, 21	2, 103, 82	1, 998. 59	2,035.91	2, 082. 90	2, 154, 45	2, 467, 83	2,077	2,071	2,073	2,065	2.061	2,059	2,061	2,053	2, 051	2,049	2,050
	牛乳パック	t/年	193, 60	186, 01	189. 21	176.75	184.83	181.91	174.81	178, 14	179.31	193.06	176	176	175	175	176	174	175	175	175	173	174
	廃食用油	t/年	130, 49	168, 28	192.87	202.05	207. 90	209.45	212.18	224, 23	245.60	222 61	225	226	225	225	224	224	223	223	223	222	223
	商品ブラスチック	t/年	4. 23	97, 15	70. 70	71.79	83. 09	80.07	76.32	80.72	91.95	107.17	83	82	82	82	82	82	83	81	81	81	81
	ベットボトル	t/年	1, 159, 42	1, 208. 71	1, 195, 22	1, 209. 42	1, 288. 23	1, 372. 65	1,362.50	1, 578, 90	1, 597. 98	1, 582. 74	1,503	1,500	1,500	1.494	1, 493	1,490	1, 491	1,486	1, 484	1,483	1,483
	その他容器包装	t/年	6, 731.51	6, 857. 20	6, 902. 19	6, 813. 19	6, 962. 42	7, 037, 13	7, 235, 22	7, 344, 80	7, 528. 21	7, 876. 04	7, 320	7, 301	7, 306	7, 275	7, 265	7, 254	7, 264	7, 236	7, 228	7, 222	7, 224
	剪定枝(コール制)	t/年	125.62	111.19	89. 77	99.96	120.63	109.97	115.24	115.03	106.02	110.44	113	113	114	113	113	113	113	112	112	112	112
	剪定枝(石坂持込分)	t/年	194, 83	233.66	268, 36	299.16	369.32	366, 22	373.12	381.59	391.08	399.42	377	377	377	374	375	374	374	373	372	373	372
	使用済み小型家電	t/年	0.00	0,00	1, 34	2.88	2.41	2.42	5. 24	7.56	6.87	2.37	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
中	首処理後資源化量	t/年	15, 697, 20	14, 406, 42	13, 761, 34	13, 363. 91	13, 618. 10	13, 112, 82	13, 276, 08	13, 292, 94	13, 362, 01	12, 974, 61	13, 475	13, 476	15, 273	15, 236	15, 242	15, 243	15, 286	15, 248	15, 252	15, 256	15, 285
	破砕磁性物	1/年	1,343,86	1, 359, 49	1,839.96	1, 585, 28	1, 384, 72	1,398.54	1,415.96	1, 477, 39	1,571.62	1, 831, 96	1,490	1,495	1,504	1,504	1,508	1,512	1,519	1,518	1,521	1,524	1,528
	破砕アルミ	t/年	0.00	0.00	72, 34	74.34	65. 85	59, 59	45. 68	33, 81	25, 56	26.74	48	48	48	48	48	49	49	49	49	49	49
	砂入空缶	t/年	11.62	9.44	10.49	6.66	8. 21	6.68	5. 78	4. 28	2.73	1.75	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	未破砕くず鉄	t/年	0.00	0,00	0.00	37.37	325.08	393.17	398.09	509.11	489. 29	472.52	434	435	438	438	439	440	442	442	443	444	445
	羽毛布団	t/年	0.00	0.00	0.00	4_80	12.37	16.47	19.30	19.76	15. 25	17.96	17	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18
	小型家電 (大型ごみ)	t/年	240, 17	217. 13	206, 11	263.58	231.08	222.04	218.01	226.85	230.34	8.15	232	233	234	234	235	236	237	237	237	237	238
	不燃大型市外搬出	t/年	0,00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0_00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	燒却磁選物 (業者処分)	t/年	45. 25	47.72	96. 74	112.54	102.96	95.46	93. 49	96. 33	95. 05	83. 13	98	97	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	灰溶融	t/年	12, 298, 12	12, 772, 64	11, 535. 70	11, 279. 34	11, 487, 83	10, 920, 87	11, 079. 77	10, 925. 41	10, 932, 17	10, 532. 40	11, 150	11, 144	12, 995	12, 958	12,958	12, 954	12,986	12, 950	12, 949	12, 949	12, 971
	加湿灰	t/年	2,045.74	2, 876. 94	4, 202. 18	4, 121, 76	4, 146. 48	3, 903. 98	4, 276, 92	3, 892, 72	3, 867, 54	3, 752. 84	4, 073	4, 069	1, 273	1, 267	1, 265	1, 264	1, 267	1, 262	1, 261	1, 260	1, 262
	燒却不燃物	t/年	1, 184, 70	1, 024, 31	1, 503, 62	1, 372. 78	1,537.56	1, 485. 34	1, 356, 19	1, 479, 30	1, 344, 36	1, 210. 47	1, 431	1, 429	447	445	445	444	445	443	443	443	443
	燒却灰	t/年	9, 067, 68	8, 871, 39	5, 829, 90	5, 784, 80	5, 803. 79	5, 525, 30	5, 420. 94	5, 458, 88	5, 495. 84	5, 417, 42	5, 422	5, 422	11, 275	11, 246	11, 247	11, 246	11, 274	11, 244	11, 245	11, 246	11, 266
	他市施設總起灰(市外搬出分)	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	6.25	25. 72	94.51	224, 43	151_67	225	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エコセメント	t/年	1, 758, 18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0_00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固化灰	t/年	663, 36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0_00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	燒却灰	t/年	1, 094. 82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	サイクル展示場	t/年	81, 92	74. 62	58, 28	39, 66	32. 28	28.90	28, 04	19.52	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1000	ごみコンポスト	t/年	5, 490, 84	5, 566.00	5, 644. 17	5, 715, 57	5, 771, 62	5, 789, 47	5, 852. 84	5, 896, 39	5, 944, 41	6, 022. 41	1, 126	1,170	1, 213	1, 257	1, 301	1, 344	1,388	1,431	1, 475	1,519	1, 562
935	理图戦物	t/年	154.42	162.14	135, 18	145. 72	155. 43	139, 31	137. 26	146. 63	147. 87	162, 30	145	145	145	145	145	145	145	144	144	144	145
	廃乾電池 小型三次等池	1/年	66, 10	91.03	70. 92	88.57	96. 67	86.58	87, 43	98, 70	100.75	111.34	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
	小型二次電池	t/年 t/年	0.00	0,00 2.95	0.50 1.36	0.68	1.08	0.86	2.38	0.78	1.73 0.69	0.98	2	2	2	- 2	2	2	2	2	2	2	- 2
	廃バッテリー 廃タイヤ	1/年	26.14	23.75	28. 26	19.67	1.41	13.88	1.15	14.09	15. 37	19. 28	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	m 44	t/年	24, 80	100023083	A. C. S. C. L.	3.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0			0	0	.0	0	0
	廃蛍光管	t/年	11, 46	2000 257 57	12.10.1.11.11	24.70	34. 26	28.34	26. 63	26.99	26, 17	26.80	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	家電4品目	t/年	7.41	1 2211-521		8.53	7.14	8.05	2.59	3.48	3_05	2.07	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	廃パソコン	t/年	18.00			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン	t/年	0.00		100000000000000000000000000000000000000	0.00	0.00	0.00	0.00	1. 23	0.00	0.00	0	0	0	0	0	.0	0	0	0	0	0
	鉛	t/年	0,00			0.04	0.08	0.06	0.03	0, 04	0.11	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	交熔融+エコセメント除く)	t/年	39, 488. 68			39, 677, 38	39, 989, 05	82, 086, 10	82, 843. 25	82, 691, 96	83, 294, 44	67, 810, 31	34, 175	34, 150	34, 158	34, 071	34, 084	34, 082	34, 176	34, 103	34, 117	34, 138	34, 199
合計		t/年	53, 544, 98	52, 640. 63	51, 812, 55	50, 956, 72	51, 476, 88	93, 006. 97	93, 923, 02	93, 617, 37	94, 226, 61	78, 342. 71	45, 325	45, 295	47, 153	47, 029	47, 042	47, 036	47, 162	47, 052	47, 066	47, 087	47, 169
黄源化率	(1) (反爆験+エコセメント除く) ※	96	25.3	1 1 1 1 1 1 1	25, 1	24.7	24.5	24. 2	24, 2	24. 4	24.3	25, 9	24.2	24.1	24, 1	24. 1	24, 1	24. 1	24.0	24, 0	24, 0	24, 0	24, 0
		96	25. 2	-		24. 6	24.4	24. 1	24.1	24. 3	24. 2	25. 8	24.1	24.0	24.0	24. 0	24.0	24. 0	23.9	23. 9	23.9	23. 9	23.9
資源化	車(Ⅱ)※	96	35.9	1000000	2.444.21	33.0	32.8	32.2	32.4	32, 5	32.4	33. 9	32.4	32.4	33.6	33. 6	33.6	33. 6	33.6	33.5	33.5	33.5	33.5
40.00	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96	35.8		The second second second	32.9	32.7	32.1	32.3	32.4	32.3	33. 7	32.3	32.3	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33, 4	33.4	33.4	33.4
11 11 11 11 11 11	理量(集団回収量含む)	t/年	133, 018. 93		-	137, 258, 74	139, 454, 18	138, 467, 32	137, 294, 47	136, 367, 71	137, 533, 27	133, 530, 98	137, 112	136, 978	137, 253	136, 816	136, 781	136, 700	137,010	136, 592	136, 554	136, 530	136, 722
	クル率 R 理量 (集団の基本まず)	96	36.1	34. 1	33.6	32.9	32.8	32.0	32.2	32.4	32.2	33.7	32.2	32.2	33.5	33. 5	33.4	33.4	33.4	33.4	33.4	33.4	33.4
	理量(集団回収量含まず)	t/年				113, 991, 49	116, 297, 74	116, 150, 47	115, 411.04	114, 929, 81	116, 207, 73	111, 488, 94	115, 707	115, 626	115, 889	115, 542	115, 534	115, 488	115, 770	115, 432	115, 417	115, 414	115, 597
	クル率 R'	96	43.8	41.2	40.5	39.5	39, 1	38. 2	38.3	38. 4	38.1	40. 4	38. 2	38. 2	39.6	39.6	39. 6	39. 6	39.5	39. 5	39, 5	39. 5	39.5
参考数	: 旧計画と同様の計算方法にて算 値	出した数量	1、下段:本計畫	の計算方法(発	<del>注</del> 游覧初を除く)	にて異面して数値																	
	3種 〈協定締結事業者による直接資源化〉	t/年	2, 445. 00	1, 984. 00	1, 934, 00	2, 481, 12	3,521.05	7, 003, 49	8, 883, 15	10, 110, 58	12, 662, 25	12, 313, 64											
100000000000000000000000000000000000000	(協定締結事業者による直接資源化)	t/年	0.00	(C. 174.) (C. 177.)		0.00	8. 22	6.65	6.41	17, 45	27. 27	40.64											
100	The state of the s							1 1000	7.5	VA.1055	1000	9140.6 G											

## 表 4 ごみ排出量の将来予測(排出抑制あり)①

	r	- 1	- 1						-											123			
		人口	413, 826	416, 756	418, 269	419, 916	423, 894	426, 678	428, 837	431, 286	434, 568	436, 832	437, 692	438, 551	439, 411	440, 271	441, 131	441,719	442, 306	442, 894	443, 481	444, 068	443, 925
		日数	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
T.	16 8		平成23年度	国动34年申	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	學成31年度	令和2年度	A NOTICE BY	- September	令和5年度	Ances	A-60707-00	-0-500 tr #s	令和9年度	A-6010 (C.M.)	令和11年度	di South for the	A-601245-89
家庭系	州 日	単位 1/年	102, 287, 59	平成24年度 103,421,86	101,826.81	101, 184, 20	102, 379, 92	101,815.82	100, 674, 19	100,271.51	102,701.15	104, 322. 59	令和3年度 101,322	令和4年度 101,061	100,921	令和6年度 100,573	令和7年度 100,349	令和8年度	99,979	令和10年度 99,638	99,410	令和12年度 99, 188	令和13年度 99,015
可燃	Z#	1/年	57, 324. 21	58, 414, 79	57, 514, 87	57, 738. 82	58, 243, 46	58, 465. 57	57, 692. 09	57, 057. 29	58, 262, 17	58, 519. 56	57, 755	57, 502	57, 248	56, 995	56, 741	56, 488	56, 234	55, 981	55, 727	55, 474	55, 221
	収集量	1/年	57, 204, 17	58, 211, 57	57, 330. 36	57, 551, 69	58, 008, 21	58, 172, 02	57, 565. 27	56, 939. 55	58, 008, 58	58, 383, 89	57, 504	57, 251	56, 999	56, 747	56, 494	56, 242	55, 990	55, 737	55, 485	55, 233	54, 980
	食品ロス	1/年	( <del>-</del> 8	- <del>- 55</del> 6 - 8	- <del></del>		177	6 9 <del>50</del>	3, 404, 56	4, 905. 69	5, 351, 70	4, 620, 05	4, 484	4, 427	4, 369	4, 311	4, 253	4, 196	4, 138	4,080	4, 022	3,965	3, 907
	直接搬入量 (石名坂)	t/年	119.25	202, 40	183. 77	186.93	234_94	293.52	126.62	117.72	215.04	60. 27	213	212	212	211	210	209	208	207	207	205	204
	直接搬入量(石名版・許可引館等)	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	38. 54	75, 40	38	38	37	37	37	37	37	37	36	36	36
不燃	直接搬入量(北部)	1/年	0, 79 8, 737, 90	0, 82 8, 538, 92	0, 74 8, 711, 63	0. 20 8, 556, 55	0.31 8,944.53	0.03 8.886.74	0. 20 8, 766, 32	0. 02 8, 901. 80	9, 765, 72	0.00	9, 224	9, 213	9, 202	9, 191	9, 180	9, 169	9, 158	9, 147	9, 136	9,125	9,114
17.300	収集量	1/年	7, 643.06	7, 267, 15	7, 187, 60	7, 067, 48	7, 250, 62	7, 111, 20	7, 201. 23	7, 283, 48	7, 700. 86	8, 383, 27	7,547	7, 538	7, 529	7,520	7,511	7, 502	7, 493	7, 484	7, 475	7, 466	7, 457
	破砕対象物 RP	1/年	7, 643. 05	7, 267, 15	7, 187, 60	7, 067, 48	7, 250, 62	7, 111. 20	7, 201. 23	7, 283, 48	7, 700. 86	8, 383, 27	7,547	7,538	7, 529	7,520	7,511	7, 502	7, 493	7, 484	7, 475	7, 466	7, 457
	特定処理品目 藤沢	1/年	334, 24	401.53	354.51	355. 94	333.46	307.82	295. 16	293, 25	294.04	329.64	302	302	301	301	300	300	300	299	299	299	298
	直接搬入量(大型ごみ含む)	1/年	1,094.85	1, 271. 77	1, 524, 03	1, 489, 07	1,693,91	1,775.54	1,565,09	1,618.32	2, 064, 86	1, 628, 18	1,677	1,675	1,673	1,671	1,669	1,667	1, 665	1, 663	1, 661	1, 659	1,657
	破砕対象物	t/年	923.39	1,081.34	1, 288. 78	1, 312. 19	1,406.31	1,555.59	1, 464, 39	1, 436, 18	1,592.08	1, 147. 99	1,359	1,357	1, 355	1,353	1,351	1, 351	1,349	1, 347	1, 345	1, 344	1,342
	破砕対象物(許可引越等)	1/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0.00	0.00	0.00	173.12	397. 25	134	134	134	134	134	133	133	133	133	133	133
	直接埋立対象物	1/年	171.46	190. 43	235. 25	176.88	287. 60	219.95	100.70	182, 14	299.66	82.94	184	184	184	184	184	183	183	183	183	182	182
	・特別大型ごみ ごみ (持ち込み・大型ごみ含む)	t/年 t/年	3, 619. 80 485. 08	3, 548, 20 488, 50	3, 017, 97 368, 76	2, 825, 48 371, 49	2, 854, 68 437, 80	2, 824, 06 434, 21	2,867.08 373.95	3, 038. 59 408. 05	3, 130. 52 587. 04	3, 363, 06 409, 53	3, 123 456	3, 147 457	3, 176 459	3, 187 459	3, 206 460	3, 221	3, 245 462	3, 249 462	3, 263 462	3, 275 463	3, 291
1000000	収集量	1/年	32, 120, 60	32, 431, 45	32, 213, 58	31, 691, 86	31, 899, 45	31, 205, 24	30, 974, 75	30, 865, 78	30, 955, 70	32, 018, 99	30, 764	30, 742	30, 836	30, 741	30, 761	30, 765	30, 879	30, 799	30, 821	30, 851	30, 925
20.00	直接収集量	1/年	31, 925, 77	32, 197, 79	31, 943, 88	31, 389, 81	31, 527, 73	30, 836, 60	30, 596, 39	30, 476, 63	30, 557, 75	31, 611, 26	30, 381	30, 359	30, 450	30, 358	30, 377	30, 381	30, 494	30, 416	30, 438	30, 466	30, 540
	新聞	t/年	2, 916, 79	2, 698. 56	2, 712. 90	2, 516. 56	2, 399, 12	2, 202, 31	2, 054, 93	1, 814, 62	1, 607. 33	1, 295. 21	1,818	1,817	1,822	1,816	1,819	1,820	1, 828	1, 823	1,823	1,826	1,830
	PR SE	t/年	5, 646, 48	4, 633, 61	4, 569. 95	4, 376. 28	9, 941. 13	9, 548, 74	9, 291. 35	9, 124, 20	9, 028. 09	8, 768. 39	9, 101	9,090	9, 118	9, 087	9,089	9,090	9, 122	9,096	9, 101	9, 109	9, 128
	唯紙	1/年	4, 564, 36	5, 759, 43	5, 653, 69	5, 582. 02	0,00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0	0	0	0.	0	0	0	0	0	0	0
	段ポール	1/年	3, 698, 59	3, 759, 23	3, 840. 02	3, 829. 23	3, 849, 49	3, 823. 13	3, 761, 92	3, 784, 38	3, 865, 55	4, 489. 24	3, 779	3, 771	3, 773	3, 758	3, 753	3, 748	3, 754	3, 739	3, 737	3, 734	3, 736
	牛乳バック	1/年	193.60	186.01	189. 21	176.75	184.83	181.91	174.81	178.14	179.31	193.06	178	180	182	184	187	187	191	193	195	195	199
	ф ф	1/年	2, 334, 71 1, 341, 36	2, 191, 94 1, 361, 70	2, 089. 38 1, 272. 10	2, 139. 21 1, 251. 23	2, 103. 82 1, 232. 91	1, 998. 59 1, 206. 69	2, 035. 91 1, 219. 98	2, 082, 90 1, 216, 52	2, 154, 45 1, 236, 43	2, 467. 83 1, 358. 98	2, 082 1, 216	2, 082 1, 213	2, 092 1, 214	2, 089 1, 208	2, 091 1, 208	1, 204	2, 106 1, 206	1, 203	2, 107 1, 201	2,111 1,199	2, 120 1, 201
	商品ブラ(搬入)	1/年	4. 23	97.15	70. 70	71. 79	83. 09	80.07	76. 32	80.72	91. 95	107, 17	84	92	104	112	122	132	144	150	159	169	179
	ピン	1/年	3, 078, 61	3, 164, 78	3, 165. 88	3, 122, 12	3, 154, 16	3, 065. 96	3, 056. 03	2, 932, 19	2, 916. 83	3, 139, 55	2,949	2, 941	2,943	2, 930	2, 927	2, 921	2, 926	2, 915	2, 913	2,910	2,911
	廃食用油	t/年	130, 49	168, 28	192, 87	202.05	207.90	209, 45	212, 18	224. 23	245.60	222.61	225	226	225	225	224	224	223	223	223	222	223
	PETボトル (直営収集)	1/年	1, 159, 42	1, 208, 71	1, 195, 22	1, 209, 42	1, 288, 23	1, 372. 65	1, 362.50	1,578.90	1,597,98	1, 582. 74	1,504	1,501	1,502	1,497	1,496	1, 494	1, 496	1, 491	1,490	1,489	1,490
	その他ブラ容器	1/年	6, 731.51	6, 857. 20	6, 902, 19	6, 813, 19	6, 962, 42	7, 037. 13	7, 235, 22	7, 344. 80	7, 528. 21	7, 876, 04	7, 333	7, 331	7, 359	7, 339	7, 347	7, 352	7, 386	7, 369	7, 378	7, 389	7, 412
	剪定枝(コール制)	t/年	125, 62	111.19	89. 77	99.96	120.63	109.97	115.24	115.03	106.02	110.44	113	113	114	113	113	113	113	112	112	112	112
	剪定枝(石名板搬出分) 使用済み小型家電	t/年	194.83	233.66	268.36	299.16 2.88	369, 32 2, 41	366. 22 2. 42	373. 12 5. 24	381.59 7.56	391.08 6.87	399. 42 8. 31	377	377	377 8	374	375	374	374	373	372	373	372 12
事業系	使用蔣矽小至家電	1/年	31, 368, 50	34, 768, 01	1. 34 35, 263. 15	35, 912, 47	36, 910, 34	36, 459, 98	36, 428, 97	35, 932, 56	34, 669. 97	29, 002, 23	35, 525	35, 466	35, 513	34, 332	34, 293	34, 259	34, 321	34, 198	34, 173	34, 149	34, 219
可燃	ごみ	1/年	29, 936, 62	33, 506, 56	34, 049, 43	34, 668, 14	35, 597, 38	35, 249, 85	35, 459, 92	35,061.38	33, 792, 74	28, 337, 41	34, 741	34, 708	34, 775	33, 615	33, 593	33, 573	33, 646	33, 537	33, 522	33, 507	33, 585
(1000)	収集量	1/年	26, 029, 39	28, 401, 86	29, 670, 05	30, 362, 73	31, 144, 64	31, 146. 51	31, 231, 02	30, 910, 00	29, 891. 54	24, 791, 64	30, 831	30, 831	30, 916	29, 906	29, 906	29, 906	29, 988	29, 906	29, 906	29, 906	29, 988
	食品ロス	1/年	(2 <del>1-2</del> 8	==		1 <del>7.5</del> 1	100		1, 779.00	1, 700.00	1,579.00	1, 324.00	1,623	1,621	1, 624	1,505	1,386	1, 267	1,149	1,030	912	793	795
	直接搬入量	1/年	3, 907. 23	5, 104, 70	4, 379, 38	4, 305, 41	4, 452, 74	4, 103. 34	4, 228. 90	4, 151. 38	3, 901, 20	3, 545. 77	3,910	3, 877	3, 859	3, 709	3, 687	3, 667	3, 658	3, 631	3, 616	3, 601	3, 597
不燃	<i>₹</i> #	1/年	396, 79	341.50	304, 79	312.60	261, 67	263.90	231, 47	230, 59	296, 17	192.08	257	257	258	257	257	257	258	257	258	258	258
	直接搬入量 破砕対象物	t/年	396. 79 373. 13	341.50 333.19	304. 79 292. 96	312.60 297.28	261.67 254.39	263.90 245.08	231. 47 226. 48	230. 59 227. 81	296. 17 243. 32	192.08 175.32	257 241	257 241	258	257 241	257 241	257 241	258 242	257 241	258 242	258 242	258 242
	直接埋立対象物	1/年	23. 66	8, 31	11. 83	15.32	7. 28	18.82	4.99	2, 78	52, 85	16.76	16	16	242	16	16	16	16	16	16	16	16
切断	ごみ(持ち込み)	1/年	1, 035, 09	919. 95	908. 93	931.73	1,051.29	946.23	737.58	640.59	581.06	472.74	527	501	480	460	443	429	417	404	393	384	376
CARLES .	ル展示場	1/年	81.92	74.62	58. 28	39.66	32. 28	28.90	28. 04	19.52	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみコ	レポスト	1/年	5, 490, 84	5, 566, 00	5, 644, 17	5, 715, 57	5,771.62	5, 789. 47	5, 852.84	5, 896, 39	5, 944, 41	6, 022, 41	1, 126	1,170	1, 213	1, 257	1, 301	1,344	1,388	1, 431	1, 475	1,519	1,562
ごみ排出		t/年	133,656.09	138, 189, 87	137, 089, 96	137, 096, 67	139, 290. 26	138, 275, 80	137, 103, 16	136, 204, 07	137, 371. 12	133, 324, 82	136, 847	136, 527	136, 434	134, 905	134, 642	134, 363	134, 300	133, 836	133, 583	133, 337	133, 234
ごみ発生	1	t/年	139, 228. 85	143, 830, 49	142, 792. 41	142, 851, 90	145, 094, 16	144, 094, 17	142, 984. 04	142, 119, 98	143, 315, 53	100000000000000000000000000000000000000	137, 973	137, 696	137, 647	136, 161	135, 942	135, 707	135, 688	135, 268	135, 058	134, 856	134, 797
産廃	DWA II - SARAH	t/年	39, 75	43, 29	48, 78	40.77	57, 78	48, 59	18.61	11. 35 net 22	0.00	0,00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	THE RESERVE OF THE PERSON OF T	g/人・日	882, 45 919, 24	908. 45 945. 53	897, 96 935, 31	894_48 932_03	897. 81 935. 22	925. 24	875. 92 913. 49	865, 23 902, 81	863. 69 901. 06	836, 19 873, 96	856. 60 863. 64	852.92 860.22	848. 34 855. 88	839. 49 847. 31	836. 22 844. 30	833.37 841.71	829. 60 838. 18	827. 91 836. 76	825. 24 834. 36	822, 64 832, 01	820. 02 829. 64
100	日当たり家庭系ごみ排出量	7000	675.34	679.89	666. 98	660.17	659.90	653.77	643.18	636. 97	645, 71	654.29	634.23	631.35	627, 53	625.85	623. 23	620.89	617.59	616.36	614.13	611. 95	609.41
単		E/人・日	670, 38	695, 25	686.96	687.71	692.20	687.51	678.03	669.16	669.06	635.37	664.03	660, 87	656.60	648. 19	645.17	642.55	638.86	637.39	634, 84	632.31	629.69
2.00		E/人・日	463.27	466, 69	455. 98	453.40	454. 29	453.39	445. 29	440. 90	451, 08	453.47	441.66	439.30	435.79	434.55	432. 18	430.07	426.85	425.84	423.73	421.62	419.08
181	当たり事業系ごみ発生量	t/B	85. 71	95. 25	96, 61	98.39	100.85	99.89	99.81	98.45	94. 73	79.46	97. 33	97, 17	97.03	94.06	93. 95	93.86	93. 77	93.70	93, 63	93, 56	93, 50
																		•					

表 5 ごみ排出量の将来予測(排出抑制あり)②

	頂目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
破撤		t/年	13, 442, 38	13, 084, 87	13, 219, 18	12, 967, 72	13, 419, 01	13, 307, 89	13, 062, 02	13, 198, 34	14, 170, 15	14, 561, 26	13, 621	13, 609	13,610	13, 588	13,581	13, 572	13,576	13, 554	13, 548	13, 541	13, 539
辞	RP蘇沢(桐原含む)	t/年	11, 922, 21	11, 676, 42	11, 941, 49	11, 664, 50	11, 929, 92	11, 927, 45	11, 950, 49	12, 149, 70	13, 002, 05	13, 678. 99	12,638	12, 651	12, 671	12, 669	12, 678	12, 682	12,697	12, 688	12, 693	12, 694	12, 699
別	石名坂(切断ごみ)	1/年	1,520.17	1, 408, 45	1, 277. 69	1, 303, 22	1,489.09	1, 380, 44	1, 111, 53	1, 048, 64	1, 168, 10	882.27	983	958	939	919	903	890	879	866	855	847	840
搬	出量	t/年	14, 602, 60	13, 235. 15	13, 178, 55	12, 825, 31	12, 930, 53	12, 892, 51	12, 521, 85	12,571.29	13, 415, 79	13, 844, 06	13, 308	13, 295	12, 634	12, 613	12,604	12, 595	12,598	12, 577	12,570	12, 563	12, 562
	破砕量	t/年	12, 525, 89	11, 204, 17	11, 328, 99	10, 866. 06	10, 545. 85	10, 446, 48	10, 494, 71	10, 483, 62	11, 219, 38	12, 136. 32	11, 334	11, 345	10, 701	10, 700	10, 707	10, 711	10, 723	10, 716	10, 720	10, 721	10, 726
	石名坂環境(切断ごみ)	1/年	1,520.17	1,408.45	1, 277, 69	1, 303. 22	1, 489. 09	1, 380, 44	1, 111.53	1, 048, 64	1, 168. 10	882. 27	983	958	939	919	903	890	879	866	855	847	840
	未破砕週別	t/年	402.12	450. 31	422.66	469.34	709. 21	751.36	746.01	858, 47	832.75	616.30	808	809	810	810	810	811	811	811	811	811	812
	砂入空缶	t/年	11.62	9.44	10.49	6.66	8. 21	6. 68	5, 78	4, 28	2.73	1.75	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	テープ質	t/年	150.33	223. 74	206.06	156.93	132.47	113.00	104.83	98.47	95. 14	115.92	113	113	113	113	114	114	114	114	114	114	114
	未破砕くず鉄	t/年	0.00	0.00	0.00	37.37	325.08	393.17	398.09	509.11	489. 29	472.52	437	438	439	439	439	439	439	439	439	439	440
	羽毛布団	t/年	0.00	0.00	0.00	4.80	12.37	16, 47	19, 30	19.76	15. 25	17.96	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	不燃大型市外撤出	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	-0	0
	小型家電 (大型ごみ)	t/年	240.17	217.13	206.11	263.58	231.08	222.04	218.01	226.85	230.34	8.15	234	234	235	235	235	235	235	235	235	235	235
	未破砕撤出量(処理困難物)	t/年	154, 42	162.14	135. 18	145. 72	155.43	139.31	137, 26	146, 63	147.87	162, 30	145	145	146	145	145	145	146	146	146	146	146
	廃乾電池	1/年	66, 10	91, 03	70. 92	88.57	96. 67	86.58	87.43	98, 70	100.75	111, 34	94	94	94	94	94	94	95	94	94	95	95
	小型二次電池	1/年	0.00	0.00	0.50	0.68	1,08	1.54	2.38	1.32	1,73	1.77	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	廃バッテリー	t/年	0.51	2. 95	1.36	0.52	1.41	0.86	1.15	0, 78	0.69	0.98	1	1	- 1	1	1	1.	1	1	1	- 1	1
	廃タイヤ(t)	t/年	26, 14	23. 75	28. 26	19.67	14. 79	13.88	17, 05	14.09	15. 37	19. 28	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	厝鉄(t)	t/年	24. 80	5.69	7.95	3.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃蛍光管(t)	t/年	11.46	35.09	23, 94	24.70	34. 26	28.34	26, 63	26.99	26. 17	26.80	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
	家電4品目(t)	1/年	7.41	3.63	2.16	8.53	7.14	8.05	2.59	3.48	3.05	2.07	5	5	5	5	.5	5	5	5	5	5	5
	廃パソコン	t/年	18.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0.00	0.00	1.23	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翰	t/年	0.00	0.00	0.09	0.04	0.08	0.06	0.03	0.04	0.11	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃手選別	t/年	0.00	10.08	0.00	26.31	14. 84	158, 14	15. 51	18.30	29. 21	27, 13	-21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
40.00	廃食用油残渣	t/年	0.00	0.00	14. 03	14.66	16. 11	16, 78	16, 83	15, 63	18, 48	19. 74	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
焼 搬		1/年	101, 325. 34	104, 443, 63	103, 070, 61	103, 719. 09	105, 201, 24	104, 736, 53	103, 479, 53	102, 350. 98	102, 801, 86	98, 010. 85	103, 285	102, 983	103, 453	102, 018	101, 733	101, 450	101, 271	100, 888	100, 613	100, 337	100, 160
却処理	石名板環境事業所	1/年	39, 695, 23	41,503.47	54, 603. 79	56, 266, 56	57, 103. 43	60, 936, 73	62, 183, 39	60, 557, 15	61, 080. 24	58, 019. 45	62,585	62, 356	19, 304	19, 168	19,046	18, 927	18,811	18, 692	18, 575	18, 462	18, 350
埋	北部環境事業所	t/年	61, 630, 11	62, 940. 16	48, 466. 82	47, 452. 53	48, 097. 81	43, 799. 80	41, 296, 14	41, 793.83	41, 721, 62	39, 991, 40	40, 699	40, 627	84, 150	82, 850	82, 687	82, 523	82, 460	82, 197	82, 037	81, 875	81,810
	可燃ごみ	1/年	87, 260, 83	91, 921, 35	91, 564, 30	92, 406. 96	93, 840. 84	93, 715, 42	93, 152. 01	92, 118. 67	92, 054, 91	86, 856, 97	92, 496	92, 210	92, 023	90, 610	90, 334	90, 061	89,880	89, 518	89, 249	88, 981	88, 806
	石名坂	1/年	38, 175, 06	40, 095, 02	53, 326, 10	54, 963. 34	55, 614. 34	58, 957. 29	60, 179, 86	58, 541_51	59, 144, 20	56, 093, 52	60, 711	60, 505	23, 845	23, 729	23, 623	23, 517	23, 412	23, 306	23, 200	23, 095	22, 990
	北部	t/年	49, 085, 77	51, 826, 33	38, 238, 20	37, 443, 62	38, 226, 50	34, 758. 13	32, 972, 15	33, 577, 16	32, 910. 71	30, 763. 45	31, 785	31, 705	68, 179	66, 881	66, 711	66, 544	66, 468	66, 212	66, 049	65, 886	65, 815
	破砕残渣(藤沢RP)	t /年	4, 856. 36	5, 317. 61	9, 390. 22	9, 199. 71	9, 085. 89	8, 858.11	8, 497. 15	8, 564, 38	8, 962. 64	9, 618. 29	9, 123	9, 133	9,808	9, 807	9,813	9,817	9, 828	9,822	9, 825	9, 826	9, 830
	破砕中(可燃)	t /年	6, 325, 67	4, 527. 07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0:00	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	.0	114
	テーブ類 一次を (エタを)	t/年	150, 33 1, 520, 17	223. 74 1, 408. 45	206.06 1,277.69	156. 93 1, 303. 22	132.47	1, 380, 44	1, 111, 53	98. 47 1, 048. 64	95, 14	115. 92 882. 27	983	113 958	113	113	114	114 890	114 879	114 866	114 855	114 847	840
	切断(石名板)	1/年	100000000000000000000000000000000000000			271.38	287.60	349.94		258.85	1, 168, 10 257, 04	264.52		-	939	919	903	-	27770		-		1000
	資源残渣ブラ 廃食用油残渣	t/年 t/年	0.00	0.00	278, 79 14, 03	14.66	16.11	16.78	312.75 16.83	15.63	18.48	19.74	290 17	290	291	290 17	290	290 17	291	290 17	290	291 17	291
	可燃手選別	1/年	0.00	10.08	0.00	26.31	14. 84	158.14	15.51	18, 30	29. 21	27.13	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	脱水ケーキ	1/年	450.85	375. 43	339.52	339. 92	334.40	144.70	268. 92	228.04	216.34	226. 01	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241
	テントハウス布団等切断	1/年	761, 13	659.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
180	出量	t /年	14, 101, 55	remove to the time	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	27271781	11, 590, 79		11, 173, 26	11, 021, 74	11, 027, 22	10, 615, 53	11, 244	11, 213	12, 941	12, 756	12, 723	12, 691	12, 672	12, 626	12, 595	12, 563	12,544
lem:	灰溶融	1/年	12, 298, 12	12, 772, 64	11, 535, 70	11, 279. 34	11, 487, 83	10, 920, 87	11, 079, 77	10, 925, 41	10, 932, 17	10, 532, 40	11, 146	11, 116	12, 911	12, 726	12,694	12, 661	12, 643	12, 597	12,566	12, 534	12, 516
	加湿灰	t/年	2, 045. 74	2, 876, 94	4, 202, 18	4, 121. 76	4, 146, 48	3, 903. 98	4, 276, 92	3, 892, 72	3, 867, 54	3, 752, 84	4, 068	4, 053	1, 254	1, 246	1, 238	1,230	1, 222	1, 215	1, 208	1, 200	1, 193
	烧却不燃物	t/年	1, 184, 70	1, 024. 31	1,503.62	1, 372. 78	1,537.56	1, 485. 34	1, 356. 19	1, 479.30	1, 344. 36	1, 210. 47	1, 429	1, 424	441	438	435	432	430	427	424	422	419
	烧却灰	t/年	9, 067, 68	8, 871, 39	5, 829. 90	5, 784, 80	5, 803. 79	5, 525. 30	5, 420. 94	5, 458, 88	5, 495, 84	5, 417, 42	5, 425	5, 415	11, 216	11, 043	11, 021	10, 999	10, 991	10, 955	10, 934	10, 913	10, 904
	他市施股煉部灰 (市外撤出分)	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.25	25. 72	94, 51	224, 43	151.67	225	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エコセメント	1/年	1, 758. 18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固化灰	1/年	663.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>換却灰</b>	t/年	1,094,82	0.00	0.00	0.00	0,00	0,00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	燒却磁選物	1/年	45. 25	47, 72	96. 74	112.54	102.96	95,46	93. 49	96.33	95.05	83.13	97	97	30	30	30	29	29	29	29	29	29
- 150	棄者処分	1/年	45. 25	47, 72	96. 74	112.54	102.96	95.46	93. 49	96.33	95.05	83.13	97	97	30	30	30	29	29	29	29	29	29
最最	終処分量	1/年	195.12	198.74	270.56	198.93	304. 27	251, 10	113, 50	190.45	360.75	110.33	246	246	246	246	245	245	245	245	244	244	244
拠	不燃ガラ	1/年	0.00	0.00	23, 48	6.73	9.39	12, 33	7.81	5.53	8. 24	10.63	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
分	直接埋立量	1/年	195.12	198.74	247. 08	192, 20	294.88	238.77	105.69	184, 92	352.51	99.70	237	237	237	236	236	236	236	235	235	235	235
最終型	分率	96	0.14	0.14	0.19	0.14	0.21	0.18	0.08	0.14	0.26	0.08	0.18	0, 18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0, 18	0.18
				Thursday.				-															

表 6 ごみ排出量の将来予測(排出抑制あり)③

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資 直接資源化量	1/年	32, 120, 60	32, 431, 45	32, 213, 58	31, 691, 86	31, 899, 45	31, 205. 24	30, 974, 75	30, 865, 78	30, 955, 70	32, 013, 05	30, 764	30, 742	30, 835	30, 740	30, 761	30, 765	30, 878	30, 799	30, 820	30, 850	30, 924
派 新聞	1/年	2, 916, 79	2, 698, 56	2, 712, 90	2, 516, 56	2, 399, 12	2, 202, 31	2.054.93	1, 814, 62	1, 607, 33	1, 295, 21	1,818	1,817	1, 822	1,816	1,819	1,820	1,828	1, 823	1, 823	1, 826	1,830
at its	1/年	5, 646, 48	4, 633, 61	4, 569. 95	4, 376, 28	9, 941, 13	9, 548. 74	9, 291, 35	9, 124, 20	9, 028. 09	8, 768. 39	9, 101	9,090	9, 118	9,087	9, 089	9,090	9, 122	9, 096	9, 101	9, 109	9, 128
雑紙	1/年	4, 564. 36	5, 759, 43	5, 653, 69	5, 582. 02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ポール	1/年	3, 698. 59	3, 759, 23	3, 840, 02	3, 829. 23	3, 849, 49	3, 823. 13	3, 761. 92	3, 784. 38	3, 865, 55	4, 489, 24	3, 779	3, 771	3, 773	3, 758	3, 753	3, 748	3, 754	3, 739	3, 737	3,734	3, 736
街	t/年	1,341.36	1,361.70	1, 272, 10	1, 251, 23	1, 232.91	1, 206, 69	1, 219. 98	1, 216.52	1, 236, 43	1, 358, 98	1, 216	1, 213	1, 214	1, 208	1, 208	1,204	1, 206	1, 203	1, 201	1, 199	1, 201
ピン	1/年	3, 078. 61	3, 164, 78	3, 165, 88	3, 122, 12	3, 154, 16	3, 065. 96	3,056.03	2, 932, 19	2, 916, 83	3, 139. 55	2,949	2, 941	2, 943	2, 930	2, 927	2, 921	2, 926	2, 915	2,913	2,910	2, 911
布	1/年	2, 334. 71	2, 191, 94	2, 089, 38	2, 139. 21	2, 103, 82	1, 998. 59	2, 035. 91	2, 082. 90	2, 154, 45	2, 467. 83	2,082	2,082	2, 092	2,089	2, 091	2,096	2, 106	2, 102	2, 107	2, 111	2, 120
牛乳パック	t/年	193.60	186.01	189. 21	176.75	184.83	181.91	174.81	178.14	179.31	193.06	178	180	182	184	187	187	191	193	195	195	199
廃食用油	t/年	130.49	168, 28	192.87	202.05	207.90	209.45	212.18	224. 23	245.60	222.61	225	226	225	225	224	224	223	223	223	222	223
商品プラスチック	t/年	4. 23	97, 15	70, 70	71.79	83. 09	80.07	76. 32	80.72	91.95	107, 17	84	92	104	112	122	132	144	150	159	169	179
ベットボトル	1/年	1, 159, 42	1, 208, 71	1, 195. 22	1, 209. 42	1, 288, 23	1, 372, 65	1, 362, 50	1,578.90	1,597.98	1, 582. 74	1,504	1,501	1,502	1, 497	1,496	1,494	1,496	1, 491	1, 490	1, 489	1,490
その他容器包装	t/年	6, 731.51	6, 857, 20	6, 902, 19	6, 813, 19	6, 962. 42	7, 037. 13	7, 235, 22	7, 344. 80	7, 528. 21	7, 876, 04	7, 333	7, 331	7, 359	7, 339	7, 347	7,352	7, 386	7, 369	7, 378	7, 389	7, 412
剪定枝 (コール制)	1/年	125.62	111, 19	89. 77	99.96	120.63	109.97	115.24	115.03	106.02	110.44	113	113	114	113	113	113	113	112	112	112	112
剪定核(石坂持込分)	1/年	194.83	233.66	268.36	299.16	369.32	366.22	373.12	381.59	391.08	399_42	377	377	377	374	375	374	374	373	372	373	372
使用済み小型家電	1/年	0.00	0.00	1.34	2.88	2.41	2.42	5. 24	7.56	6.87	2.37	6	7	8	8	9	9	10	10	- 11	11	12
中間処理後資源化量	1/年	15, 697, 20	14, 406, 42	13, 761. 34	13, 363, 91	13, 618, 10	13, 112, 82	13, 276. 08	13, 292. 94	13, 362, 01	12, 974, 61	13, 488	13, 461	15, 192	15, 006	14, 975	14, 944	14, 927	14, 880	14, 849	14, 818	14, 800
破砕磁性物	t/年	1, 343, 86	1, 359, 49	1, 839, 96	1, 585. 28	1, 384, 72	1, 398. 54	1,415.96	1, 477, 39	1,571.62	1, 831. 96	1,502	1,504	1,506	1,506	1,507	1,507	1,509	1,508	1,509	1,509	1,509
破砕アルミ	1/年	0.00	0,00	72. 34	74.34	65. 85	59.59	45. 68	33.81	25, 56	26, 74	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
砂入空缶	1/年	11, 62	9, 44	10, 49	6. 66	8. 21	6, 68	5. 78	4. 28	2.73	1_75	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
未破砕くず鉄	t/年	0.00	0.00	0.00	37.37	325.08	393.17	398.09	509.11	489. 29	472.52	437	438	439	439	439	439	439	439	439	439	440
羽毛布団	t/年	0.00	0,00	0.00	4.80	12.37	16.47	19.30	19.76	15, 25	17. 96	17	17	17	.17	17	17	17	17	17	17	.17
小型家電(大型ごみ)	1/年	240, 17	217, 13	206, 11	263, 58	231, 08	222.04	218.01	226.85	230, 34	8.15	234	234	235	235	235	235	235	235	235	235	235
不燃大型市外撤出	1/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0.	0	0	0	0	0	9
焼却磁退物 (業者処分)	t/年	45, 25	47. 72	96. 74	112.54	102.96	95.46	93. 49	96. 33	95. 05	83.13	97	97	30	30	30	29	29	29	29	29	29
灰溶融	1/年	12, 298, 12	12, 772, 64	11, 535, 70	11, 279, 34	11, 487, 83 4, 146, 48	10, 920. 87	11, 079, 77	10, 925, 41	10, 932, 17	10, 532, 40	11, 146	11, 116	12,911	12, 726	12, 694	12, 661	12, 643	12, 597	12, 566	12, 534	12,516
加湿灰 焼却不燃物	1/年	2, 045, 74 1, 184, 70	2, 876. 94 1, 024. 31	4, 202, 18 1, 503, 62	4, 121, 76 1, 372, 78	1, 537, 56	3, 903. 98 1, 485. 34	4, 276, 92 1, 356, 19	3, 892, 72 1, 479, 30	3, 867, 54 1, 344, 36	3, 752, 84 1, 210, 47	4, 068 1, 429	4, 053 1, 424	1, 254	1, 246	1, 238	1, 230	1, 222	1, 215	1, 208	1, 200	1, 193 419
操却灰	1/年	9,067.68	8, 871, 39	5, 829, 90	5, 784, 80	5, 803, 79	5, 525, 30	5, 420. 94	5, 458, 88	5, 495, 84	5, 417, 42	5, 425	5, 415	11, 216	11, 043	11, 021	10, 999	10, 991	10, 955	10, 934	10, 913	10, 904
他市施設領亜灰 (市外輸出分)	1/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6, 25	25. 72	94.51	224. 43	151.67	225	225	0	0	0	10, 939	10, 931	10,933	10, 334	0,913	10, 304
エコセメント	1/年	1, 758, 18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
園化灰	1/年	663.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>快却灰</b>	1/年	1, 094, 82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル展示場	1/年	81.92	74, 62	58. 28	39.66	32. 28	28.90	28.04	19.52	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみコンポスト	1/年	5, 490, 84	5, 566, 00	5, 644, 17	5, 715, 57	5, 771, 62	5, 789, 47	5, 852, 84	5, 896, 39	5, 944, 41	6, 022, 41	1, 126	1,170	1, 213	1,257	1, 301	1,344	1,388	1, 431	1, 475	1,519	1, 562
処理困難物	1/年	154, 42	162.14	135, 18	145.72	155, 43	139, 31	137, 26	146.63	147, 87	162.30	145	145	146	145	145	145	146	146	146	146	146
廃乾電池	1/年	66, 10	91, 03	70, 92	88. 57	96. 67	86.58	87. 43	98. 70	100, 75	111_34	94	94	94	94	94	94	95	94	94	95	95
小型二次電池	1/年	0.00	0,00	0.50	0.68	1.08	1.54	2.38	1.32	1.73	1_77	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
廃バッテリー	t/年	0.51	2.95	1.36	0.52	1.41	0.86	1.15	0.78	0.69	0.98	1	31	1.	1.	1	1	1	1	(E)	1.	1
廃タイヤ	1/年	26, 14	23, 75	28. 26	19.67	14.79	13, 88	17.05	14.09	15.37	19.28	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
將鉄	1/年	24, 80	5. 69	7, 95	3.01	0,00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃蛍光管	1/年	11.46	35.09	23, 94	24, 70	34, 26	28.34	26. 63	26.99	26, 17	26, 80	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
家電4品目	t/年	7.41	3.63	2.16	8.53	7, 14	8, 05	2.59	3, 48	3.05	2.07	5	5	5	5	5	5	5	2001	5	5	5
廃パソコン	1/年	18.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0,00	0	0	0	0	0	0		2000	0	0	0
クロン	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1, 23 0, 04	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(灰熔融+エコセメント除く)	1/4	39, 488, 68	39, 867, 99	40, 276, 85	39, 677, 38	39, 989, 05	82,086,10	82, 843, 25	82, 691. 96	83, 294, 44	67, 810. 31	34, 232	34, 257	34, 331	34, 281	34, 347	34, 396	34, 557	34, 520	34, 587	34, 661	34, 781
合計	t/年	53, 544, 98	52, 640, 63	51, 812, 55	50, 956, 72	51, 476, 88	93, 006, 97	93, 923. 02	93, 617, 37	94, 226, 61	78, 342, 71	45, 378	45, 373	47, 242	47, 007	47, 041	47, 057	47, 200	47, 117	47, 153	47, 195	47, 297
	96	25.3	24.7	25. 1	24. 7	24.5	24. 2	24. 2	24. 4	24. 3	25. 9	24.2	24. 3	24.4	24. 6	24. 6	24. 7	24.8	24.8	24.9	24. 9	25.0
貴雄化率(1)(反熔験+エコセメント除く)※	96	25. 2	24. 6	25. 1	24. 6	24.4	24. 1	24.1	24. 3	24. 2	25. 8	24.1	24.2	24.3	24. 5	24.5	24. 6	24.7	24.7	24.8	24.8	24.9
	96	35.9	34.0	33.6	33.0	32.8	32.2	32.4	32.5	32.4	33. 9	32.4	32.5	33.8	34.0	34.1	34.1	34.2	34.2	34.3	34. 4	34. 4
資源化率 (Ⅱ) ※	96	35.8	33. 9	33.5	32.9	32.7	32.1	32.3	32, 4	32.3	33. 7	32.3	32.4	33, 7	33.9	34.0	34.0	34.1	34. 1	34. 2	34.2	34, 3
ごみ処理量 (集団回収量食む)	1/年	133, 018. 93	137, 636, 41	137, 244, 14	137, 258, 74	139, 454, 18		137, 294, 47	_	137, 533. 27	133, 530, 98	137, 119	136, 797	136, 705	135, 174	134, 912	134, 634	134, 571	134, 106	133, 853	133, 607	133, 504
リサイクル率 R	96	35.9	34.0	33.5	32.8	32.6	32.0	32.2	32.4	32.2	33. 7	32.3	32.3	33.7	33.8	33.9	34.0	34.0	34. 1	34.1	34.2	34, 2
ごみ処理量(集団回収量含まず)	t/年	109, 109, 71	113, 615, 72	113, 487, 44	113, 991, 49	116, 297, 74	116, 150. 47	115, 411.04	114, 929, 81	116, 207, 73	111, 488. 94	115, 688.0	115, 383. 9	115, 229, 7	113, 764, 7	113, 491, 3	113, 211. 5	113, 071, 1	112, 661. 9	112, 394, 8	112, 132.0	111,977,0
リサイクル率 R'	46	43.8	41.2	40.5	39.5	39, 1	38. 2	38, 3	38. 4	38.1	40. 4	38.3	38.3	39.9	40. 2	40.3	40.4	40.5	40.5	40.6	40.7	40, 8

## 2. 用語説明

ア行	
● 一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」
	に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動
	によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭
	ごみ」に分類される。
● 一般廃棄物処理シ	国が示した、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるための、一般
ステム指針	廃棄物処理事業のシステム評価手法における指針。環境省ホームページにて
	「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」が公表されている。
● 一般廃棄物処理実	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「藤沢市廃棄物の
施計画	減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理計
	画を策定している。実施計画は、年度ごとの一般廃棄物処理事業計画を定め
	るものである。
● 一般廃棄物処理実	国が実施している、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを
態調査	目的とした調査。平成 10 年度より毎年度実施されており、調査結果につい
	ては環境省ホームページにて公表されている。
● エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうし
	た課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
● SDGs	SDGs とは Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称
	で、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された平成 28 (2016) 年から
	令和 12 (2030) 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するため
	の 17 のゴール (なりたい姿)・169 のターゲット (具体的な達成基準) で構
	成されている。SDGs は、パリ協定と併せて地球規模の問題として、世界各
	国で政府、自治体や企業、一般市民に至るまで取組が進んでいる。
力行	
● 海洋プラスチック	普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたり
ごみ	して、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。中でも直径 5mm 以下の
	微細なものをマイクロプラスチックという。
● 家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から発生するごみのこと。
● 家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、
	洗濯機、衣類乾燥機等の家電を対象に、消費者はリサイクル費用と収集・輸
	送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メ
	ーカーは再商品化をそれぞれ義務づけている。
● カーボンニュート	環境に関する用語で、本来は、「植物や植物由来の燃料を燃焼して CO <sub>2</sub> が
ラル	発生しても、その植物は成長過程で CO <sub>2</sub> を吸収しており、ライフサイクル全
	体(始めから終わりまで)でみると大気中の CO <sub>2</sub> を増加させず、CO <sub>2</sub> 排出量
	の収支は実質ゼロになる」という考え方のこと。近年では、それが概念化さ
	れ、CO <sub>2</sub> の増減に影響を与えない性質や、二酸化炭素の排出量と吸収量のバ
	ランスが優れている状態を表す際にも、「カーボンニュートラル」と表現さ
	れる。CO <sub>2</sub> 排出量を削減するための植林や再生可能エネルギーの導入など、
	人間活動における CO₂排出量を相殺することもカーボンニュートラルと呼ば
	れている。

● 環境基本法	平成 5(1993)年 11 月 19 日に公布、施行。環境の保全についての基本理
● 垛児巫平伝	一十成 5 (1993) 平 11 万 19 日に公和、旭刊。泉境の床主に 3 (1993) 平 11 万 19 日に公和、旭刊。泉境の床主に 3 (1993) 全部 (1993) 会として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展
	ぶこして、「環境の忘れの学文と極承寺」「環境への負荷の学ない行続的光展   が可能な社会の構築等   「国際的協調による地球環境保全の積極的推進   の
	3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る
	責務を明らかにしている。
● キエーロ	土中のバクテリアを利用して生ごみを消滅させる容器。キエーロは松本信
<b>→</b> +⊥−□	
▲ 幼魚	夫さん (葉山町在住) が商標登録しているもの。
●協働	市民・事業者・NPO法人等・大学・行政が対等な立場で連携し、お互いの
	信頼関係のもと、力を合わせ、協力して環境保全やまちづくりなどを行うこ
<b>●</b> ₩11 \ .□#∃	で、 の 在 世 パ 小 か ) 参加 日 か り ・ パッナ 暦 中 か ) で 中 ユ ・ ト マ テ )
● グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。
	グリーン購入比率=グリーン購入に取り組む分野で実際にグリーン購入
<b>→</b> 74-78-32-33-33-34-34	した金額(数量)/グリーン購入に取り組む分野の総購入金額(数量)
● 建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。建設資材を用いた
	建築物等の解体工事、または特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規
	模以上の工事の施工者は、施工方法に関する基準に従って分別解体等し、再
	資源化等することが義務付けられている。
● 原単位	1人1日当たりのごみ発生量・排出量や1日当たりのごみ排出量のこと。
● 公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域などのこと。
	そのため、個人や事業所の池などは含まれない。
● 小型家電リサイク	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。デジタルカ
ル法	メラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務
	大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた
	再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関
	する特例等について定めた法律のこと。
● 戸別収集	路上などに設けられた集積所によるごみ収集に対して、戸別収集は、戸建
	住宅など、それぞれの建物の敷地内にごみ置き場を設定し、ごみを収集する
	方法のこと。本市では、平成19年4月1日より戸別収集が導入された。
	不要物となり、集積所などに出されたもの(資源物含む)。
● ごみ	(占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった
	物。)
	本市において平成 19 年 10 月 1 日より、①環境の創造や財源の確保、②負
● ごみ処理有料化	担の公平性の確保、③ごみの発生抑制、④分別資源化の促進とともに、ごみ
	処理施設や最終処分場の延命化を目的としてごみ処理の有料化が導入され
	た。
	ごみ排出量+リサイクル展示場資源化量+生ごみ資源化量
● ごみ発生量	(ごみ発生量には、スーパーなどの店頭回収量等も含まれるが、量の把握が
	困難なため上記の定義とする。)
● ごみ排出量	(分別収集及び分別搬入された) 家庭系、事業系、公共系ごみの総量
● コンポスト容器	生ごみを土中のバクテリアや菌体を利用して堆肥とするための容器。
サ行	
● 災害廃棄物仮置場	災害発生時に個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等か
	ら災害廃棄物を被災地内において仮に集積、分別・保管する場所のこと。
● 最終処分	廃棄物を焼却や資源化・再利用等で中間処理し、最終的に残った焼却灰等
	を埋め立て処分すること。
● 最終処分率	最終処分量/ごみ排出量
	<u> </u>

● 産業廃棄物	事業活動によって生じる廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカ
● 建水ル木 1/2	リ、廃プラスチックなど 20 種類の限定された廃棄物のこと。業種の限定も
	ある。
● サーキュラー・エ	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有
コノミー	効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこ
	と。
	して。 例)企業が寿命を迎えた製品を回収し、価値のある素材や部品等を取り出し
	て再利用することや製品設計の段階で修理や部品交換ができるようにし、修
	理等を行うことで新たな価値を加えて、意図的に製品の使用期限を延ばすこ
	と等。
<ul><li>事業系ごみ</li></ul>	事業活動に伴って生じる廃棄物のことで、事業系一般廃棄物と産業廃棄物
● 事未派 こ 0 / 1	に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物を事業系ごみとしている。
<ul><li>● 資源有効利用促進</li></ul>	資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。自動車やパソコンなどの製
法	最について、3Rの取組の強化をメーカーに求めている。
<ul><li></li></ul>	使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。使用済自動車から発生す
<ul><li>● 自動車リッイクル</li><li>法</li></ul>	使用併日勤単の丹員原化寺に関する伝律の暗称。使用併日勤単から光生するシュレッダーダスト(破砕ごみ)、エアバッグ、フロンガスの低減化を図
石	り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務づけている。
● し尿	人体から排出される大便と小便の混合物のこと。
● 資源化率 I	【平成28年度~令和2年度】旧計画
● 真伽化学 1	【十成 20 千度 で 〒 和 2 千度 】 旧計 画   灰溶融等資源化を含まないごみ発生量中の資源物の割合(資源回収量+処理
	【令和3年度~令和13年度】本計画 灰溶融等資源化を含まないごみ発生量中の資源物の割合(資源回収量+処理
	過程が5の資源化重するの他家電グリイグル重//この光生重 ※旧計画の資源化率の定義を見直し、本計画の資源化率の計算対象は本市の
	処理施設で資源化しているものを対象とします。そのため、本市の施設で資
	源化できない処理困難物は、計算対象から除くものとします。
 ● 資源化率 II	【平成28年度~令和2年度】旧計画
● 貝伽仁平Ⅱ	「一版 26 千度 ~ 〒和 2 千度 」 旧 計画
	源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量+処理困難
	物)/ごみ発生量
	【令和3年度~令和13年度】本計画
	下がる 子及 * 1が10 子及   本前
	源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量)/ごみ発生
	量
	※資源化率 I と同様
● 循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概
●相來至任五	念。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)では、まず製品
	等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはでき
	るだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正
	に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑
	制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
● 循環型社会形成推	循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサ
進基本法	イクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、
	個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効あ
	る取り組みの推進を図ることを目的としている。

● 浄化槽	し尿と生活雑排水(台所や風呂の水など)を併せて処理する浄化槽のこと。
	浄化槽は、みなし浄化槽と比べて河川等へ放流される水質汚濁物質の削減効
	果が高く、公共下水道が整備されていない地域における有効な生活排水処理
	施設となっている。
● 浄化槽汚泥	浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解され
	ない浮遊物質などの総称のこと。
● 浄化槽法	生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽
	の設置、保守点検等を定めた法律のこと。令和元年に一部改正が行われた。
	主な改正の内容は次のとおり。①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に
	関し、その適切な実施を図るために必要な指針を環境大臣が定めることがで
	きることとする。②浄化槽台帳の整備に関して、記載項目(設置状況、保守
	点検・清掃の実施状況等)等を定める。③浄化槽処理促進区域の指定、公共
	浄化槽制度、使用の休止の届出、協議会の組織に関して、必要な手続等を定
	める。
● 湘南東ブロックご	平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、
み処理広域化実施計	茅ヶ崎市及び寒川町の2市1町が「湘南東ブロック」として位置付けられた
画	ことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、平成 19
	年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定したもの。平成
	23 年度、平成 28 年度、令和 3 年度に計画の改定をしている。
● 商品プラスチック	一般家庭から出る「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品で、
	金属・木材などが含まれていないもののこと。
● 食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から
	排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等
	の促進を義務づけている。
● 食品ロス (残渣)	食べられるのに捨てられてしまう食品(残渣)のこと。皮を厚くむきすぎ
	たり、脂っこい部分など調理せずに取り除いた部分(過剰除去)、作りすぎ
	て食べ残された料理(食べ残し)、冷蔵庫等に入れたまま期限切れとなった
	食品(直接廃棄)などがある。
● 3 R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出
	たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこ
	と。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」
	「リサイクル(Recycle=再生利用)」の3語の頭文字からこう呼ばれている。
● 生活雑排水	家庭における台所や洗面所、風呂からの排水のこと。
● 生活排水処理率	生活排水を適正に処理している人口の割合のこと。
	生活排水処理率(%)=(公共下水道人口+浄化槽人口+農業・漁業集落排
	水人口+コミュニティープラント処理人口)/(計画処理区域内人口)×100
タ行	
● ダイオキシン	水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラージオキ
	シン (PCCD) と、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめた「ダイオキシ
	ン類」のこと。ポリ塩化ビフェニール(PCB)のうち、ダイオキシン類と類似
	の生理作用をもつコプラナーPCB (Co-PCB) と呼ばれる一群の物質も含まれ
	る。ダイオキシン類は、塩素を含むプラスチックやビニール製品など様々な
	物質が混在している廃棄物などが、低温で不完全燃焼を起こしたときに非意
A B III	図的に発生する。
● 多量排出事業者	1月平均3t以上又は年間36t以上の事業系一般廃棄物を排出する者。毎
	年、前年の排出量データをもとに、更新する。

● 地域循環共生圏	地域がそれぞれの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形
	   成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活
	   力が最大限に発揮されることを目指す考え方。「地域循環共生圏」の創造に
	より、持続可能な循環共生型の社会を構築していく。
● 地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守
	るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務につい
	て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画のこと。
● 中間処理	収集したごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破砕、選別処理などによって、
	できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影
	響を与えないように処理すること。また、鉄やアルミなど資源として利用で
	きるものを回収し、有効利用すること。
● ディスポーザキッ	台所のシンク排水口に取付けたディスポーザーで生ゴミを粉砕し、排水と
チン処理システム	ともに処理槽で分解後、下水道や浄化槽に放流するシステム。
● DX(デジタルトラ	データとデジタル技術を活用して、人々の生活をあらゆる面でより良い方
ンスフォーメーショ	一方とアンプル技術を指加して、パペッシュ指をあらゆる曲でより扱い方面に変化させること。
ン)	阿に炙にごとること。   例) 大型ごみや特別大型ごみの収集申込のオンライン化や人口分布や交通量
	情報を踏まえた収集運搬ルートの効率化によって低炭素化を図ること。
● 特定処理品目	本市において、分別収集、個別処理が必要な品目。令和3年6月時点では、
● NÆÆÆm i	蛍光管、電池類、水銀体温計、テープ類、ライター、ガスボンベ、スプレー
	田儿自、电他類、小歌性血可、ケーク類、ケイケー、ガハかど・、ハクレー缶。
- 大行	Ш <sub>0</sub>
ハ行 ● バノナプラスチェ	御仕物ファト・マルハ研シャフ「サハ研料プニュエ・カーエババノナーコナ
● バイオプラスチッ	微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを
<i>D</i>	原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。一定の管理された循
	環システムの中でそれぞれの特性を生かすことで、プラスチックに起因する
	様々な問題の改善に幅広く貢献できる。
● 廃棄物	廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売
	却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふ
	ん尿、廃油などの固形状又は、液状のものと定義される。廃棄物の中には、
	主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生
●成本性の知理サイド	する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。
●廃棄物の処理及び	略して廃棄物処理法や廃掃法ともいわれる。廃棄物に関する基本的な法律
清掃に関する法律	であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定してい   -
	る。 ************************************
● 廃棄物減量等推進	一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関して審議を行い、市長に答
審議会	申、または建議するための市の付属機関のこと。
● 灰溶融等資源化	ごみ焼却施設から発生する焼却灰等を 1,200℃以上の高温で溶融させ、徐
	冷スラグ化、または、エコセメント化させること。土木資材としての再利用
	が可能となる。
● 発生抑制	ごみの発生を減らすこと。
● フードバンク	主に企業や農家から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食品を
	寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動および団
	体、また、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施
	設等へ無料で提供する活動および団体のこと。
● フードドライブ	家庭で買いすぎて食べきれないものや贈答品が余っている場合などに、そ
	れらの食品を捨てるのではなく、本市の窓口等に持ち寄ることで、それらを
	必要としている福祉施設・団体等に寄付する活動のこと。

マ行	
● マイクロプラスチ	微細なプラスチックごみ (5 mm以下) のこと。
ック	poor de se
● みなし浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽のこと。みなし浄化槽の設置は、浄化槽法の改
	正により平成13年4月から禁止されている。
ヤ行	
● 要処理量	(分別収集及び分別搬入された) 可燃ごみ、大型ごみ、不燃ごみの総量で処
	理が必要な量
● 容器包装リサイク	容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成 7 年度に成立した法
ル法	律。この法律では、住民においては分別の協力を、市町村においては国が定
	める分別基準に適合する形での収集を、事業者においては容器包装廃棄物を
	再資源化するという枠組みとなっている。
ラ行	
● Renewable (リニュ	再生可能な資源に替えること。
ーアブル)	例) プラスチックのレジ袋を繰り返し使用できるバイオマスプラスチックに
	替えること。なお、バイオマスプラスチックとは、再生可能な生物由来の資
	源を原料にしたプラスチックのことで、原料はトウモロコシ等の植物の非可
	食部分から作られる。
● Refuse(リフュー	ごみの発生を回避すること。(本計画においては、リデュースにリフュー
ズ)	ズを含みます。)
	例) 買い物時に必要なものを必要なだけ買うことやマイバックを持参し、レ
	ジ袋や過剰包装を断ること。
ワ行	
● ワンウェイプラス	一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品(使い捨
チック	てプラスチック) のこと。